

令和 7 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

3 月 会 議

令和7年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

令和7年3月3日（月）

開議 午前10時02分

延会 午前11時56分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1 号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2 号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3 号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 8 議案第 5 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 9 議案第 6 号 森町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 7 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 8 号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 9 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第10号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第11号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第12号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 16 議案第13号 令和6年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 17 議案第14号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

- 1 8 議案第 1 5 号 令和 6 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 9 議案第 1 6 号 令和 6 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 2 0 議案第 1 7 号 令和 6 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 2 1 議案第 1 8 号 令和 6 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 2 2 議案第 1 9 号 令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 2 3 議案第 2 0 号 令和 6 年度森町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 2 4 議案第 2 1 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 5 議案第 2 2 号 財産の取得について【水産化ナトリウム】
- 2 6 議案第 2 3 号 財産の取得について【ポリ鉄 R 購入】
- 2 7 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（古川ゆきみ）
- 2 8 発議第 1 号 森町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 9 発議第 2 号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 3 0 発議第 3 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 3 1 発議第 4 号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 3 2 議案第 2 4 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 5 号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 6 号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 7 号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について
- 議案第 2 8 号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 議案第 2 9 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町ふれあいの森）
- 議案第 3 0 号 令和 7 年度森町一般会計予算
- 議案第 3 1 号 令和 7 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 2 号 令和 7 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 3 号 令和 7 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 3 4 号 令和 7 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 3 5 号 令和 7 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 令和 7 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 3 7 号 令和 7 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 3 8 号 令和 7 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 3 9 号 令和 7 年度森町公共下水道事業会計予算
- 3 3 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 3 4 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について

- 35 議長の常任委員会委員の辞任について
 36 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
 37 意見書案第 1 号 インボイス制度の廃止を求める意見書
 38 議員の派遣について
 39 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長 14 番	木 村 俊 広 君	副議長 1 番	伊 藤 昇 君
2 番	河 野 文 彦 君	3 番	高 橋 邦 雄 君
4 番	河 野 淳 君	5 番	山 田 誠 君
6 番	野 口 周 治 君	7 番	斉 藤 優 香 君
8 番	千 葉 圭 一 君	9 番	佐々木 修 君
10 番	加 藤 進 君	12 番	東 隆 一 君
13 番	松 田 兼 宗 君		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	山 下 英 一 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総務課参事併 選挙管理委員会 書 記 長	石 岡 丈 宜 君
監査事務局書記長	小 田 桐 克 幸 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
企画振興課参事	池 田 恵 太 君
税 務 課 長	東 克 宏 君
保健福祉課長兼 保健センター長	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野 友 章 君
住民生活課長	阿 部 泰 之 君

子育て支援課長	野	崎	博	之	君
環 境 課 長	川	口	武	正	君
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農 林 課 技 術 長	濱	野	真	行	君
農 林 課 参 事	佐	藤		司	君
水 産 課 長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	白	石	秀	之	君
建 設 課 長	富	原	尚	史	君
建設課技術長	伊	藤	正	吾	君
砂原支所長兼 地域振興課長	落	合	浩	昭	君
町民福祉課長	奥	山	太	崇	君
教 育 長	毛	利	繁	和	君
学校教育課長	坂	田	明	仁	君
学校教育課参事	藤	嶋		希	君
学校教育課参事	名	生	達	也	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
社 会 教 育 課 文化財保護係長	高	橋		毅	君
体 育 課 長 兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	敦	賀	靖	之	君
国 保 病 院 経営企画総括監兼 さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	松	居	順	一	君
消 防 次 長	佐	山	寿	一	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小 田 桐	克	幸	君
---------	-------	---	---	---

次 議 庶	長 事 務	兼 係 長	兼 長	関	孝	憲	君
庶	務	係		木	村	友	理
総	務	係		近	江	篤	市
総	務	係		山	内	梨	沙
財	政	係		川	本	歩	美
行革D X推進係				水	口	祐	太
人 事 厚生係				山	崎	友	也
人 事 厚生係				満	間	笑	歩

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 5 議案第 5 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 6 議案第 6 号 森町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 7 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 8 号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 9 号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 10 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 11 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 12 号 森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 1 3 議案第 1 3 号 令和 6 年度森町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 1 4 議案第 1 4 号 令和 6 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 1 5 議案第 1 5 号 令和 6 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 6 議案第 1 6 号 令和 6 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 1 7 議案第 1 7 号 令和 6 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 1 8 議案第 1 8 号 令和 6 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 9 議案第 1 9 号 令和 6 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 2 0 議案第 2 0 号 令和 6 年度森町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 2 1 議案第 2 1 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 2 議案第 2 2 号 財産の取得について【水産化ナトリウム】
- 2 3 議案第 2 3 号 財産の取得について【ポリ鉄 R 購入】
- 2 4 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（古川ゆきみ）
- 2 5 発議第 1 号 森町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 6 発議第 2 号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について
- 2 7 発議第 3 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 2 8 発議第 4 号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

開議 午前 10 時 02 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

令和7年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第3項の規定により、3月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくよう、ご協力をお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席10番、加藤進君、議席12番、東隆一君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月13日までを予定しておりますので、議事運営にご協力お願いいたします。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第4、議案第1号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（瀧野尚史君） 議案第1号 森町課設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー１を提出しておりますので、併せてご参照願います。本案は、子育て世帯から高齢者世帯、その他多様な家庭環境に対して一体的かつ包括的な支援を切れ目なく実施するための課の統合及び町民の利便性を考慮した窓口業務の集約化を行うための組織の再編に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、「保健福祉課」を「保健福祉子育て課」に改め、「子育て支援課」を削るものです。

また、この改正に伴い、附則で森町議会委員会条例及び森町子ども・子育て会議条例も同様の改正を行おうとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第４、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第２号

○議長（木村俊広君）　日程第５、議案第２号　森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君）　議案第２号　森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー２を提出しておりますので、併せてご参照願います。本案は、国家公務員に係る仕事と生活の両立支援の拡充を踏まえ、森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、超過勤務の免除の対象となる子の範囲を現行の３歳未満の子から小学校就学の始期に至るまでの子に拡大するための改正及び介護離職防止のため個別の周知、意向確認及び環境整備に関する措置を定める条項の新設となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第6、議案第3号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー3を提出しておりますので、併せてご参照願います。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、法改正に伴う引用条項の変更となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第7、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてご説明いたします。

裏面を御覧ください。また、資料ナンバー4を提出しておりますので、併せてご参照願います。本案は、刑法の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容ですが、第1条の改正は、森町職員の給与に関する条例中の「禁錮」の文言を「拘禁刑」に、第2条の改正は森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例中の「禁錮」の文言を「拘禁刑」に、第3条の改正は森町個人情報保護法施行条例中の「懲役」の文言を「拘禁刑」にそれぞれ改めようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第8、議案第5号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課参事（石岡丈宜君） 議案第5号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。併せて資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運

営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、法を引用している条例に条ずれが生じてしまうため改正するものとします。

第1条では森町税条例を、第2条では森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をそれぞれ改正しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9　議案第6号

○議長（木村俊広君）　日程第9、議案第6号　森町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（東　克宏君）　それでは、議案第6号　森町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、森町国民健康保険税条例、森町介護保険条例、森町後期高齢者医療に関する条例に定めております納期について統一を図るため、関係する条例の一部を一括して改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例と議会資料6を併せて御覧ください。条例の朗読は省略させていただきまして、資料6、新旧対照表にてご説明いたします。なお、改正部分は下線で示しております。

資料2ページを御覧ください。国民健康保険税条例の改正です。第12条第1項中、第1期、第7期、第8期について、記載の期間で納期を改正しようとするものです。

続いて、資料3ページ、介護保険条例の改正です。第3条第1項第1号及び第7号、第8号の改正については、第1期、第7期、第8期の納期を改正しようとするものです。

続いて、資料4ページ、後期高齢者医療に関する条例の改正です。第4条第1項中、第

7期及び第8期について改正しようとするものです。

以上、3条例の納期について統一を図るものです。

議案の条例を御覧ください。下段の附則、施行期日は、令和7年4月1日としております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第9、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10　議案第7号

○議長（木村俊広君）　日程第10、議案第7号　森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君）　それでは、議案第7号　森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。条例の朗読を省略させていただきまして、資料番号7番の条例新旧対照表をご参照願います。提案理由でございますが、本案は森町公共下水道事業の全体計画の見直し並びに認可変更に伴い、条例に規定する諸元をそれぞれ改正するものです。

改正内容については、森町公共下水道事業本町処理区について、人口並びに1日最大処理水量を変更するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（木村俊広君） 日程第11、議案第8号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第8号 森町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。条例の朗読を省略させていただきまして、資料番号8番の2ページ、3ページの表と条例新旧対照表をご参照願います。提案理由でございますが、本案は水道法施行令の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されるため、本条例においても同様に改正するものです。

改正内容については、布設工事監督者の資格要件について、現行では水道に関する実務経験のみを対象としているところ、資格要件に下水道等に関する実務経験を含めるなど、資格要件の改正を行うものです。

技術上の実務経験年数のうち、2分の1は水道に関する実務経験を有することとします。

また、全国的に水道整備管理行政に携わる職員の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、学歴及び学科要件における土木工学科以外の課程の追加などを行い、併せて所要の改正をするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（木村俊広君） 日程第12、議案第9号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第9号 森町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

次ページをお開き願います。条例の朗読を省略させていただきまして、資料番号9番の条例新旧対照表をご参照願います。提案理由でございますが、本案は下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本条例においても同様に改正するものです。

改正内容については、除外施設の設置等について、健康環境被害物質等に係る排水基準の強化と所要の改正をするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（木村俊広君） 日程第13、議案第10号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（野崎博之君） 議案第10号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面を御覧ください。説明資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。説明資料にてご説明いたします。本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、当町の条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、第26条関係では懲戒権の濫用禁止に関する規定の削除、第53条関係ではアナログ規制の見直しに伴い具体的媒体名の削除または抽象的規定への改正を行うものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○13番（松田兼宗君）　確認なのですが、これに書いている対象になる保育事業というのは、具体的に全部の保育所、幼稚園を指しているのか、民間も含めてなのか、その辺確認をお願いします。

○子育て支援課長（野崎博之君）　お答えします。

当町でこの条例に該当する教育、保育施設としましては、町で運営している幼稚園、保育所が該当となります。

あと、地域型保育事業というのは、小規模保育、それから家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育ということになっていますので、今回のこの条例に関しては町立幼稚園2つ、それから町立の保育所、3つが該当になります。

以上です。

○議長（木村俊広君）　ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第13、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14　議案第11号

○議長（木村俊広君）　日程第14、議案第11号　森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（野崎博之君）　議案第11号　森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照願います。説明資料にてご説明い

たします。本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当町の条例につきましても下記内容及び所要の改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、第6条関係では安全計画の策定等を義務づける規定の新設、第7条関係では自動車を運行する場合の所在の確認を義務づける規定の新設、第13条関係では懲戒権の濫用禁止に関する規定の削除、第14条関係では感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を講ずる規定の新設、最後に5点目として各家庭的保育事業等における保育士、保育従事者の配置基準の規定を改正するものであります。

なお、現在町内に本条例の基準に基づく対象施設はございませんが、国の基準改正に基づき所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第14、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15　議案第12号

○議長（木村俊広君）　日程第15、議案第12号　森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（野崎博之君）　議案第12号　森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面を御覧ください。説明資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照願います。説明資料にてご説明いたします。本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当町の条例につきましても下記内容及び所要の改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、第6条関係では安全計画の策定等を義務づける規定の新設及び自動車を運行する場合の所在の確認を義務づける規定の新設、第12条関係では業務継続計画の策定等を努力義務化とする規定の新設、第13条関係では感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を講ずる規定の新設、附則第2条関係では職員に関する経過措置

について改正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（木村俊広君） 日程第16、議案第13号 令和6年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町一般会計補正予算の第12回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,031万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ143億9,980万3,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は第2表に、地方債の補正は第3表に記載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承ください。

それでは、8ページをお開き願います。歳入の主なものを説明いたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の6,820万3,000円は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム商品券販売事業補助金事業に充当しようとするものです。

次に、10ページ中段の款16道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費補助金、節1農業費補助金、担い手確保・経営強化支援事業補助金の523万1,000円は、歳出で説明する道の間接補助事業の補助金を計上するものです。

款17財産収入の33万円は、消防第3分団の車両更新に伴い、それまで使用していた消防車を売却した収入となっております。

次に、12ページの款19繰入金の財政調整基金繰入金は今回の補正財源として、減債基金

繰入金は臨時財政対策債の償還財源として計上するものです。

次に、14ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。なお、各科目に燃料費と光熱水費の補正がありますが、燃料単価及び電気料金の値上げが主な要因ですので、説明は省略させていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費の18万6,000円は、福祉灯油給付事業に予算不足が見込まれるため補正しようとするものです。

次に、18ページの項2児童福祉費、目2保育所費、節10需用費の修繕料50万円は、尾白内保育所の電気温水器取替え修繕をしようとするものです。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6病院費の1億5,695万4,000円は、国民健康保険病院事業会計へ補助金等を計上するものです。

次に、20ページの項2清掃費、目2ごみ処理施設費、節17備品購入費の14万7,000円は、森最終処分場のFF式ストーブが故障し、修理ができないことから、新たに購入するものです。

款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費の523万1,000円は、国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営の転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し必要な農業用機械、設備等の導入に対する支援を行う担い手確保・経営強化支援事業補助金を計上するものです。なお、本事業は全額明許繰越しをして令和7年度にかけて補助しようとするものです。資料ナンバー13を提出しておりますので、ご参照願います。

項2林業費の19万円は、鹿及びアライグマの駆除頭数増加により補正するものです。

次に、22ページの款7商工費の7,560万円は、プレミアム商品券販売事業補助金を計上するものです。本事業は、商品券、建設券ともにプレミアム率は50%に、販売セット数は商品券が8,000セット、建設券は6,000セットを販売するものです。なお、本事業は全額明許繰越しをして令和7年度にかけて実施しようとするものです。資料ナンバー14を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、24ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節12委託料の除雪業務委託料の増額は、降雪による予算不足に備え補正しようとするものです。また、節14使用料及び賃借料の増額も排雪処理の予算不足に備え補正するものです。

次に、26ページの項6住宅費の節10需用費の修繕料は、町営住宅の修繕箇所増加により予算不足が見込まれるため増額補正するものです。

次に、28ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の修繕料は、森小学校ボイラー室のラインポンプ交換修繕をしようとするものです。

次に、30ページの項5社会教育費、目2公民館費、節10需用費の修繕料は、砂原公民館の暖房配管漏水修繕のほか小破修繕料を計上するものです。

項6保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金補助及び交付金の30万円は、各種スポーツ大会補助金に予算不足が見込まれるため補正するものです。

目2体育施設費、節10需用費の修繕料32万5,000円は、町民体育館のボイラー室ラインポ

ンプの修繕をしようとするものです。

次に、32ページの項6保健体育費、目3学校給食費、節10需用費の修繕料23万7,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。

○6番（野口周治君）　お尋ねします。

プレミアム商品券販売事業についてですが、この制度は国の事業が大枠で固まっていて、その運用に当たって町独自で工夫をされているものと承知をいたしますが、それでよいかどうか。

その際に、例えばセット数あるいは適用、実際に使える期間について今回特に工夫をされていたり、消費だけではなくて建設にもと目配りをされているものと見ますが、それでよいかどうか2つ目。

第3点ですが、この運用によれば、この商品券を購入するときに一時の資金を用意できる人には恩恵がある。しかし、日々のお金の出し入れでいっぱいの方、たくさんおられます。1万円を用意できないという方もたくさんおられる。そういう方には恩恵がない、または受けられない。つまりお金のない人には当たらない制度ということになっているのではないか。今回このタイミングで組替えは非常に難しいと考えますが、今後に向けてその辺りを工夫できないものかどうかということについてお尋ねします。よろしくお願いします。

○商工労働観光課長（白石秀之君）　お答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、当プレミアム商品券販売事業でございますが、こちらにつきましては国の支援メニューを活用して、事業主体でございます森商工会議所、森町さわら商工会へ補助金として実施するものでございます。

また、2点目のセット数等につきましては、やはり今回国の交付金を活用できるということもございまして、プレミアム率を50%としてございます。また、そのプレミアム率を引き上げること、またはこれまでの実績に基づきまして販売セット数、こういったものも増加してございます。

また、3点目による運用でございますけれども、本事業は生活者支援、事業者支援を両立できる事業でありまして、地域経済の活性化には有効であると捉えております。一方で、議員ご指摘の資金をプレミアム商品券の購入に充てることができないという方への配慮につきましては、当課としましては今後の課題と捉えまして、解決方法については今後考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君）　まず、今の絡みでプレミアム商品券の件ですけれども、過去において、これ抽せんということになっているけれども、ある程度要望があった場合に抽せん

よりも、数オーバーしている部分がそんなに多くなかった場合に、補正して全員に配付したという経緯があるのですが、今回そういうことはあり得るのでしょうか。増額補正というのは。いかがですか。

○商工労働観光課長（白石秀之君） お答えいたします。

本事業の、まず今回の抽せんという部分でございますけれども、これまで同様に実施主体と協議させていただいております。購入希望者全員がこれまで購入できるように補正等の対応も行っておりまして、今回の予算で発行につきましては予算の範囲内で一定のセット数とすべきでありまして、予約制としてこれまでと同様に抽せんをさせていただいております。

ただ、これまでも補正等での対応も考えてきておりますので、こちらにつきましては実施主体と協議した上で今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 別件です。

21ページ、農林水産業のところの担い手確保・経営強化支援事業についてなのですが、資料説明によると、13のところで3件の農業者より要望があったと。そのうち今回は1件なのだけでも、外れた部分の2件に対しての対応策というか、そういうようなことは考えているか、あるいは今後新年度にかけてそういう要望があった場合、こういうことに対応していくのだという考えでいるのかどうか、その辺をお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、3名の方から申請があつて、1名の方のみ採用されたということではありますが、やはりこちらの資料にも書いてあるとおり、一定ポイントをクリアしないとこの事業制度は当たらないという制度でございまして、周知につきましてはJ Aを通じて生産者のほうに行っているという状況です。

今回当たらなかった2名に対しても、また新たに事業のそういったメニューがありますので、その都度J Aさんを通じて生産者のほうには周知をして、この当たらなかった2名につきましても、また新たな違う事業で申請がされていますので、あとは先ほど言ったようにポイントを一定程度、一定基準を満たしたポイントをクリアすれば、また新たな事業が当たるといふふうに捉えていますので、こういった新たな事業があれば引き続き情報のほうを提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 別件です。

確認したいのですが、27ページの消防費のところで、今回NE T119の使用料が減額補正されているのですが、当初予算では44万円計上されて、今回途中だからということなのだろうか。というのは、このNE T119の利用度、今後どうやって推進して、新年度予算でも計上されているのだけれども、その減額というのは途中だからということなのだろうか。というのは、私に言わせると、早くやっておいて、周知する上ではやるべきだったのでは

ないのというふうに思っているのですけれども、その辺いかがですか。

○消防長（松居順一君） お答えします。

NET119の整備につきましては、現在行われております指令台の整備工事、これに伴ってのものでございます。こちらのほう繰越しいたしまして、来年度こちらのほう整備していくことになっております。それに伴っての設備でございますので、それに合わせて今現在進めているところです。

また、これに関係する、これを恐らく使うであろう方々に対しての周知についても、これから調査等いたしまして、関係機関と協力いたしまして、進めていく予定でございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 20ページなのですけれども、まず僕の聞き間違いだったら申し訳ないので、先に確認したいのですけれども、20ページの林業総務費の19万円の報償費なのですけれども、これはアライグマ駆除に対する報償金ということで間違いなかったか、先に確認させてください。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

エゾシカの部分と、あとアライグマ、2つの報償金となっております。

以上です。

○2番（河野文彦君） その割合も関係してくるのかもしれないのですけれども、エゾシカですと樹木の皮を食べたりというのもあるので、林業費というのも分かるのですけれども、アライグマは林業に対してどのような被害をもたらしているのか教えていただけますか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

やはり農業被害、あと家庭菜園とかの作物とか、そういう荒らすということがあります。実際すんでいる場所というのが山の中ということになりますので、林業総務費で対応しているということです。

以上です。

○2番（河野文彦君） 今の説明を聞くと、余計アライグマの部分に関しては農業費で計上するのが正しいのではないかなと思うのです。

今の説明だと、やっぱり農業に被害があるというように聞こえたものですから、その辺はなぜ林業費に一括でまとめてしまったのかを教えてください。

○農林課参事（佐藤 司君） 河野議員のおっしゃるとおり、確かに作物被害というところで農業被害というのがあると思うのですけれども、それらも含めて今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第16、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長(木村俊広君) 日程第17、議案第14号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(宮崎弘光君) 議案第14号についてご説明させていただきます。

本案は、令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,122万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億9,657万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税3,538万円の増額は、現年課税分及び滞納繰越分の収納額を精査したものです。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等普通交付金6,470万円の減額は、保険給付に要した費用の精査により減額しようとするものです。節2保険給付費等特別交付金10万6,000円の減額は、歳出で説明いたします柔道整復施術療養費患者調査業務委託料の減額によるものです。

款5繰入金、項1一般会計繰入金567万3,000円の減額は、繰入金の精査によるものです。

款7諸収入、項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金387万3,000円の増額は、給付した医療費のうち交通事故などの第三者に起因するけが等に係る医療費を加害者に請求し、納付されたものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目2連合会負担金28万8,000円の減額は、各種負担金の確定によるものです。

項5特別対策事業費、目2医療費適正化特別対策事業費8万5,000円の増額は、第三者行為求償事務手数料の増額及び柔道整復施術療養費患者調査業務委託料の確定に伴う減額によるものです。

款2保険給付費、項1療養諸費から8ページの項4出産育児諸費までの減額につきましては、保険給付費の精査によるものです。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から項3介護納付金分までの減額に

つきましては、納付金の確定によるものです。

10ページ、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費及び項2保健事業費、目2保健衛生普及費は金額を変更せず、財源内訳を変更するものです。

款7基金積立金、項1基金積立金、目1国民健康保険事業基金積立金4,097万8,000円の増額は、今年度会計に剰余金が発生する見込みとなり、増額するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号

○議長（木村俊広君） 日程第18、議案第15号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第15号について説明させていただきます。

本案は、令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第4回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ476万円を減額し、歳入歳出それぞれ2億8,993万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料77万1,000円の減額及び目2普通徴収保険料259万5,000円の増額につきましては、収納額を精査し、補正するものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金149万円の増額は、広域連合へ納付する事務費負担金の確定によるものです。

目2保険基盤安定繰入金807万4,000円の減額は、広域連合へ納付する保険基盤安定負担金の確定によるものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2後期高齢者医療広域

連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金476万円の減額は、後期高齢者保険料の精査、事務費負担金及び保険基盤安定負担金の確定によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

事項別明細書 4 ページからです。歳入歳出一括で行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

11時 5 分まで暫時休憩します。

休憩 午前 1 0 時 5 5 分

再開 午前 1 1 時 0 5 分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

◎日程第 1 9 議案第 1 6 号

○議長（木村俊広君） 日程第19、議案第16号 令和 6 年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第16号について説明させていただきます。

本案は、令和 6 年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第 5 回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,433万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億6,554万7,000円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入についてご説明させていただきます。4 ページをお開き願います。款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、節 1 特別徴収保険料1,661万4,000円の減額及び節 2 普通徴収保険料114万2,000円の減額につきましては、第 1 号被保険者における介護保険料の精査により補正するものです。

款 2 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 認定審査会負担金 5 万2,000円の減額につきましては、歳出における人件費の精査により補正するものです。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金523万8,000円の減額及び項2国庫補助金、目1調整交付金226万8,000円の減額につきましては、歳出における保険給付費の精査により各負担割合に応じて補正するものです。

6ページの款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金874万8,000円の減額及び款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金529万2,000円の減額につきましては、歳出における保険給付費の精査により各負担割合に応じて補正するものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金405万円の減額につきましては、歳出における保険給付費の精査により補正するものです。

目5その他繰入金188万1,000円の減額につきましては、歳出における人件費、事務費の精査により補正するものです。

項3基金繰入金、目1準備基金繰入金1,095万2,000円の増額につきましては、歳出における財源内訳の変更により補正するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費86万8,000円の増額につきましては、職員手当を補正するものです。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費19万6,000円の減額及び目2認定調査等費260万5,000円の減額につきましては、事業の精査により補正するものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費につきましては、介護給付費準備基金繰入金の充当増に伴い財源内訳の変更をするものです。

目3地域密着型介護サービス給付費756万円の減額及び10ページの目5施設介護サービス給付費2,484万円の減額につきましては、各サービス給付費の精査の結果、保険給付費の減額に伴い補正するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第19、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第17号

○議長（木村俊広君） 日程第17、議案第17号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万4,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ2億6,580万3,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金4万4,000円は、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節12委託料は、特定建築物定期報告調査業務の執行残を減額するものでございます。医療系廃棄物処理委託料は、インフルエンザ感染対策により増額したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第18号

○議長（木村俊広君） 日程第21、議案第18号 令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第18号についてご説明いたします。

本案は、令和6年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第4回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ1億23万8,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳出の款1項1目1総務事業費、節10需用費につきましては、電気料の不足が見込まれることから光熱水費を35万円増額しようとするものであります。また、節12委託料につきましては、焼却処理業務の執行精査によりまして、35万円を減額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）これから質疑を行います。

事項別明細書4ページからです。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）異議なしと認めます。

日程第21、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第19号

○議長（木村俊広君）日程第22、議案第19号 令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君）議案第19号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第4回目となるものです。

第2条、令和6年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款病院事業収益、8億9,605万7,000円に1億5,664万1,000円を追加し、10億5,269万8,000円とし、支出、第1款病院事業費用、12億4,445万6,000円から8,340万2,000円を減額し、11億6,105万4,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条本文括弧書き中の「1,524万5,000円」を「5,453万2,000円」に改めるものです。収入、第1款資本的収入、1億3,593万3,000円から4,848万7,000円を減額し、8,744万6,000円とし、

支出、第1款資本的支出、1億5,117万8,000円から920万円を減額し、1億4,197万8,000円とするものです。

2ページをお開き願います。第4条に定めた企業債ですが、入札額の減により精査したものであります。

第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものです。不採算地区運営補助金1億7,754万円に1億5,761万9,000円を追加し、3億3,515万9,000円に、経営健全化補助金4,713万1,000円から97万8,000円を減額し、4,615万3,000円とするものです。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金1億5,664万1,000円の減額は、不採算地区病院運営補助金、経営健全化補助金として他会計からの補助金を精査したものであります。なお、本補助金は、厚生局による施設基準等に係る適時調査の指摘により収益が見込めなくなった補填分が含まれております。

支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費8,227万3,000円の減額は、職員給与、各種手当等人件費の精査によるものでございます。

目5減価償却費100万3,000円の減額は、器材、器具等の購入金額の確定により精査したものです。

項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費12万6,000円の減額は、リース資産利息の精査によるものです。

5ページをお開き願います。資本的収入及び支出の補正については、各収入、各支出ともに医療機器等の導入や電子カルテシステム導入及び冷房設備設置工事調査設計業務の入札の減による精査と事業費確定による各補助金等の充当によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。

事項別明細書4ページからです。収入支出一括で行います。

○1番（伊藤　昇君）　お尋ねいたします。

3ページの収益的収入の関係なのですが、これで見ますと医業外収益、そして他会計補助金と、こうなっていますが、自前の医業収益というのが全く出てきていないというのはどういう意味なのでしょう、お尋ねします。

○議長（木村俊広君）　暫時休憩します。

休憩　午前11時19分

再開　午前11時22分

○議長（木村俊広君）　休憩前に続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君）　伊藤議員のご質問にお答えします。

ある程度今後の収益を含んで精査しておりますが、今回の補正には至っておりません。
以上です。

○1 番（伊藤 昇君） 2 ページの科目の不採算地区運営補助金、これがそうなのですが、
れども、これの内容ですね。補正額で既定予算額の倍くらいになっていると。この1 億5,664
万1,000円、これの内訳教えていただければ。ルール分ですとか、いろんなことあるのだと
思うのですけれども、その辺りの内容を教えていただければ。純然たる赤字補填分という
ものがあるのであれば幾らになっているのか、その辺りも教えていただければと思います。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

大きな要因といたしましては、対前年に比しまして、入院及び外来等につきましては約
2,500万円ほど減少しております。あと、人件費につきましては、約3,600万円程度増とな
りました。あと、もう一つ大きな要因といたしましては、コロナウイルス関連の補助金に
つきましては2,400万円程度減収になっております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

全額ルール分となっております。

○議長（木村俊広君） 全額ルール分ということでよろしいですね。

○国保病院事務長（千葉正一君） はい。

○1 番（伊藤 昇君） 3 回目なのですがけれども……

○国保病院事務長（千葉正一君） すみません。訂正します。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

先ほどの千葉病院事務長の発言に誤りがあったということで訂正させていただきます。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

全てルール外分でございます。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） そうしたら、簡単に。

ルール外ということは、全部病院の経営の赤字補填分を一般会計から繰り出しをしていると。一般会計、逆からすればね。病院からすれば繰入れですけども、そういうことでよろしいのですか。1億5,600万円、よろしいですか。そこだけお願いします。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第20号

○議長（木村俊広君） 日程第23、議案第20号 令和6年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第20号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町水道事業会計予算の第4回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入について、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の2億9,239万1,000円から235万1,000円減額し、2億9,004万円にしようとするものでございます。

次に、収益的収入及び支出の支出について、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億2,656万円から222万4,000円減額し、3億2,433万6,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出について、予算第4条本文括弧書き中の資本的支出額に対し不足する額5,876万8,000円を6,425万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金4,327万3,000円を4,876万1,000円に改め、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の5,502万1,000円から548万8,000円減額し、4,953万3,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条の企業債について、予算第6条中の企業債の借入れ限度額5,138万6,000円を4,300万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4 ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 3 その他の営業収益169 万8,000円の減額は、負担金に関する精査によるものです。

次に、款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 2 消費税及び地方消費税還付金66万6,000 円の減額は、還付金の収入を精査したことによるものです。

同じく目 3 長期前受金戻入 1 万3,000円の増額は、減価償却額の確定に伴い精査したものです。

次に、収益的収入及び支出の支出について、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 2 配水及び給水費 8 万5,000円の増額は、賞与引当金繰入額の精査によるものです。

目 5 総係費179万3,000円の減額は、賞与引当金繰入額及び事業執行の精査によるものです。

目 6 減価償却費3,000円の減額は、事業執行により確定したことに伴う精査です。

目 7 資産減耗費 3 万3,000円の増額は、更新工事における既存施設の資産除却費を精査したものです。

次に、款 1 水道事業費用、項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費54万6,000 円の減額は、借入金利息の精査となっています。

6 ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款 1 水道事業資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債838万6,000円の減額は、事業の執行精査により減額しようとするものです。

同じく項 2 負担金、目 1 負担金289万8,000円の増額は、尾白内地区港湾道路工事に伴う水道管移設工事の補償費用の増額と事業執行の精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

事項別明細書 4 ページからです。収入支出一括で行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 4 議案第 2 1 号

○議長（木村俊広君） 日程第24、議案第21号 令和6年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） 議案第21号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の収入について、収入の第1款下水道事業収益を既決予定額の4億6,768万円から1,379万1,000円減額し、4億5,388万9,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億6,793万9,000円から1,405万円減額し、4億5,388万9,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出について、予算第4条本文括弧書き中の資本的支出額に対し不足する額1億2,455万2,000円を1億2,581万1,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億2,455万2,000円を1億2,581万1,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の3億248万3,000円から2,697万8,000円減額し、2億7,550万5,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の4億2,707万9,000円から2,576万3,000円減額し、4億131万6,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債について、予算第6条中の企業債の借入れ限度額7,860万円を5,800万円に改めるものです。

第5条の他会計からの補助金について、予算第9条に定めた補助金額を記載のとおり企業債利息支払金を4,413万3,000円に、経営健全化補助金を1億7,276万9,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金1,249万6,000円の減額は、事業執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

同じく目2消費税及び地方消費税還付金119万4,000円の減額は、還付金の収入を精査したことによるものです。

目3長期前受金戻入10万1,000円の減額は、減価償却額の確定に伴い精査したものです。

5ページ目をお開き願います。支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費3万1,000円の増額は、賞与引当金の精査によるものです。

目2処理場費796万円の減額は、備消耗品、電気料、委託料の精査によるものです。

目4総係費670万9,000円の減額は、賞与引当金、委託料及び事業に係る経費の精査によるものです。

6ページをお開き願います。目5減価償却費132万円の増額は、建設事業の資産評価により減価償却額が確定したことによるものです。

目6資産減耗費16万2,000円の減額は、森浄化センターの更新工事による資産の除却に伴

う精査によるものです。

款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費57万円の減額は、利息の確定による精査となっております。

7ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債2,060万円の減額は、事業実施のために借り入れる起債額を執行状況に応じ精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金139万7,000円の減額は、事業執行精査によるものです。

項3出資金、目1他会計出資金541万4,000円の減額は、資本的収入不足額を精査し、減額しようとするものです。

項4受益者負担金、目1受益者負担金43万3,000円の増額は、一括納付による負担金の増によるものです。

8ページをお開き願います。次に、支出についてであります。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費2,576万3,000円の減額は事業の執行精査によるもので、主に節の工事請負費2,100万円の減額によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

事項別明細書4ページからです。収入支出一括で行います。質疑ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第22号

○議長（木村俊広君） 日程第25、議案第22号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君） 議案第22号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量は、水産化ナトリウム、8万6,000キログラムでございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、387万8,600円でございます。取得の相手方は、北海道札幌市北区東茨戸1条1丁目3番28号、大和産業株式会社代表取締役、大和正道でございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー15を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） 次の議案についてもそうなのですが、値上げしていると思うのですが、過去に前回よりもどの程度上がっているのか、何%、もしくは金額でもいいのですが、分かれば教えてください。

次の議案についてもそうです。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時43分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○環境課長（川口武正君） 今金額の正確のものが出ませんので、今調べて後ほど報告させていただきますと思います。

○議長（木村俊広君） 松田議員、後ほどということによろしいですね。

○13番（松田兼宗君） いいです。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、これで質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第25、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第23号

○議長（木村俊広君） 日程第26、議案第23号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君） 議案第23号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量は、ポリ鉄R、9万9,000キログラムでございます。取得の方法は、随意契約でございます。取得の金額は、936万5,400円でございます。取得の相手方は、北海道函館市西桔梗町589番地57、小柳協同株式会社函館営業所営業所所長、野田慶幸でございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー16を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第26、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 同意第1号

○議長（木村俊広君） 日程第27、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会委員の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております古川ゆきみ氏は、本年5月9日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

古川ゆきみ氏は、令和3年4月に議会のご同意をいただき、今日まで教育委員として意欲的に取り組まれております。また、地域活動に対しましても積極的に参加、協力されるなど町民からの信頼も厚く、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー17を提出しておりますので、ご参照

願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第27、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第28 発議第1号

○議長（木村俊広君） 日程第28、発議第1号 森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（山田 誠君） それでは、発議第1号 森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨を説明いたします。

議案の裏面及び資料として新旧対照表を提出しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正並びに刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、森町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は、法改正に伴う適用条項の修正及び文言修正等、所要の整備を行うものとし、条文の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございますが、第53条から55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行するものであります。

また、罰則に関する経過措置として、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものでございます。

以上、発議第1号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから発議第1号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
日程第28、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発議第2号

○議長（木村俊広君） 日程第29、発議第2号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（山田 誠君） それでは、発議第2号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨を説明いたします。

議案の裏面及び資料として新旧対照表を提出しておりますので、併せて御覧ください。
提案理由ですが、標準町村議会会議規則の改正に伴い、森町議会会議条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、改正しようとする内容は、当町議会において当該条例に規定するものであります。
改正内容は、会議時間の変更に関する事項等について所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、発議第2号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。
（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから発議第2号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
日程第29、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 発議第3号

○議長（木村俊広君） 日程第30、発議第3号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（山田 誠君） それでは、発議第3号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨を説明いたします。

議案の裏面及び資料として新旧対照表を提出しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、標準町村議会委員会条例の改正に伴い、森町議会委員会条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は、条文中、文言の表現整理をするとともに、一部重複する規定について整理するものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、発議第3号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第30、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 発議第4号

○議長（木村俊広君） 日程第31、発議第4号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（山田 誠君） それでは、発議第4号 森町議会会議規則の一部を改正する規則制定について提案の趣旨を説明いたします。

議案の裏面及び資料として新旧対照表を提出しておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、標準町村会議規則の改正に伴い、森町議会会議規則の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は、議員の携帯品に関する事項等について、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、発議第4号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第31、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君）　お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君）　本日はこれで延会します。

次回は、3月4日午前10時開会とします。

お疲れさまでした。

延会　午前11時56分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年3月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和7年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

令和7年3月4日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時34分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町政執行方針・教育執行方針
- 4 議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について
議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町ふれあいの森）
議案第30号 令和7年度森町一般会計予算
議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第34号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第38号 令和7年度森町水道事業会計予算
議案第39号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 6 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 7 議長の常任委員会委員の辞任について
- 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 9 意見書案第1号 インボイス制度の廃止を求める意見書
- 10 議員の派遣について
- 11 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長	14番	木村俊広君	副議長	1番	伊藤昇君
	2番	河野文彦君		3番	高橋邦雄君
	4番	河野淳君		5番	山田誠君
	6番	野口周治君		7番	斉藤優香君
	8番	千葉圭一君		9番	佐々木修君
	10番	加藤進君		12番	東隆一君
	13番	松田兼宗君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	山下英一君
総務課長	濱野尚史君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜君
監査事務局書記長	小田桐克幸君
防災交通課長	柴田正哲君
契約管理課長	山田真人君
企画振興課長	川村勝幸君
企画振興課参事	池田恵太君
税務課長	東克宏君
保健福祉課長兼 保健センター長	宮崎弘光君
保健福祉課参事	萩野友章君
住民生活課長	阿部泰之君
子育て支援課長	野崎博之君
環境課長	川口武正君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤英樹君
農林課技術長	濱野真行君
農林課参事	佐藤司君

水産課長	岩井	一	桐	君
商工労働観光課長	白石	秀	之	君
建設課長	富原	尚	史	君
建設課技術長	伊藤	正	吾	君
砂原支所長兼 地域振興課長	落合	浩	昭	君
町民福祉課長	奥山	太	崇	君
教育長	毛利	繁	和	君
学校教育課長	坂田	明	仁	君
学校教育課参事	藤嶋		希	君
学校教育課参事	名生	達	也	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤	智	裕	君
社会教育課長 文化財保護係長	高橋		毅	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村	忠	公	君
給食センター長	敦賀	靖	之	君
国保病院 経営企画総括監兼 さくらの園・園長	柏瀬		茂	君
国保病院事務長	千葉	正	一	君
上下水道課長	水元	良	文	君
消防長	松居	順	一	君
消防次長	佐山	寿	一	君
消防署長	松田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田	桐	克	幸	君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関		孝	憲	君
庶務係	木村	友	理	香	君
総務係	近江	篤		市	君
総務係	山内	梨		沙	君
財政係	川本	歩		美	君

行革DX推進係	水	口	祐	太	君
人 事 厚 生 係	山	崎	友	也	君
人 事 厚 生 係	満	間	笑	歩	君

○会議に付した事件

- 1 町政執行方針・教育執行方針
- 2 議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
 議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
 議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について
 議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町ふれあいの森）
 議案第30号 令和7年度森町一般会計予算
 議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算
 議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算
 議案第34号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算
 議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算
 議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
 議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算
 議案第38号 令和7年度森町水道事業会計予算
 議案第39号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席13番、松田兼宗君、議席1番、伊藤昇君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町政執行方針・教育執行方針

○議長（木村俊広君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） 令和7年度町政執行方針

I はじめに

令和7年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

昨年10月に行われました森町長選挙において町政2期目への負託をいただき、町民の皆様様の町政に対する大きな期待と責任の重大さを実感しているところであります。今後も初心を忘れず、当町の発展のため、町長としての責務を全うする所存であります。

人口減少により地域の縮退が余儀なくされ、地方自治体を取り巻く行政課題が山積しておりますが、様々なイベントや町内会活動、各種団体の活動はほぼコロナ禍前の状況に戻ったことから、町民同士の対話の機会を増やし、町民の皆様の周りにある様々な諸課題を建設的に解決できるよう政策を進めてまいります。

私の原点は町民主役のまちづくりです。「自分のまちづくりへの思いがこの町に住み暮らす誰かのためになっている」と町民の皆様が誇りを持って参加できるまちづくりを引き続き追求し、新しい技術や制度、仕組みを柔軟に町政に取り入れ、将来に向けて発展を続ける持続可能な行政運営に取り組んでまいります。

本年度は新町森町誕生20周年を迎えます。積み重ねてきた歴史や先人たちの功績を改めて見つめ直すとともに、様々なイベント等を通じて、この節目の年を町内外の皆様と心ひとつにしてお祝いする1年にしていきたいと考えております。

本年度も「第2次森町総合開発振興計画」を基本とし、各分野の個別計画に基づいて町政を執行してまいります。

重点施策や継続事業の詳細につきましては、予算案の審議を通じてご説明いたしますが、町民並びに町議会議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

【保健・医療】

<保健>

町民の皆様が健やかに暮らし続けられますよう、様々な保健事業を推進してまいります。

健康維持に重要となる総合健診等では、受診率向上のため各種健診の無料化を進めてきましたが、本年度より、一部のオプショナル検査を除き胃がん・大腸がん・骨粗しょう症・簡易脳検診を無料化し、疾病の早期発見と重症化防止に努めてまいります。

少子化対策として、全ての妊婦と子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、相談支援を行うとともに、妊婦のための支援給付金の支給を継続してまいります。

母子保健事業として、新たに1か月児・5歳児健診を実施します。

妊娠・出産に伴う費用負担の軽減を図るため、不妊治療費、不妊治療と併用して実施した先進医療費及び交通費の一部、不育症治療費、妊産婦健診交通費、産後ケア費、新生児聴覚検査費の助成を継続してまいります。

感染症予防対策としては、带状疱疹ワクチン予防接種費用への助成、65歳以上の方への新型コロナワクチン予防接種費用への助成を継続してまいります。

がん患者の社会参加や療養生活の質の向上を図るため、ウィッグ等購入費用の助成を実施してまいります。

<子ども医療>

こどもの疾病に対する適切な受診機会の確保、保健・福祉の向上を図るため、「子ども医療費助成制度」による高校生までの医療費無料化を継続し、子育て世代の保護者の負担軽減に努めてまいります。

<国保病院>

全国的な少子高齢化に伴う人口動態の変化によって受診患者年齢層の変動等が影響し経営が厳しい状況となっておりますが、持続可能な地域医療提供体制の確保に努めてまいります。

継続的に安定した医療を提供するためには、職員の資質の向上や医療体制を構築することが重要であることから、医師を含めた医療スタッフについて離職の防止や計画的な人員確保に努めてまいります。

また、医療情報の活用・医療機関との連携等に向け、医療DXの導入は有用かつ不可避

であります。本年度は、電子カルテシステムからオンライン資格確認システムへの連携を図るなど、医療保険事務の効率化と患者様の利便性向上に取り組んでまいります。

昨年度は、町と社会福祉法人高橋病院及び国立病院機構函館医療センターの3者により、「ICTを活用した地域連携システムの構築に関する協定書」を締結し、厚生労働省における電子カルテ情報共有サービスのモデル事業にも指定されました。引き続きモデル事業を遂行するとともに、町内の医療機関や介護施設等と情報共有が可能となる地域連携システムの構築に向け取り組んでまいります。

また、猛暑対策として、患者様の熱中症を予防し、快適に受診できる環境を提供するため、冷房設備の設置に取り組んでまいります。

現在も新興感染症対策の継続が必要とされ、医療機関を取り巻く環境は依然として厳しい状況であります。森町国民健康保険病院経営強化プランを基に経営の効率化に取り組み、地域の中核的医療機関としてその使命を果たしてまいります。

【地域・高齢者福祉】

地域福祉につきましては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、町内会や社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、住民ボランティア等の協力を仰ぎながら、生きがい対策、生活支援、介護予防など総合的に推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、「森町高齢者福祉計画」においても総人口の減少に伴い、高齢化率が伸び続けていることから、高齢者入浴料金助成事業の助成額の拡充や高齢者が必要とする各種サービスを関係機関や民間事業者等と連携し提供してまいります。

森町シルバー人材センターは、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがい充実、健康の保持増進、地域社会の活性化に貢献していることから、安定的に事業運営できるよう支援してまいります。

介護需要の高まりに対応し、質の高いサービスを提供していくうえで、介護事業所における人材確保は重要な課題であり、介護人材確保対策事業を継続してまいります。

また、町内にある特別養護老人ホームの経営資源統合に向けて検討を進めるとともに、町内の高齢者福祉サービスの質と量を低下させない行財政改革を進めてまいります。

＜さくらの園＞

森町における介護サービス必要量は2035年度まで維持され、その後急速に減少する見通しとなっております。また、介護施設に求められるニーズは多様化し、より質の高い介護サービスの提供が求められております。

そのような中、介護技術の向上に努め、国保病院との連携強化を推進することにより、疾病の早期発見、早期治療に努め、積極的にリハビリ等を導入し、日常生活動作の維持向上に努めてまいります。

また、本年度から国保病院とさくらの園で、ICTを活用した地域連携システムを構築し、入所者の診療情報等の共有を図ることで、より質の高い介護を推進してまいります。

施設の維持管理につきましては、必要な修繕や改修を行い、入所者が安全・安心に暮ら

せる施設運営に努めてまいります。

今後は、施設の老朽化や2035年以降の介護サービス必要量の急速な減少を見据え、町内にある特別養護老人ホーム（さくらの園・シャリテさわら・シャリテの森）の経営資源統合に向けて、検討を進めてまいります。

【子育て支援】

「こどもまんなか社会」を推進するために、昨年「チャイルドファースト宣言」を表明しました。こどもが幸せに生きるためには、地域全体で子育てを支援していくことが必要であり、こどもたちの安心安全の確保と保護者への経済的支援を含めた総合的な施策の推進・検討に引き続き取り組んでまいります。

新たな組織体制として、ケアラーや虐待問題等を含め、多様な家庭環境に対して更なる支援相談体制の充実・連携強化に向けて取り組むために、保健福祉課と子育て支援課を統合し、新たに「保健福祉子育て課」を新設いたします。併せて、これまで子育て支援課に設置していた児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」と保健センターに設置していた母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」の機能を有したうえで組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行う機関として、「森町こども家庭センター」を保健センター内に新設いたします。

子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることを目的とした「森町入学・卒業祝金支給事業」や、「幼稚園・保育所及び認可外保育施設等の保育料無償化事業」と併せて、「森町ことぶき出産奨励事業」を引き続き実施し、子育て世帯に対する支援を継続してまいります。

昨年から継続して進めている保育所整備工事につきましては、町内小・中学校・森高等学校の皆さんを対象とした投票により、施設名称の第1候補を「もり保育所」に決定し、令和7年12月の供用開始に向けて準備を進めてまいります。

【障がい者福祉】

障がい者福祉の推進につきましては、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づく各種サービス提供体制の確保や、障がい者本人の意向を尊重したサービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングにより、障がいのある方が安心して暮らすことができるよう、総合的な相談・支援の充実に取り組んでまいります。

障がい者の雇用対策につきましては、就労希望者の職場定着のため、障がいへの理解を深めるための啓発、障がい者雇用促進事業の活用により、雇用促進を図ってまいります。

【社会保険】

<国民健康保険事業>

国民健康保険につきましては、北海道における統一保険税率を見据え、北海道国民健康保険運営方針に基づき、保険税の平準化に向けた税率の見直しを行ってまいりました。

子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の保険税均等割額の5割軽減や、出産する被保険者に係る産前産後相当期間分の保険税所得割額と均等割額を減免しております。

が、今後も、北海道や町村会等と連携を図り、軽減対象年齢の引き上げや財政支援の拡充について、様々な機会を通じて国に訴えながら、国保事業が円滑に運営できるよう努めてまいります。

特定健康診査につきましては、健診料金の無料化や健診項目の充実、受診勧奨通知を工夫し実施しておりますが、受診率は低い状況にあります。このことから、町内医療機関へ協力を仰ぎ、個別健診やかかりつけ医によるみなし健診をふやすとともに、より一層受診勧奨を強化し、受診率向上を図ってまいります。

また、生活習慣病重症化予防事業や適正服薬を促す介入事業、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組み、医療費適正化を図ってまいります。

<介護保険事業>

「第9期介護保険事業計画」の2年次目を迎え、高齢化率や要介護認定率の増加が予想されております。

次期計画が充実した内容となるよう計画策定に向けたアンケート調査を実施いたします。

町民の皆様からの相談内容も多岐にわたり、相談件数も年々増加しておりますが、地域包括支援センター並びに介護関連事業所や医療機関等との連携・協力を強化して、利用者の支援等、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

また、認知症高齢者への対応も重要な課題であり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けた取り組みとして「認知症カフェ」の実施や「認知症ケアパス」の普及・啓発に努めてまいります。

高齢者の日常生活上の支援を行うため、引き続き生活支援体制の整備に向けた「生活支援サポーター」の養成や「生活支援サポーター活動支援事業」の実施等、地域支援事業の実施体制の充実に取り組んでまいります。

<後期高齢者医療制度>

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象として北海道後期高齢者医療広域連合が保険事業を運営し、市町村が窓口対応や保険料の徴収等を行っております。

団塊の世代が、後期高齢者医療制度へ移行する時期を迎え、今後ますます医療費は増加することが見込まれることから、より一層、広域連合や関係機関と連携を図り、制度の周知や円滑な事業運営に努めるとともに、健康寿命の延伸のため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進してまいります。

【農林業】

<農業>

昨年の農作物は高温障害等による収量減はありましたが、記録的な猛暑で深刻な影響を受けた一昨年と比較し、製品歩留りや品質は改善しました。一方で酪農・畜産は、あらゆるコストの高止まり等により厳しい経営が続いておりますが、JA新はこだて森営農センターにおける農畜産物販売額は、畑作物販売額の好調を受けて昨年度を大きく上回りました。

た。

本年度は、安定的な農業生産と持続可能な農業経営の確立を目指し、国等に対して、農畜産物の適正な価格形成の実現を訴えてまいります。また、次代の農業担い手の確保や生産維持などの課題解決に向けて、関係機関等と連携し取り組んでまいります。

水路等の保全・管理につきましては、国等の支援事業及び交付金等の活用により農業者等の負担軽減に努め、耕作条件の改善に向けては、水路等の整備を継続します。

また、ヒグマ、エゾシカによる農業被害の軽減対策をはじめ、農業販売収入の減少を補てんする収入保険への加入、荒廃農地の再生、六次産業化による地域特産品の開発及び新規作物の導入に対する支援のほか、食農学の分野における大学との連携を図ってまいります。

さらには、町と関係機関で組織する営農指導対策協議会による就農相談体制の構築、研修農場及び受入施設の整備に向けた構想・事業化の検討、支援メニュー・支援窓口の検討など、農業者等の受入環境の充実に向けて取り組んでまいります。

<林業>

世界の木材需要は、新型コロナ禍後のテレワーク普及や経済回復、米国や中国の住宅着工増加を背景に高水準を維持しております。金融引き締めや金利上昇により、一部地域では住宅市場の鈍化も見られますが、輸送面では海運の需給逼迫が続き、輸出入に影響を与えております。また、環境意識の高まりから、持続可能な木材利用の重要性も増しております。

一方、日本の新築着工数は2022年度の86万戸から、2030年度には74万戸、2040年度には55万戸へと減少する見込みであります。製材品の8割は建築用材が占めているため、住宅着工件数の減少を補うことが急務であります。さらに、電気代や燃料費の値上げが木材加工コストを押し上げ、道産材の需要が低迷するのではないかと懸念される状況であります。

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源かん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など、多面的な機能を生み出す重要な資源であります。

特に、二酸化炭素を吸収・固定し、低炭素社会実現の主役として大きな期待が寄せられていることから、健全な森林の育成に向けて、関係機関と連携し、民有林・町有林の造林をはじめ、下刈・除間伐工事を推進してまいります。

有害鳥獣被害防止につきましては、「森町鳥獣被害対策実施隊」を中心として、これまで様々な対策を講じてまいりました。近年では、エゾシカやヒグマの捕獲頭数が年々増加する傾向がみられることを踏まえ、本年度はエゾシカ駆除報償金及びヒグマ捕獲交付金をそれぞれ増額いたします。また、アライグマの捕獲事例も確認されるようになった現状を受け、引き続き捕獲活動を強化し農業被害の軽減に努めております。今後も被害対策の一層の強化に取り組んでまいります。

また、次代を担う若手ハンターの育成に向けて、「狩猟免許等取得助成金制度」を継続

し、狩猟免許はじめ、銃所持許可、並びに銃装備関連経費に対して助成してまいります。

人口減少や高齢化による林業・木材産業の担い手不足や諸活動が停滞する中、生産能力と従業員数が減少傾向にあります。また、伐期を迎えている林分も多く、今後は計画的な伐採と活用の両輪で進めることが重要となってまいります。

木造公共施設森町モデル事業では、これまで森町産材を活用した木造公共建築の永続的な維持と建設に注力してまいりました。今後は、非住宅分野への木造建築のさらなる普及を目指し、これまでに開発した「森町トラス」やその応用技術である耐力壁の実践可能性を検討し、「森町モデル実証事業」として地域資源を活用した持続可能な取組みを推進してまいります。

また、森林管理においては、カラマツやスギの高齢化による伐期超過木の増加や、人工林の天然林化に伴う森林調査簿との不整合といった課題への対応を進めてまいります。

ナラ枯れ問題につきましては、被害が進行すると天然更新が困難となる恐れがあるほか、被害木の出荷制限により経済的影響も懸念されており、迅速かつ適切な対応が求められております。

ナラ枯れの発生前に高齢で大径の樹木を択伐し、市場価値の高い洋樽の試作検討を行い、被害防止と地域経済の両立を目指して対策を講じてまいります。

また、北海道立総合研究機構森林研究本部と連携し、ナラ枯れの状況把握や人工林の資源解析、シミュレーション技術を活用した計画的な森林管理を推進し、安定的な木材供給体制の確立に取り組んでまいります。

町の林業・木材産業の活性化や担い手確保に向けて、引き続き地域おこし協力隊及び地域おこしインターン制度を活用し、都市部から意欲のある若年層を積極的に誘致してまいります。

また、町ニーズに広く応えるため「炭ずみまで地域材を使おう！もりたくさんプロジェクト」補助金についても継続してまいります。

<森林環境事業>

「森林環境譲与税」の活用につきましては、次世代に引き継がれる木育推進プロジェクトとして、ワーキンググループを起ち上げ、各世代の木育プログラムに取り組むほか、林業・木材産業の新たな担い手確保のため、北の森づくり専門学院や森高校向けのインターンシップを通じて就業支援を行ってまいります。

若年層の担い手育成を目的とした施設「i r o M o r i」では、若者が新たなことにチャレンジできる活動の場を提供し、これまで町産木材のブランド化を目指したデジタル機器の活用やものづくり教室の開催など、多様な取組みを行ってまいりました。

昨年度は大学生を対象とした就業体験を積極的に受け入れ、玉川大学、武蔵野美術大学、北海道大学、札幌市立大学の参加実績を築き、北海道芸術デザイン専門学校と連携協定を締結しました。引き続き森町産木材を活用した木製品制作に挑戦できる場を提供するなど、地域資源の活用と次世代育成を一体的に推進してまいります。

林業・木材産業の次代を担う人材の育成等につきましては、北の森づくり専門学院の地域見学やインターンシップはじめ、森高校「住生活デザイン」等の授業を町が担っております。これらの取り組みを通じて地域への関心や愛着を醸成し、若年層の実践実習教育の拠点として実践的な学びと挑戦の場を広げることで町産木材の新たな可能性を創出するとともに、若年層の育成と定着を目指してまいります。

カーボンニュートラルに向けた町のＪークレジット事業においては、ＥＮＥＯＳ株式会社、日本生命保険相互会社と連携協定を締結し、森林を活用した脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めております。町有林の森林施業による二酸化炭素吸収量で創出されるＪークレジット制度を活用し、地球温暖化防止に寄与する森林づくりを推進するとともに、植林や植樹祭といった森林維持・保全活動を展開してまいります。また、省エネや低炭素投資を促進し、クレジット活用による町内資金循環を生み出すことで、経済と環境の好循環を目指してまいります。本年度は、モニタリングの算定、検証及び審議、認定を経て、クレジット発行金額の受取を開始する予定となっております。

さらに、森林所有者意向調査のフォローアップとして、「地域林政アドバイザー」と共に、森林づくりや木材利用促進の対策を重点的に進め、町民や企業と連携し、吸収量の維持・増加につながる森林づくりを推進してまいります。

【水産業】

当町の基幹産業の１つであります漁業の状況ですが、昨シーズンの２大太宗漁業に目を向けますと、養殖ホタテの価格を牽引してきた海外輸出がＡＬＰＳ処理水海洋放出に伴う中国などの禁輸措置により大打撃を受け、前年比６割減の１キロ平均１６０円台と終始安値での取引となりました。更には、水揚量もピーク時の４割となる１万３、０００トンまで減少しており、生産能力の維持と事業継続の意欲が今後の課題であります。

また、スケトウタラ漁につきましても、水揚量は年々減少傾向にある中、昨年は前年比２割減の２、３００トンと２年連続で３、０００トンを下回ったものの、薄漁のため単価は１割強の上昇となっておりますが、海洋環境の変化や物価高騰等の影響により出漁を見合わせるなど、依然として外的要因を受けやすい操業を強いられております。

加えて、ボタンエビ漁や秋サケ漁も不漁が続いており、オオズワイガニについても水揚量は増加しているものの単価は低調に推移するなど、より一層つくり育てる漁業へのニーズが高まっている状況にあります。このため、前浜における水産資源の維持・増大を目指して両漁協がそれぞれ取り組む「コンブ投石事業」、「稚ナマコ放流事業」、「ホタテ稚貝放流事業（砂原漁協）」及び「未利用資源活用試験事業（森漁協）」について、本年度も支援してまいります。

一昨年から藻場の回復などを目的に着手した「水産業サステナブルチャレンジ事業」につきましては、一定程度の成果を踏まえ本年１月に日本製鉄株式会社と共同でＪブルークレジット認証申請を行っております。また、昨年度ブルーカーボンに関する協定を締結した北海道電力株式会社につきましても、引き続き藻場造成に関する提案も受けております。

ので、今後も両社との事業を継続していくと共に、新たな企業との連携も目指してまいります。

また、当町の喫緊の課題でありますホタテ貝殻の再利用に関しては、北海道経済連合会の協力を得ながら、本年度から新たに石灰石代替として商品化した企業との連携を図ってまいります。脱炭素やSDGsといった環境に配慮しなければならない時代背景を追い風と捉え、アップサイクルの普及促進に取り組んでまいります。

産業振興と地域防災の両面で重責を担う森港湾並びに第3種砂原漁港につきましては、漁業活動や有事の際を見据えた安全性や利便性に配慮した機能が求められております。今後も森・砂原両漁協と連携しながら、関係省庁に対してより一層の財源確保や新たな視点での予算措置について強く要望してまいります。

また、石倉から沼尻までの第1種漁港は5港全てで施設の老朽化が著しく、管理者である北海道が事業主体となり、計画的に漁港機能の保全や強化に伴う各種工事を進めているところです。本年度も石倉漁港と沼尻漁港の浚渫のほか、蛭谷漁港の北護岸及び東護岸の嵩上げ工事に加え、掛瀬漁港の北防波堤コンクリート打設工事を継続する予定であります。

【商工業】

原材料費・エネルギーコストの高騰や円安を背景とする物価上昇により収益が圧迫される中、最低賃金の大幅な引き上げが追い打ちをかけ、商工業者の皆様を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

昨年度、町では継続的な地域経済対策として、エアコン設置等にも利用頂ける建設商品券の発行を支援し、町内建設業の需要を喚起し、地域経済の活性化と町民の皆様の健康を守ってまいりました。

本年度は、さくら商品券及び建設商品券の発行を支援し、継続して地域経済活性化に取り組んでまいります。

喫緊の課題である後継者不足等による廃業の増加に対しましては、北海道事業承継・引継ぎセンターや町内各種支援機関と連携を行い、町内事業者の実態を把握するためのアンケート調査の実施により、事業承継問題について解決策を考えてまいります。引き続き経営支援機関である森商工会議所・森町さわら商工会への支援を行い、商工業の振興を図ってまいります。

また、地域特産品の開発・販路拡大に向け、国や道と連携し、支援に努め、商工業振興や当町の知名度向上へと繋げてまいります。

【雇用・就労】

少子高齢化による生産年齢人口の減少により、当町におきましても働き手の確保が困難な状況が続いております。

このような状況の中、海外に目を向けますとフィリピン・ア克兰州では、当町とは逆に若年層の人口増加と失業率増加の課題を抱えております。

これらの状況を踏まえ、働き手を確保する取組みとして令和7年2月にフィリピン・ア

クラン州と雇用・労働分野における人材交流促進を目指した連携協定を締結してまいりました。

今後、本協定に基づき町内企業への人材受け入れを支援し、森町での人材不足を補い、若年人口の増加と地域の活性化を図ってまいります。

また、町内の創業を促進し、まちのにぎわい創出及び産業の活性化を図るため、町独自事業として創業支援事業補助金を交付し、創業する事業者に対する支援を引き続き行ってまいります。

【観光産業】

滞在型観光ニーズの高まりから道南への旅行者も増加しているところですが、当町においても観光入込客数が昨年度上半期54万9,000人と一昨年度よりも1万人近く増加し、宿泊者数についても昨年度上半期4万2,000人と一昨年度よりも7,000人近く増加し、観光入込客数、宿泊者数ともに増加しております。

更なる観光客の増加に繋がるよう、新たにデジタルを活用したガイドマップの制作に着手したところですが、旅前旅中の観光情報の収集に活用出来るようデジタルを活用した新たな情報発信機能を積極的に導入してまいります。

また、新たな観光資源の発掘と観光ボランティアの高齢化に伴う担い手確保に努めるよう、地域おこし協力隊制度を活用し、引き続き都市部より意欲ある方を誘致し、移住者目線による観光振興を積極的に行ってまいります。

環駒ヶ岳広域観光協議会につきましては、事務局が森町の当番の年度となることから、関係する七飯町・鹿部町との連携を今まで以上に強化し、一次産業、製造業等との協働連携により、広域での新たな観光素材の発掘や受け入れ態勢など滞在型観光の基盤を整備し、地域経済の活性化に努めてまいります。

イベント関係の事業につきましては、新町誕生20周年記念として、今まで行ってきたイベントをブラッシュアップし、町民参加型の記念として残るようなイベントを企画しながら、観光客の誘客へも繋がるよう、各種関係団体との協力体制を強化しながら実施してまいります。

道の駅「YOU・遊・もり」の再整備につきましては、運営方法の見直し及び施設のリノベーションに対する調査を行ってまいりました。

調査で示された結果を基に、役場内の関係部署で構成された検討委員会により、再整備に向けた運営方法や施設のリノベーション、施設周辺の再整備に向けて森町にしか出来ない唯一無二の道の駅を整備出来るよう引き続き協議してまいります。

【ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業】

ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業につきましては、令和6年度途中（12月末時点）の集計で、全国各地から約21億円の寄附金が寄せられ、地域の事業者による多大なるご協力のもと、寄附を賜ることができました。

当町を応援していただいた皆様には、感謝とお礼を申し上げます。

当町の恵まれた地域資源を最大限活用した当事業が、地域経済の活性化、地域産業の振興に大きく貢献していると考えております。

引き続き、より多くの方々に当町の魅力を知っていただくため、返礼品開発や返礼品提供事業者の発掘、情報発信や三大都市圏で開催されるイベントへ参加し、リピーター獲得戦略に力を入れ、地域の事業者とともに連携を図りながら創意工夫を重ね、更なる寄附額の向上を目指し、「応援したいと思う自治体」となるよう事業を推進してまいります。

【環境保全・衛生】

＜廃棄物処理関係＞

ごみ処理に関しましては、町民の皆様のご協力により、リサイクルプラザ・最終処分場とも十分にその機能を発揮しており、環境への負荷も軽減されております。今後も引き続きごみの減量化と再資源化に努め、循環型社会の形成を目指してまいります。

不法投棄につきましては、依然として国道や町道への通りすがりのポイ捨てが多く見られ、家電等の大型ごみの不法投棄も後を絶ちません。不法投棄は、自然環境を損なうばかりではなく、地域住民の生活環境も害し、環境保全の妨げとなります。

今後も不法投棄は絶対に許さないという強い意志をもち、未然防止の啓発として、監視カメラやのぼり・看板等を設置するとともに、森警察署と連携し、パトロールを強化してまいります。

高齢者世帯等ふれあい収集事業につきましては、事業開始から8年目となり、制度も浸透し利用者も増え、順調に推移しております。本年度も引き続き広報等での周知はもちろん、社会福祉協議会や介護支援施設を通じ、ケアマネージャーやホームヘルパーの協力も得ながら高齢者世帯等の在宅生活支援のため、さらなる事業の充実を図ってまいります。

高齢者世帯等に対する有料での「粗大ごみ戸別収集事業」につきましては、利用者も増え、順調に推移しております。今後も広報等を活用しながら広く周知し、さらなる事業の充実を図ってまいります。

また、「ごみステーション等譲与事業」につきましては、町内会からの要望を受け、老朽化が著しいごみステーションを順次更新しております。本年度も衛生環境の充実を図るため、継続して実施してまいります。

し尿処理に関しましては、令和5年11月に供用開始しました汚泥再生処理センターにて順調に処理を行っており、衛生環境の充実を図るため、適切な処理、施設の維持管理に努めてまいります。また、本年度は新施設稼働に伴い廃止となりました旧し尿処理施設の解体撤去工事を実施してまいります。

＜斎場・墓地＞

墓地及び合葬墓につきましては、適正な管理、運用に努めてまいります。森町葬苑につきましては、本年度から改修工事に着工し、令和8年度中の業務再開に向けて、引き続き取り組んでまいります。

また、今後も安心して利用いただけるよう、火葬炉等の適正な維持管理に努めてまいり

ます。

【地域新エネルギー】

近年の異常気象発生に対し、地球温暖化防止の取組みが重要であるとの認識のもと「森町気候非常事態宣言」及び「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。引き続き、町民一体となって温室効果ガスの削減に取り組み、安心して暮らし続けられる環境づくりを推進してまいります。

また、「森町地域新エネルギービジョン」による推進期間を終えたことから、今後の再生可能エネルギーにつきましては、森町全体の温暖化対策を推進する「森町地球温暖化対策実行計画」へ推進方針を盛り込み執り進めてまいります。

本年度も環境負荷の小さい再生可能エネルギーを普及促進させることを目的に、住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池の設置者に対する費用の一部を助成してまいります。

【住宅、宅地】

＜町営住宅＞

「森町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度は度杭崎団地B棟の屋根外壁等改修工事、みどりヶ丘団地4号棟の屋根外壁等改修工事に向けた調査設計、鳥崎団地・上台団地60号棟のテレビアンテナ改修工事及びみどりヶ丘団地・度杭崎団地の非常用照明設備の整備改修に取り組んでまいります。

今後も計画的な修繕・改修に取り組み、施設の長寿命化と住環境の整備に努めてまいります。

＜空家等対策＞

「森町空家等対策計画」に基づき、適正管理の啓発に努めるとともに、所有者に対して、助言・指導を行ってまいります。

特に危険な空家を除却する場合につきましては、所有者の自発的な除却を促進するため、費用の一部を助成する補助金制度を引き続き実施してまいります。

＜定住対策＞

地方移住の流れを捉え、世代や家族構成、目的などターゲット設定を意識した施策を展開してまいります。

豊かな自然環境を活かした定住対策用地の分譲を継続するとともに、地域おこし協力隊員自身の移住経験を活かした移住体験事業を通じて、若い世代や都市部からの移住・定住を推進してまいります。

引き続き、地域おこし協力隊を積極的に受け入れ、任期終了後も当町で活動できるようサポートすることにより定住・定着を促進し、協力隊経験者や現協力隊のネットワークの活用と情報の発信に努め、関係人口の創出を進めてまいります。

さらには、町と大学等との連携によるインターンシップ事業や首都圏に在住する大学生らで組織する法人を通じて若者を森町へ呼び込む仕組みを構築してまいります。若年層の

関係人口の増大を図るとともに、当町を訪れた学生と協力隊とが連携し首都圏での移住フェア等にて、来場者に直接呼びかけを行うことにより、若者が若者を呼び込む流れにより、移住先として選んでいただけるよう努めてまいります。

【公園・広場・緑地】

青葉ヶ丘公園などの都市公園につきましては、「森町公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具及び施設の修繕や改修を行ってまいります。

また、その他の公園・広場につきましても、老朽化した施設を計画的に改修し、芝の管理や樹木の整枝など、適切な維持管理に努め、憩いの場を確保するとともに、観光資源である桜の保存や長寿による老化にもしっかりと対応してまいります。

【上・下水道】

＜水道事業＞

水道事業につきましては、適切な資産管理を推進し、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、水道事業ビジョン及び経営戦略の改定、配水管移設更新工事、その他の施設整備や維持管理を行い、持続可能な事業運営の構築を目指してまいります。

＜下水道事業＞

下水道事業につきましては、赤井川地区の広域化に伴う特定環境保全公共下水道事業の計画変更を実施してまいります。

引き続き下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進に取組み、効率的な施設の運営及び修繕整備を行い、下水道普及率、接続率の向上に努めてまいります。

【道路・交通】

国道5号の赤井川地区における片側2車線化につきましては、引き続き七飯町と連携して、国に対し強く要望してまいります。

また、駒ヶ岳地区におきましても国道5号の交通安全施設等の整備促進のため、中央帯整備等の早期完成を国に対し引き続き要望してまいります。

本年度の道路事業につきましては、継続的な舗装のパッチングやオーバーレイなどの補修工事、側溝や雨水桝などの排水整備工事を実施し、道路及び排水施設の維持管理・整備促進に努めるとともに、橋梁長寿命化事業につきましても、濁川地区における第一中の川橋の橋梁補修工事及びその他橋梁の点検補修に取り組んでまいります。

さらに、円滑な除雪作業や大雨等の状況把握を目的とした気象状況監視カメラの設置を試行的に行ってまいります。

【港湾】

直轄港湾事業ではありますが、懸案の1つでありました東港臨港道路整備が完了したことから、予算規模を踏まえたうえで本年度は新川東の護岸整備に着手する予定であります。また、本港防波堤西側部分の改良につきましても早急な対応が必要ではありますが、相当な事業費となることから、大規模な予算措置の可能性のある国の補正予算や北海道特定特

別総合開発事業推進費などへ積極的にエントリーしてまいります。

港湾管理者としましては、北海道開発局との連携強化を深めるとともに、国会議員や関係省庁に対する要請活動等にも精力的に参加して窮状を訴えながら、予算規模の拡充・拡大につながるよう努めてまいります。

今後も森蘭航路のクルーズ観光船をはじめ、巻き網運搬船や貨物船などの商船の入港や背後地の利活用打診といった新たなビジネスチャンスにも応じられるよう、港湾本来のあり方と漁港としての機能向上について両立を図りながら、持続可能な港を目指して地域経済の振興と発展に努めてまいります。

【地域情報・通信網】

社会課題を解決し、地域経済の維持継続を確保するうえでデジタル関連技術の積極的な活用は一層重要性を増しており、マイナンバーカード利活用の拡大による住民の利便性向上や行政手続のオンライン化などを推進していく必要があります。併せて制度や組織の在り方等を変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが求められています。

デジタル社会の構築が加速的に進む中で、デジタルの活用に不安を抱いている方にも町の情報や災害情報などがデジタルを利用して素早く取得いただけるよう、スマートフォン教室などを通じてデジタル活用支援の取組みを継続して実施してまいります。

また、「森町DX推進計画」に基づきデジタル化の推進を図り、生成AI等の先進技術の活用などサービスが多様化・高度化するデジタル時代への対応を行ってまいります。

【防災・消防・救急】

<河川・海岸>

自然災害防止対策として継続して行っております「尾白内川」の護岸整備につきまして、引き続き計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

さらに、町内にある河川において流れを阻害している堆積土砂、倒木・立木の除去について緊急浚渫推進事業を活用しながら、近年の集中豪雨等に対する予防保全に努めてまいります。

また、海岸の背後に集中して暮らす方々の生命や財産を守るため、各地区の海岸整備事業の継続をはじめ、侵食防止や護岸の老朽化対策について、関係機関に整備要望を行ってまいります。

<防災>

台風や豪雨などの災害が常態化している中で、自然災害等に対して十分に備えるとともに、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

日本海溝・千島海溝地震に伴う津波対策につきましては、津波避難計画の改訂作業を通じて避難条件等の各種見直しを行い、実施すべき対策について取組みを進めてまいります。

災害時に必要な備蓄品につきましては、計画的に防災資機材等の整備を進めていくとともに、避難所に冷房設備の設置を行い、生活環境の改善に取り組んでまいります。

避難行動要支援者の避難支援対策につきましては、町内会や福祉関係機関と協力しながら、個別避難計画の策定に向けて取組みを進めてまいります。

また、自主防災組織等の育成・充実に図るとともに、防災士資格取得を目指す町民に対する助成などに取り組み、地域防災力の向上に努めてまいります。

今後も、町民の皆様の防災意識の高揚を目指し、防災訓練の実施や防災講話などの各種事業を推進してまいります。

駒ヶ岳火山防災につきましては、北海道駒ヶ岳火山防災協議会を中心に、周辺2町及び関係機関と十分な連携を図りながら、継続して火山防災対策の推進に取り組んでまいります。

<耐震>

民間住宅の耐震化促進のため、社会資本整備総合交付金を活用した木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度を継続し、耐震対策を促進してまいります。

<消防・救急>

昨年、元日に発生した石川県能登半島地震、輪島市大規模火災、5月からの大雨・台風による災害、8月に発生した宮崎県日向灘を震源とする地震、9月20日からの大雨による能登半島地方での災害など、日本各地で災害が相次いでおります。

近年、災害の激甚化・頻発化や救急業務の逼迫化が顕著となっており、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震などの発生が危惧される中、町民の生命、身体及び財産を守る消防の果たす役割は、より一層重要なものとなっています。

町民の皆様が引き続き安心して暮らせるよう小型動力ポンプ付水槽車の整備をはじめとした火災・災害・救急活動時における装備の充実強化、各種資格の取得促進、並びに北海道消防学校へ職員を派遣し知識や技術の向上を図ってまいります。

また、救急業務の円滑化、迅速化に繋げるため、マイナンバーカードを活用した「マイナ救急」を導入し消防分野におけるDXを推進してまいります。

消防団につきましては、安全基準に遵守した防火衣の更新や救命胴衣の整備など、引き続き装備や資機材の充実強化に取り組むとともに、各種訓練を通じて知識・技術の向上を図り、消防団への更なる入団促進を図るための広報活動などを行い、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進してまいります。

【交通安全】

交通安全運動の効果を最大限に発揮するためには、町民一人ひとりが交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践を主体的に行うことが重要であります。本年度も継続して各期別運動を軸に「こどもと高齢者の安全確保」、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウン」などの交通安全運動の重点7項目の推進を図るとともに、幅広い層への「交通安全教育」を実施してまいります。

さらに、各種交通安全運動等において、関係行政機関、団体等と緊密に連携して、車両

や自転車、歩行者のマナー向上を図るための取組みを実施してまいります。

また、交通安全施設等整備事業により交通環境の充実を図り、事故防止に努めてまいります。

【地域公共交通】

生活路線バスの減便等によって、町民の日常生活の移動手段に影響を与えることから、濁川線、駒ヶ岳・赤井川線の森町地域公共交通バス運行を実施してまいりました。

また、昨年9月末で砂原線が減便となり本年3月末で廃止となることを踏まえ、昨年10月から砂原・尾白内線についても実証運行を行い、本年度から本格運行へと繋げてまいります。

バス利用者のニーズや地域の意見を把握し、可能な限り反映させ「森町地域公共交通会議」での議論を踏まえ、バス運行の普及を図ってまいります。併せて、利用者の利便性が向上し、安心して暮らせるよう持続可能な地域公共交通の実現に努めてまいります。

また、北海道新幹線札幌延伸に伴いＪＲ北海道から経営分離される函館長万部線につきましては、「北海道新幹線並行在来線対策協議会渡島ブロック会議」にて、引き続き議論を進めてまいります。

今後も新たな情報を基に町民の皆様にご説明する機会を設け、ご意見をいただきながら町の方向性を見出してまいります。

【広報・広聴、町民参画】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、情報共有や町民参画を図ることが重要であると考えます。

そのため、広報紙の定期発行や多様化する情報をより迅速に発信するよう情報発信機能を充実させ、尚且つ、閲覧者が利用しやすい町公式ホームページとなるよう整備いたしました。

また、広聴の場に可能な限り自ら出向き、ご意見やご要望をお受けする機会が多くなるよう努めてまいります。

町のロゴマークを活用した地域ブランドの推進につきましては、商用利用の促進並びに登録事業者の増加に努め、商品の紹介や登録事業者の食材等が道内外にて普及されるよう民間企業等と連携し、情報発信の充実を図るとともに、道内や首都圏でのイベント等に積極的に出展し、数多くの参加者へＰＲを行い、町の知名度向上に努めてまいります。

本年度も、町民によるまちづくり・ひとづくりなどの地域活性化に繋がる取組みに対し、わがまち振興事業により支援してまいります。

【自治体経営】

人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、老朽化した施設の維持管理、さらには近年の物価高騰による経常的経費の増大により、財政運営は一段と厳しさを増しております。

そのような状況でも、各種施策や事業の実現を通じて、産業の振興や福祉の向上を図り、

町民満足度の高いまちづくりを推進していかなければなりません。

多様化する行政課題や組織の横断的な課題に迅速かつ的確に対応するため、効率的・効果的な組織機構の整備を進め、民間からの人材登用や地域活性化企業人制度の活用を検討してまいります。

さらには、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略において、中長期的に重要である3つの事項を整理し様々な施策の立案や再構築を進めてまいります。具体的には、「新たなまちづくり基盤の整備」、「まちづくり人材の育成・確保」、「デジタルを活用した誰一人取り残されないまちづくり」、以上3点を基礎的な要件とし地域課題の解決に資する政策立案を推進するための政策参与を配置します。

役場庁舎を含めた複合施設の整備につきましては、昨年度より基本計画策定業務に着手しましたが、本年度中の策定に向け引き続き取り組んでまいります。

＜新森町史の編さん＞

森町史は昭和55年3月15日に、砂原町史は平成12年3月31日に発行しております。平成17年4月1日に旧森町と旧砂原町が市町村合併し、新町森町が誕生してから本年度で20周年を迎えることとなります。この間の歴史・記録は後世に残していかなければならないものと考えておりますので、新町森町誕生20周年を機に町史編さん事業に着手してまいります。

＜まち・ひと・しごと創生総合戦略＞

第2次森町まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度で終期を迎えたことから、本年度より、第3次森町総合戦略の基本目標のもと様々な施策に取り組むことにより、こどもから大人まで生涯にわたって住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを町民の皆様と共に進めてまいります。

そのためには、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会における各委員の皆様との意見交換や情報共有を通じ、企業版ふるさと納税を活用した行政と町民の「協働」が見える仕組みづくりが大切です。特に企業版ふるさと納税制度は、その町が自らの町の未来に関してどのようなビジョンを持っているかを、寄附企業様はもとより町外にアピールできなければ成立しない制度であるとも承知しており、まちの将来ビジョンをまち・ひと・しごと創生総合戦略掲載事業を通じて官民で共有し共創していくことが重要であると考えます。引き続き森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会において、施策や事業の効果について検証を行い、必要に応じて改善を図り、社会課題に対し効果的な施策の掘り起こしに努めてまいります。

また、中心市街地のさらなる賑わい（まちづくり）、地域おこし協力隊や新規起業家等のひとへの支援（ひとづくり）、森町の課題解決と森町の新たな価値創造（しごとづくり）を官民共創の力で実現するために、PPP手法を活用し実務組織を立ち上げ、地域再生を具現化してまいります。

Ⅲ 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

第2次森町総合開発振興計画を基本に、本年度も各個別計画に基づき施策を展開してまいります。それぞれの分野で課題は山積しております。

町民一人ひとりが幸せを実感しながら暮らすことができるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様、並びに町議会議員皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 町政執行方針の表明を終わります。

11時20分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（毛利繁和君） 令和7年度教育行政執行方針について申し上げます。

I はじめに

令和7年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

少子化・高齢化の進行や混迷するグローバル情勢、気候変動に伴う自然災害の激甚化、また産業への深刻な影響、生成AIなどデジタル技術の発展などが相まって、社会や経済の先行きに対する不確実性が高まっています。人々が希望に向かい、事態を前進させる考え方や行動が必要です。激しい変化が止まることのない時代にあって、生涯にわたって主体的に学びを続け、自己の人生を導く力を身に付けることの重要性が増しています。

いろいろな場で異なる価値観をもつ多様な人たちと対話を行い、互いの発想や新たな発想を受け入れ、協働の姿勢で課題を解決する体験を重視し、人々が成長し、うるおいのあるまちづくりを目指すことが大切です。

森町教育委員会は、生涯にわたって学び続けられる環境を整え、町民の皆様が、多様な人とつながり合い、学び合いながら、幅広い知識と教養を身につけ、人格を形成し、「社会の創り手」として活躍できるよう、教育・人づくりに取り組みます。

II 幼児教育・学校教育推進の基本姿勢

教育の目的は一人一人の人格の完成および平和で民主的な社会の形成者として必要な資質を育むことにあります。次代を担うこどもたちは、グローバル化や情報化の進展により大きく変化し続けるこれからの社会を生きます。生涯にわたって主体的に学び続け、異なる価値観をもつ多様な他者と対話を行い、互いを尊重しながら協働する体験が重要です。

このことを踏まえて幼児教育・学校教育を進めてまいります。

Ⅲ 幼児教育・学校教育の主要な施策の展開

1 学び続ける力を育む教育の推進

心豊かに一人一人の可能性を伸ばすには、基礎的・基本的な知識および技能の習得と、思考力、判断力、表現力等を育成することが重要です。これらの力を育成するには、主体的・対話的で深い学びの実現が重要です。各幼稚園、各学校の教育課程は、世界的な視野、地域とのつながり、未来につながる指向をもちながら整理をすることが肝要です。各幼稚園、各学校は、特色と課題を明確にし、教育課程の不断の編成、実施、評価、改善に努める必要があります。教育委員会は、その確実なサイクルの中で、こどもが学び続ける力を育むよう支えます。

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期です。教育に携わる幼稚園教諭の研修の機会を創出し、力量形成を図ります。また、小学校との接続が一層スムーズになるよう連携の充実を図ります。

小中学校管理職および教諭の様々な研修は、力量形成に必須の要素であり、引き続き積極的な参加を奨励し、よりよい学校経営に資するよう支援します。

特別支援教育の充実に向けて、丁寧な教育相談に努め、より相応しい学びの場の実現を目指します。各学校の必要性に応じて特別支援教育支援員を配置し、効果的な支援体制の整備に努めてまいります。また、多様な教育的ニーズに対応するため、通級指導教室や特別支援学級など、学びの場の充実に努めるとともに、特別支援教育におけるＩＣＴの利活用を進めてまいります。

医療的ケアが必要な児童生徒が少しでも安心して学校生活を過ごせるよう、対象の学校に対し引き続き看護師を派遣いたします。

2 豊かな心と健やかな体の育成

こどもたちの健やかな心身の成長は極めて大切です。豊かな心を育むために、生命の尊重や他者への思いやりをはじめ、価値を学び、考え、選択する道徳教育を進めます。また、情報および情報機器等の扱いについては、定まった行動規範やルールを決めるだけでなく、行動の善悪を自分で判断できる力を身につけることを重視します。最近、こどものネット依存、ゲーム障害や健康被害、ネットトラブルの被害者、加害者に簡単になり得ることが懸念されます。引き続き「情報モラル教室」を開き、危機意識の啓発に努めてまいります。また、学校と関係機関や団体が連携し啓発する機会を奨励します。

読書は様々な人との出会いと考えます。学校等における読書活動の工夫と家庭での読書の啓発に引き続き努めます。また、学校図書館環境等について町立図書館司書と連携し、改善と充実を図ります。

「いじめ」や「不登校」など、こどもたちを取り巻く様々な問題については、定期的なアンケート調査や随時の教育相談により、未然防止・早期発見に努めます。関係部署や関係機関との連携・協働や、スクールカウンセラー等の助言等を生かして、早期解決に向け

た支援を継続して行い、こどもたちの心身の健全な育成や安定した教育活動を推進します。

学校においては、校内教育支援センターなどの機能を活用し、こどもたち一人一人に寄り添った支援を行います。また、ICTを活用した効果的な支援も引き続き実施します。こどもたちが安心して学び、成長できる環境を整えてまいります。

児童虐待に対しては、関係機関との迅速な連携に努め、児童虐待の早期発見やこどもの安全を確保してまいります。

「子どもへの暴力防止プログラム」として、こどもたちが、いじめ、痴漢、虐待、性暴力から自分を守るための人権教育プログラムを引き続き実施いたします。

学校安全については、一日防災学校などそれぞれの学校の状況に対応した実践的な防災教育を実施し、正しい知識と適切な行動を身につけさせ、自ら命を守る意識を高めるよう取り組みます。

学校給食については、衛生管理を徹底し、安全安心で栄養バランスに配慮した給食の提供に努めるとともに、森町の地場産物を活用し、地域の自然や食文化・産業等への理解、自然の恵みや命の大切さ、生産者への感謝の気持ちなどを深め、ふるさとを愛する心を育んでまいります。

食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育指導を引き続き進めてまいります。食物アレルギーの対応については、栄養教諭を中心に家庭と連携して進めてまいります。

給食費については、小学生・中学生の給食費を無償化し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。収納対策については、取り組みを継続し、滞納繰越分の圧縮を図ってまいります。

3 新時代に対応する学校づくり

令和6年度に導入したAI型ドリルおよび電子黒板は、個別最適な学びや協働的学びの実現につながっております。引き続き、「新しいかたちの学びの授業力向上推進事業」を実施し、各学校の好事例を共有し利活用の促進を図るとともに、より一層ICTを活用した主体的・対話的で深い学びに向けた授業力向上に取り組みます。

ICT教育の一層の充実を目指し、教職員を対象に基礎研修および応用研修を行い、より効果的な活用を図り、質の高い学びを深めてまいります。

ALT（外国語指導助手）を継続して複数配置し、小学校から中学校まで生きた英語教育を実践し、豊かな国際感覚が育まれるよう支援します。

教師が心身ともに健康な姿でこどもたちの前に立つことを目的に、学校における働き方改革を推し進めます。

校務支援システムの効率的な運用を目指し、活用に関する支援を続け、業務の軽減を図り、学校経営の改善や教育の質の向上につなげてまいります。

現在、学校でのICT利活用は、森町セキュリティポリシーに準拠しておりますが、インターネット側での使用や教職員の在宅ワークが可能となる森町教育委員会セキュリティ

ポリシーを策定いたします。

学校長の裁量による予算執行により、学校の自立度を高め、より特色ある学校づくりを促し、児童・生徒の関心を高める教育課程の編成を目的に、「森町特色ある学校づくり推進事業」を実施いたします。

砂原地区については、さわら小学校および砂原中学校の児童・生徒ともに減少傾向にあり、義務教育学校化を検討してまいります。義務教育学校は一人一人のこどもを9年間の長いスパンで育む形態で、幅広い相互関係を土台に、体験的・協働的な活動や地域とのつながりを充実する教育課程が期待できます。

地域クラブ活動と学校部活動のあり方については、森町の状況に応じた進め方が肝要です。「森町地域クラブ活動検討協議会」を中心に、地域クラブの展開について検討・協議・啓発を進めます。必要な指導者資格取得等について支援し、環境が整う団体については順次クラブ化を実施してまいります。

教職員が客観的に自身のストレスの程度や状況を把握できるようストレスチェックを実施いたします。

教職員の不祥事根絶に向けて、服務規律順守や不祥事防止に関する資料を活用した職場研修を継続し、教育公務員の責任と自覚を高め、学校教育への信頼を損なうことのないように努めてまいります。

学校施設警備をより安全に行うため、機械警備を更新し、宿日直対応を行っている森小学校を含め、全ての小中学校で機械警備体制を整備します。

森高等学校については、高性能パソコンの導入、撮影・動画編集などで使用する機器の整備、IT人材育成プログラム、森高等学校の活動を幅広く知ってもらうための町行事への協力、商品開発の実施など、高校の魅力化を図る事業等に対し支援してまいります。また、森高等学校の生徒に寮を設置し運営する事業者に対し、運営経費の一部を支援してまいります。

4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

子どもたちの安全と安心を守るために、計画的・効率的な長寿命化を図る学校施設等の整備を引き続き進めてまいります。

森小学校、さわら小学校、砂原中学校については、冷房設備の設置工事を実施いたします。

森中学校長寿命化改修工事については、令和2年度から3年度にかけて「森中学校校舎・屋体改修工事調査設計業務委託」として施設劣化状況調査や工事内容の比較検討資料の作成等を実施したところですが、町内全ての学校の耐震化が完了するまでに時間を要し、その間、外的環境も大きく変化しているため基本設計の見直しを実施いたします。

森中学校スクールバスについては、老朽化していることから車両の更新を行います。なお、更新にあたっては、生徒数を考慮し小型化いたします。

町内の老朽化した教員住宅については、計画的に解体撤去工事を実施しております。令

和7年度は、森川地区1棟1戸を実施いたします。

学校運営協議会は学校と地域をつなぐ重要な機関です。地域との連携や協働について学校運営協議会の活性化を推し進めてまいります。

通学路の安全確保と登下校の見守り活動、不審者対策等については、地域や関係機関との連携により、予防や点検活動に努めてまいります。

Ⅳ 社会教育推進の基本姿勢

「第4次森町社会教育振興中期計画」に基づき、町民の皆様が生涯を通じて自ら学び、多様な人たちとつながり合いながら、豊かで健やかな生活が送れるよう、ニーズを踏まえた学習機会・情報提供の充実を図り、魅力ある社会教育の推進に努めてまいります。

Ⅴ 社会教育推進の主要な施策の展開

1 豊かな心とうるおいのあるまちを目指した社会教育の推進

町民の皆様が心豊かで生きがいのある生活に資するため、行事等の評価を行いながら、学び合いにつながり合う魅力的な社会教育の推進に努めてまいります。

少子化をはじめとした家庭を取り巻く環境の変化に対応し、子育てに関する多様な学習機会を奨励するなど、家庭教育の充実に努めます。

地域資源を活用した体験活動、異世代間交流や異文化交流につながる活動を奨励し、青少年の社会性やボランティア精神、郷土への愛着と誇りを育み、社会への参加やまちづくりへの積極的な参画を支援してまいります。

二十歳を迎える方々の門出を祝すとともに成人の自覚を深めるため、参加しやすい成人式の開催に努めてまいります。

女性や高齢者の多様なニーズをとらえ、高齢化社会に即した学習機会や気軽に参加できる事業の工夫、高齢化・固定化しつつある各種団体への支援と育成に努めてまいります。

2 地域に開かれた文化・芸術活動と郷土文化の推進

文化・芸術活動は、人にゆとりとうるおいをもたらす、心豊かな生活の源泉となることから、文化協会や各種団体・サークルと連携した事業や発表・展示の場の機会創出を図ります。サークル団体等に加え、個人での自主的活動が促進されるよう支援するとともに、質の高い優れた文化・芸術を幅広い世代に提供できるよう努めてまいります。

森町とゆかりのある静岡県森町、青森県外ヶ浜町との友好親善については、交流内容や方法の検討を進めながら継続してまいります。

文化財の保護については、有形・無形の文化遺産を次の世代に継承していくために、調査および保存と活用を進めるとともに、文化財の価値や内容について、発掘調査事務所を利用した展示や遺跡見学会、文化財講座、デジタル技術を活用した提示などを通じて、広く町内外へ発信してまいります。

国指定史跡鷲ノ木遺跡については、文化庁と協議を継続しながら、保存と公開を目的とした具体的な整備を進めてまいります。

また、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の関連資産となる鷲ノ木遺跡の見学機

会の確保に努めるとともに、引き続き追加登録を目指し継続した取り組みを進め、受入体制の整備にも取り組んでまいります。

3 町史の編さん

森町と砂原町が合併し20周年となるのを機に、「新森町史」の編さん構想に着手し、発行年度や編さん内容等について検討を進めてまいります。

4 幅広いニーズに応える生涯学習拠点施設の充実

公民館は、地域活動や各種団体、サークル活動の拠点であると同時に、町民の皆様が生涯を通じて自ら学び、多様な人たちと学び合い、つながり合う生涯学習の拠点施設となるものです。公民館・役場庁舎を軸とした複合施設建設の検討を進めているところですが、既存の社会教育施設の老朽化が進んでおり、適切な維持と運営を心掛けてまいります。

各種講座・サークル活動については、参加者の高齢化や減少が進んでいることから、町民の皆様の学習ニーズを的確にとらえ、楽しく安全に学ぶことができるよう、ライフスタイルに合わせた講座の企画・運営や情報発信に努めるとともに自主的な学習や各種団体・サークル活動の支援を強化してまいります。

5 図書館機能の充実による読書活動の推進

読書活動は、町民一人一人の学びを支援し、うるおいのある生活を育む一助となるものです。

森町の地域資料を始め、一般図書の蔵書管理について図書館システムを活用し、利用者の方の利便性向上と、見やすく分かりやすい図書情報の発信に努め、図書館運営の工夫を図ってまいります。

図書に親しむきっかけや自ら学ぶことができる環境づくりのため、ブックスタートの取り組みや幼稚園・学校・関係機関と連携した事業の実施とともに、「第4次子どもの読書活動推進計画」を基に、児童図書の充実、移動図書配本事業を継続します。また、幼稚園や学校と図書館司書との連携を図り、こどもたちの感性や情操を育ててまいります。

6 健全な心身を育てるスポーツ活動の推進

近年、健康や体力づくりへの関心が高まるなか、町民の皆様が生涯にわたって心身ともに健やかな日々を過ごせるよう、誰もがスポーツを気軽に楽しむことができる環境づくりに努め、森町スポーツ協会や森町スポーツ推進委員会の協力を得ながら各種大会やスポーツ教室を企画し、スポーツの振興に努めてまいります。

所管する社会体育施設については、利用者が安全に施設を利用できるよう定期的な点検を行い施設整備等の必要性を見極めながら、適切な維持管理と保全に努めてまいります。

少年スポーツについては、次代を担う子どもたちが、スポーツを通じて異年齢と交流しながら団体活動を行うことで、心と体が健全に育まれる機会となるよう、スポーツ少年団活動等への奨励・支援に取り組んでまいります。

高齢者スポーツについては、高齢化の進行を踏まえ、健康で生きがいのある毎を送りながら健康寿命の延伸につながるよう、老人クラブ連合会等と連携を図りながら、軽スポ

一ツの普及・促進に努めてまいります。

VI 結び

「人生100年時代」と言われています。こどもたちがこれから歩む未来、そして私たち大人がどのように生きるか、長い人生を豊かに過ごすためには、「学び」が最も大切だと考えます。かつては、学びが学校の中で終わり、社会に出たら自分の環境に関連する専門的な学びに没頭してきました。

しかし、社会は日々変化しており、新しい技術や情報がどんどん出現しています。変化の激しさが増す中では、学び続ける必要性が高まります。人生100年時代のマルチステージには、節目に応じた学び直しの機会も必要です。

学びは、単に知識やスキルを身につけることだけではなく、問題解決能力や、柔軟な考え方、人間関係を築く力など、人生のあらゆる場面で役立つ力を育むものです。このような力を身につけるためには、自らが活動を通し、多様な人たちとつながり合い、学び合うことが必要です。一人一人が体験によって感じ、考え、学ぶ活動です。

こどもたちには、未来に対し希望を持ち、積極的に新しい挑戦に向かっていく力を身につけてほしいと願います。そのため、一層の公教育の充実を目指したいと考えます。

私たち大人も、学びを続けることで、新しい可能性の発見につながります。森町の皆様が、積極的かつ自律的に学び続け、共に成長する環境づくりを目指したいと考えます。

教育はどんな時代でも変わらず大切です。地域全体でこどもたちを育て、様々な活動を通して共に学び合い、互いに支え合うことが、森町の未来を築くのだと思います。

森町教育行政の執行について、町民の皆様ならびに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

◎答弁保留の件について

○議長（木村俊広君） ここで昨日の議案第22号 財産の取得について及び議案第23号 財産の取得についてにおいて、松田議員の質問に対し答弁保留となっていた部分がございましたが、ここで答弁を許します。

○環境課長（川口武正君） 昨日の議案第22号及び議案第23号 財産の取得についてにおいて、松田議員より質問のありました水産化ナトリウム、ポリ鉄Rの薬品単価の値上がり分が幾らなのか、その上昇率についてなのですが、両薬品ともに数量の増がありまして、一般的に数量が増えると単価が下がる傾向になるもので、一概には比較することができませんが、契約単価で比較しますと水酸化ナトリウムでは昨年度と同額になっており、上昇率はゼロ%です。ポリ鉄Rでは、2.4%の上昇率になっております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 松田議員、よろしいですか。

○13番（松田兼宗君） はい。

○議長（木村俊広君） それでは、昼食のため午後１時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

◎日程第４ 議案第２４号ないし議案第３９号

○議長（木村俊広君） 日程第４、議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について、議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について、議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第30号 令和７年度森町一般会計予算、議案第31号 令和７年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第32号 令和７年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 令和７年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第34号 令和７年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第35号 令和７年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第36号 令和７年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第37号 令和７年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第38号 令和７年度森町水道事業会計予算、議案第39号 令和７年度森町公共下水道事業会計予算、以上16案件を森町会議規則第37条により一括議題とします。

議案第24号から議案第39号まで提案理由の説明を求めます。

議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

○税務課長（東 克宏君） それでは、議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

説明に当たりましては、資料右上に令和７年第１回森町議会３月会議予算審査特別委員会と記載のある資料ナンバー１を併せて御覧ください。本案は、森町国民健康保険税における賦課限度額及び保険税率、所得が一定基準以下の世帯に対する軽減判定所得基準を北海道国保運営方針及び国の改正内容に併せて森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

条例の朗読は省略させていただきまして、資料ナンバー１、２ページの新旧対照表にてご説明いたします。なお、改正部分は下線で示しております。

資料２ページを御覧ください。上段の第２条の改正は、賦課限度額の改正になります。第２項の改正は医療分、第３項の改正は後期高齢者支援分、いわゆる後期分の改正をしようとするものです。

中段の第3条第1項及び第5条の改正は、医療分の所得割額及び均等割額を改正しようとするものです。

続いて、資料3ページを御覧ください。3ページ上段、第5条の2、第1号から3号までの改正は、医療分の世帯別の平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続く第6条及び第7条の2の改正は、後期分の所得割額及び世帯別の平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、資料4ページを御覧ください。上段の第8条及び第9条の3の改正は、介護給付金分、いわゆる介護分の所得割額及び平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

同ページ中段、第23条第1項の改正は、軽減判定所得基準の改正をしようとするものです。

4ページ下段から6ページ中段の同項第1号中、アからカまでの改正は7割軽減世帯に対する改正、6ページ中段から7ページ中段、同項第2号の改正は5割軽減世帯に対する改正、7ページ下段から8ページ下段の同項第3号の改正は2割軽減世帯に対する改正となります。

続いて、8ページ下段から9ページに係る同条第2項の改正は、未就学児童被保険者の平等割額を改正しようとするものです。

それでは、議案の条例を御覧ください。下段の附則、施行期日は、令和7年4月1日としております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第25号についてご説明いたします。

本案は、ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正しようとするものでございます。

資料ナンバー2をご参照願ひます。初めに、提案理由でございしますが、砂原6丁目にありますホタテ未利用資源リサイクル施設では、ホタテ貝殻以外の残滓を飼料化及び焼却するため一時保管しておりますが、処理と運搬に係る費用が物価高騰等の影響によりまして、令和7年度から値上がりすることに伴い、円滑な施設運営を行う上で利用者であります水産加工会社が納付する使用料も値上げせざるを得ないことから、条例を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

資料の次ページをお開き願ひます。改正案ですが、第13条の条文中、施設の使用料を20円から25円に改正しようとするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和7年4月1日にしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第26号についてご説明いたします。

本案は、森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正しようとするものでございます。

資料ナンバー3をご参照願います。初めに、提案理由でございますが、尾白内地区にあります森町水産系副産物再資源化施設ではホタテ貝殻の受入れ量が年々増加して処理が追いつかない状況でありましたが、令和7年度から一定程度安定的な処理先を確保することができ、現年分に加え累積分も処理可能となる最大で1万9,500トン进行处理する体制が整いました。このため、当該施設での受入れを維持、継続していく上で利用者であります水産加工会社に対して応分の負担を求めていくため、納付する手数料を改正しようとするものです。

また、当該施設でもホタテ残滓を受入れできる態勢であることから、先ほどの議案第25号と同額となるよう改正しようとするものであります。

なお、提案内容にありますように、ホタテ貝殻につきましては水産加工会社の負担が一気に3倍となることから、激変緩和を考慮し、令和7年度から4年間をかけて段階的に500円ずつ値上げする経過措置を設けようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

資料の次ページをお開き願います。改正案ですが、別表の水産系副産物の種類中、ホタテ貝殻を1,000円から3,000円に、ホタテ残滓を2万円から2万5,000円にそれぞれ改正しようとするものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、令和7年4月1日にしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定についてです。

裏面を御覧願います。また、資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。本案は、医療、介護、保健福祉行政における直面する諸課題に対し組織を挙げて一層果敢に取り組み、地域の課題を解決することを目的に、強い意思と優れた能力を有する人材を特命担当副町長として配置するため、本条例を制定しようとするものです。

提案内容ですが、令和7年4月1日から令和11年3月31日に限り副町長の定数を2人にしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

○企画振興課参事（池田恵太君） 議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変

更についてご説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域持続的発展市町村計画を次のように変更することについて、議会の議決を求めようとするものです。

なお、変更理由書、資料ナンバー5を提出しております。

議案1ページを御覧願います。こちらは、表紙に変更時期を明記しております。

続きまして、2ページを御覧ください。区分5の交通施設の整備、交通手段の確保において、表の右側、アンダーライン部分、事業名に（6）、自動車等自動車を、事業内容として地域公共交通バス車両購入事業を本計画に追加し、地域公共交通対策の体制整備を図るものです。

続きまして、3ページの区分6、生活環境の整備でございますが、事業名の（4）、火葬場にアンダーライン部分のとおり、森町葬苑改修工事、さわら斎場2号炉主燃料室セラミック全面交換等工事を本計画にそれぞれ追加し、施設の改修等を行い、火葬業務の運用確保を図るものであります。

続きまして、4ページの区分9、教育の振興でございますが、事業名の学校教育関連施設にアンダーラインの部分のとおり、各小中学校冷房設備整備事業を本計画に追加し、子供の生命と健康を守り、充実した教育環境の構築を図るものであります。

続きまして、5ページの同じく区分9、教育の振興でございますが、表の右側、アンダーライン部分、事業名に給食施設を、事業内容に食器食缶洗浄機購入事業を本計画に追加し、給食の安定的な提供を図るものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

○生涯学習課長（木村忠公君） 議案第29号についてご説明いたします。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めようとするものでございます。

本案の説明資料といたしまして、資料ナンバー6を提出しておりますので、資料により提案内容のご説明をいたしますので、御覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、公の施設であります森町ふれあいの森の指定管理者を指定するため、森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者、指定管理施設、指定管理期間及び指定管理委託料につきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の候補者につきましては、公募の結果、1社の申請があり、令和7年2月5日開催の指定管理者選定委員会において当該候補者から提出された事業計画等を評価基準に照らし審査を行い、適当と認められて選定されたものでございます。

次に、指定の内容についてご説明いたします。1の指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地につきましては、名称は有限会社さわら管財交通、代表者の氏名は代表取締役、岡田美智代、主たる事務所の所在地は茅部郡森町字砂原5丁目316番地1。

2の指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、施設の名称は森町ふれあいの森、施設の所在地は茅部郡森町字砂原3丁目242番地。

3の施設の概要につきましては、(1)、あったかさわらパークゴルフ場、こちら敷地面積、コース面積、ホール数につきましては、記載のとおりとなっております。(2)、ふれあいハウス、構造は鉄筋コンクリート造りの2階建て、建物面積につきましては記載のとおりとなっております。(3)、附帯施設といたしまして、バーベキューハウス、休憩用あずまや、トイレ、カプセルトイレ、駐車場となっております。

4の指定管理期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間となっております。

5の指定管理委託料につきましては、3年間の合計で3,085万5,000円を支出しようとするものであります。

なお、指定管理業務委託に係る債務負担行為につきましては、令和6年第1回森町議会12月会議におきまして議決済みであることを申し添えます。

以上をもちまして議案第29号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第30号 令和7年度森町一般会計予算。事項別明細書に入る前に、別紙資料、令和7年度森町各会計予算総括表について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第30号から議案第39号に関連する予算の概要を説明させていただきます。

令和7年第1回森町議会3月会議予算審査特別委員会と書かれた資料のナンバー7、令和7年度森町各会計予算総括表を御覧願います。一般会計ですが、総額143億3,117万7,000円で、前年度対比は23億6,306万6,000円の増額で19.7%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、総額24億3,830万7,000円で、前年度対比は4,435万7,000円の増額で1.9%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、総額3億21万6,000円で、前年度対比は543万2,000円の増額で1.8%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、総額22億1,164万円で、前年度対比は148万6,000円の増額で0.1%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、総額2億8,380万3,000円で、前年度対比は1,125万7,000円の増額で4.1%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、総額51万1,000円で、前年度と同額となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、総額1億1,804万5,000円で、前年度対比は2,412万円の増額で25.7%の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入は8億9,169万7,000円で、前年度対比は888万6,000円の増額で1.0%の伸び率となっております。支出は12億5,711万

6,000円で、前年度対比は4,141万6,000円の増額で3.4%の伸び率となっております。資本的収支の収入は3億1,397万2,000円で、前年度対比は1億7,701万2,000円の増額で129.2%の伸び率となっております。支出は3億3,695万5,000円で、前年度対比は1億8,421万9,000円の増額で120.6%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入は2億8,569万8,000円で、前年度対比は669万3,000円の減額でマイナス2.3%の伸び率となっております。支出は3億2,807万9,000円で、前年度対比は218万5,000円の増額で0.7%の伸び率となっております。資本的収支の収入は1,493万7,000円で、3,714万9,000円の減額でマイナス71.3%の伸び率となっております。支出は7,574万8,000円で、前年度対比は3,210万6,000円の減額でマイナス29.8%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支は収入、支出ともに4億7,714万7,000円で、前年度対比は946万7,000円の増額で2.0%の伸び率となっております。資本的収支の収入は1億9,030万円で、前年度対比は1億1,218万3,000円の減額でマイナス37.1%の伸び率となっております。支出は3億2,230万9,000円で、前年度対比は1億472万6,000円の減額でマイナス24.5%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして、歳入及び収入の総額が218億5,745万円で、前年度対比は24億8,905万8,000円の増額で12.9%の伸び率となっております。歳出及び支出では224億8,105万3,000円で、前年度対比は25億5,017万3,000円の増額で12.8%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の2ページをお開き願います。令和7年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、令和7年度の地方財政計画を基に、また令和6年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費から款13予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の5ページですが、この表は平成27年度から令和7年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。令和6年度末の起債現在高見込額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー7ですが、この資料は一般会計の負担金補助及び交付金の調書になっておりますので、ご参照ください。

以上、令和7年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 次に、一般会計予算事項別明細書、22ページから町税について。

○税務課長（東 克宏君） それでは、予算書22ページ、款1町税、項1町民税から項6入湯税までご説明いたします。併せて資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

最初に、予算書22ページ上段、資料の1ページ上段、項1町民税、目1の個人分ですが、現年課税分、滞納繰越分合計で5億5,943万8,000円を計上しております。前年度比較4,279万2,000円の増額を見込んでおります。増額とした理由ですが、令和6年度当初予算は国の定額減税に沿った定額減税分4,857万円をあらかじめ減額して計上しておりました。令和7年度は、定額減税がございませんので、減額相当分を加えて計上しておりますが、懸念される事柄として、昨年中の漁業所得については養殖ホタテの漁獲高が半減している状況にあります。加えて、燃料費の高騰など経費の増大による営業所得の減少などが考えられることから、増収は見込めないのではないかと考えております。

続いて、目2、法人分につきましては、現年課税分、滞納繰越分合計で1億4,114万2,000円を計上しております。前年度比較398万3,000円の減額を見込んでおります。法人町民税につきましては、税率の改正や町に関係する企業の倒産などではなく、大きな変動はないと思われませんが、企業活動の上で燃料費の高騰など経費の増大による影響を鑑み、若干の減額を見込んでおります。

次に、予算書22ページ中段、資料1ページ中段の項2固定資産税は、現年課税分、滞納繰越分、市町村交付金合計で7億5,877万2,000円を計上しております。前年比較2,042万3,000円の増額を見込んでおります。令和6年中の新築家屋は38棟ございました。うち、大きな建物として寄宿舍や工場の新設があり、令和7年度分課税は増額としております。

次に、予算書22ページ下段、資料1ページ下段、項3軽自動車税は、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割分合計で5,069万3,000円を計上しております。前年対比42万円の増額を見込んでおります。当町における軽自動車税の登録台数はほぼ横ばいで推移しておりますが、旧税率車両から新税率車両への買換えが進んでいることから、増額が考えられております。

続きまして、予算書24ページ上段、資料2ページ上段、項4たばこ税は1億7,923万6,000円を計上しております。前年対比266万円の増額を見込んでおります。

次に、予算書24ページ中段、資料2ページ中段、項6入湯税につきましては、現年課税分、滞納繰越分合計で710万1,000円を計上しております。前年対比55万円の増額を見込んでおります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） 町税以外の歳入説明、24ページから。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、町税以外の歳入についてご説明いたします。

24ページ下段の款2地方譲与税、26ページの款3利子割交付金、款4配当割交付金、28ページの款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、

款8ゴルフ場利用税交付金、30ページの款9環境性能割交付金、款10地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものであります。

続いて、款11地方交付税ですが、総額41億6,000万円で、前年度対比は5,000万円の増額となっております。説明欄内訳の普通交付税は38億円で、前年度対比は5,000万の増額となっております。また、特別交付税は前年度と同額を計上しております。

次に、32ページの款12交通安全対策特別交付金、款13分担金及び負担金ですが、前年度の実績などを勘案して計上したところです。

款14使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところです。

38ページの款15国庫支出金、また42ページの款16道支出金ですが、現行の制度や事業等に基づきそれぞれ計上したものです。

48ページの款17財産収入ですが、各種財産や土地、建物等の利用状況や財産売払いなどを勘案しながら計上したものです。

50ページの款18寄附金ですが、これらにつきましてはいずれも名目計上としてございますが、目4ふるさと納税寄附金は10億円を見込んだところです。

款19繰入金ですが、項1基金繰入金として20億7,549万7,000円を一般会計に繰入れを行っております。

52ページの款20繰越金ですが、6,395万1,000円を計上しております。

款21諸収入ですが、項1延滞金、節1延滞金は212万6,000円を計上しております。節2加算金から54ページの項2町預金利子は、それぞれ名目計上しております。

項3受託事業収入ですが、現制度における受託事業を勘案して計上したものです。

項4学校給食収入ですが、前年度の実績等から勘案し、計上したものです。

項5雑入ですが、いずれも他の科目に属さないものを計上しております。

58ページの款22町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） ここで説明者にお願ひがあります。

詳細について、初めてタブレット持ち込みでやっているものですから、なかなか追いついていけないという部分がありますので、少しゆっくりめに説明願えればありがたいと思います。

それでは、歳出に入ります。64、65ページの款1議会費及び款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目2人事管理費まで。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、歳出についてご説明いたします。

款1議会費ですが、節1報酬から節18負担金補助及び交付金の6,879万7,000円は、議会を運営していく上での必要経費を計上しております。

続いて、66ページの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎管理経費など経常的経費となっておりますが、節1報酬では政策参与を配置するための人件費を計上しております。資料ナンバー10を提出しております。

す。また、69ページの節12委託料では、電子決済に対応した財務会計システムの更新業務委託料を計上し、さらなるペーパーレス化を推進しようとするものです。資料ナンバー11を提出しております。

続いて、70ページからの目2人事管理費ですが、一般会計における正職員の人件費をこの科目に集約しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3文書広報費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目3文書広報費ですが、広報もりまち発行のための印刷製本費、配付に係る報償費及び委託料、また森町公式ホームページ管理運営のためのソフトウェア使用料とウェブサーバー使用料が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目4財産管理費。

○総務課長（濱野尚史君） 目4財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各種基金に対する積立金が主なものです。節14工事請負費では、町有建物解体工事費を計上しております。資料ナンバー12を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目5砂原支所費。

○砂原支所長（落合浩昭君） 目5砂原支所費につきましては、節12委託料に計上している警備、清掃業務等、支所の維持管理業務に関する経費が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目6企画費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目6企画費ですが、地域公共交通バス3路線の運行に関する運行業務委託料、燃料費、バス停留所製作委託料、マイクロバス購入費等を計上しております。資料ナンバー13を提出しております。同じく委託料の中で公共施設等総合管理計画策定業務を計上、資料ナンバー14を提出しております。また、渡島総合開発期成会など各団体への負担金やわがまち振興事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置補助金など、前年度に引き続き計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目7情報推進費。

○総務課参事（石岡丈宜君） 目7情報推進費ですが、情報端末機器の借り上げ、各種ネットワーク関連使用料のほか、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律施行に伴い、令和7年度末までの期限で当町の17業務の情報システムの標準化などを行います。資料ナンバー15から17を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目8交通安全対策費から目9防災対策費まで。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目8交通安全対策費ですが、本科目は交通安全対策に関

する経費となります。節14工事請負費では町道区画線の工事費を、節18負担金補助及び交付金では各種交通安全団体へ補助金、負担金等を計上しております。

めぐりまして、目9防災対策費ですが、本科目は防災対策に関する経費となります。節12委託料では森町津波避難計画改定業務委託料を、節10需用費と節17備品購入費では災害時の備品等の予算計上をしております。資料ナンバー18、19、20を提出しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目10定住対策費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目10定住対策費でございます。移住、定住施策に関する経費が主なものでございます。フルタイム会計年度任用職員としての地域おこし協力隊が1名と委託型としての協力隊1名分、そして新規2名分を含め、4名分の活動経費となっております。さらに、地域おこし協力隊候補者発掘を目的とした募集アドバイザー業務を計上、資料ナンバー21を提出しております。そのほか、東京、大阪での移住フェアや催事への参加費用、移住体験住宅の管理経費等を計上しております。また、本年度も大学連携若者定着促進事業に関する費用を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目11諸費から目12複合施設整備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 86ページの目11諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しておりますが、令和7年度では新町森町誕生20周年記念事業として式典や普及啓発事業、記念フォーラム等の費用を計上しております。資料ナンバー22から24を提出しております。また、88ページの節18負担金補助及び交付金では、グリーンピア大沼施設設備投資等補助金を計上しております。資料ナンバー25を提出しております。

続いて、目12複合施設整備費ですが、本年度は複合施設建設候補地に係る試掘調査を計上しております。資料ナンバー26を提出しております。また、先進地視察に係る旅費を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2徴税费、目1税務総務費から目2賦課徴収費まで。

○税務課長（東 克宏君） 88ページ、項2徴税费についてご説明いたします。

目1税務総務費の節7報償費は、小学生を対象とした書道展、税を考える週間への作品出展に対する記念品等でございます。その他経費につきましては経常的経費でございます。

次に、賦課徴収費の節12委託料は、町税の賦課徴収に係るシステムの保守等業務委託でございます。節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構やe L T A X利用に伴う負担金が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（阿部泰之君） 92ページ、目1戸籍住民基本台帳費は、戸籍及び住民基本台帳業務やマイナンバーカード普及促進に係る経常的な経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項4選挙費、目1選挙管理委員会費から目2参議院議員選挙費まで。

○選管書記長（石岡丈宜君） 項4選挙費、目1選挙管理委員会費ですが、委員報酬など委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

続きまして、目2参議院議員選挙費につきましては、7月執行の参議院通常選挙に係る執行経費を計上しております。

選挙費は以上となります。

○議長（木村俊広君） 項5統計調査費、目1統計調査費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目1統計調査費です。経済センサス調査、国勢調査等の実施に要する費用が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項6監査委員費、目1監査委員費。

○総務課長（濱野尚史君） 項6監査委員費ですが、監査事務に係る経常的な経費が主なものです。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目3社会福祉施設費まで。

○住民生活課長（阿部泰之君） 98ページ、目1社会福祉総務費は、地域福祉、社会福祉全般に関わるものを計上しております。主なものですが、LED防犯灯の維持管理に係る経費や節18負担金補助及び交付金は民生委員協議会や各種団体に対する補助金でございます。節19扶助費では、冬期間における低所得者の高齢者を対象とした福祉灯油給付事業が主なものです。節27繰出金につきましては、森町国民健康保険特別会計への繰出金です。

次に、100ページからの目2国民年金費は、国民年金事業に係る経常的な経費を計上しております。

次に、目3社会福祉施設費は、各地域の生活館、社会福祉会館など33施設の維持管理経費でございます。103ページ上段、節14工事請負費ですが、各会館冷房施設設置工事です。指定避難所に指定されている16の会館に冷房設備を設置するものです。資料ナンバー28を提出していますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目4老人福祉総務費から目8後期高齢者医療費まで。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 目4老人福祉総務費は、高齢者福祉サービス、各種負担金、扶助費及び他会計への繰出金を計上しております。節7報償費は、100歳の祝金、米寿、喜寿の記念品代、介護職員等就労祝金を計上しております。節10需用費の賄い材料費は、配食サービス事業の食材費です。105ページ、節12委託料は、緊急通報システム端末機点検委託料、軽度生活援助事業委託料が主なものです。節18負担金補助及び交付金は、シルバ

一人材センター補助金や社会福祉協議会補助金、高齢者入浴料金助成事業補助金、高齢者地域ぬくもり事業、介護資格取得支援事業助成金が主なものです。節19扶助費は、老人福祉施設入所者に係る措置費及び在宅高齢者を支援するための福祉タクシー扶助費が主なものです。節27繰出金は、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金です。老人福祉の主な施策概要について、資料ナンバー27をご参照願います。

目5障害者福祉費についてご説明いたします。107ページ、節12委託料は、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料及び障害者訪問入浴サービス事業委託料が主なものです。節18負担金補助及び交付金は、福祉団体への負担金のほか、成年後見人制度利用支援事業助成金、障がい者雇用促進事業補助金が主なものです。節19扶助費は、自立支援医療費及び障害者介護給付費が主なものです。障害者福祉費の主な施策概要について、資料ナンバー27をご参照願います。

目6心身障害者医療費並びに108ページ、目7ひとり親医療費は、それぞれ重度心身障がい者、独り親家庭への医療費扶助が主なものです。

目8後期高齢者医療費、節18負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、後期高齢者に係る療養の給付等の費用に対する町負担分です。節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、事務費及び保険料軽減分です。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2児童福祉費、目1児童福祉総務費から目2保育所費まで。

○子育て支援課長（野崎博之君） 目1児童福祉総務費の節7報償費につきましては、ことぶき出産奨励金を計上しております。なお、令和6年度までこの科目で計上しております森町入学・卒業祝金につきましては、事務の移管により款10教育費において計上しております。節12委託料の主なものにつきましては、令和8年度から全ての自治体で給付、制度化されることも誰でも通園制度や新たな保育所で開始を予定している一時預かり事業について、事業内容が重複する部分や現在森町で独自で行っている無償化制度に伴う改正例規に対する影響や内容精査を行うための子ども・子育て関連例規整備業務委託料と広域入所に係る委託料が主なものとなっております。節18負担金補助及び交付金につきましては、鳥崎保育園や学童保育施設の運営事業に対する補助金、子ども・子育て支援提供施設利用料助成金は保育料無償化に伴う認可外保育施設などへの利用料助成金が主なものでございます。なお、駒ヶ岳保育園、鳥崎保育園につきましては、令和7年3月をもって閉園となりますが、今回計上しております鳥崎保育園補助金につきましては閉園決定から閉園までの期間に余裕がなかったことから、閉園後の残務処理に2か月程度要するため、残務処理期間に必要とする経費等について予算計上を行っております。節19扶助費につきましては、児童手当費を計上しております。

目2保育所費につきましては、森、新川、尾白内保育所に係る人件費や需用費などを含め3保育所の維持管理、運営に係る経費と令和7年12月からの供用開始を目指す新たな保育所に係る予算について計上しております。節12委託料の主なものにつきましては令和6

年度から2か年の継続事業となります保育所整備工事に伴う施工監理業務委託料を、節14工事請負費につきましては保育所整備工事費の令和7年度分に当たる工事費と森、新川保育所に設置している冷房設備を尾白内保育所へ移設するための工事費を計上しております。資料ナンバー30、31を提出しておりますので、ご確認ください。節17備品購入費につきましては、新たな保育所で使用する施設用備品や図書の購入経費が主なものとなっております。なお、保育所整備（ソフト事業）に係る詳細につきましては、資料ナンバー29を提出しておりますので、ご確認ください。また、保育所整備事業に係る当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、予算書228ページ、229ページをご確認ください。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3障害児通所支援費から目5未熟児医療費まで。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 目3障害児通所支援費は、児童発達支援センターあいあいクラブの運営経費等を計上しておりますが、115ページ、節19扶助費は児童発達支援等の保険者負担分が主なものとなっております。

目4子ども医療費の節19扶助費は、満18歳到達後の年度末までを対象とした医療費助成に要する費用です。

目5未熟児医療費の節19扶助費は、未熟児に対する養育医療費の見込額を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項3災害救助費、目1災害救助費。

○住民生活課長（阿部泰之君） 116ページの災害救助費では、火災などに遭った方へのお見舞金を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費から目2環境衛生費まで。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1保健衛生総務費では、保健衛生に係る経常経費を計上しております。

次に、目2環境衛生費では、野犬の駆除及び畜犬の管理並びに火葬業務、墓地管理などに係る経常的な経費でございます。主なものですが、117ページ下段、委託料では地球温暖化対策実行計画策定業務はゼロカーボンシティの実現に向けて計画を策定するものです。資料ナンバー32を提出していますので、ご参照願います。また、119ページ上段、節14工事請負費では、さわら斎場2号炉、主燃料室、セラミック全面交換等工事でございます。資料ナンバー33を提出していますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3予防費から目6病院費まで。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 目3予防費は、定期接種のインフルエンザや新型コロナ

ワクチン、乳幼児健診や妊産婦健診に係る費用が主なもので、昨年度までの出産子育て応援金は名称が変更となり、妊婦のための支援給付交付金として実施してまいります。資料ナンバー34をご参照願います。

120ページ、目4保健事業費は、主に成人や高齢者を対象とした各種検診費用を計上しておりますが、今年度から一部のオプション検査を除き全ての検診を無料化いたします。また、新規事業としてウィッグ等購入費用助成金を計上しております。資料ナンバー34、35をご参照願います。

122ページ、目5保健センター管理費は、保健センターの管理運営に係る経費ですが、節14工事請負費では保健センター冷房設備設置工事費を計上しております。資料ナンバー36をご参照願います。

目6病院費は、国保病院事業会計への補助金及び出資金を計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項2清掃費、目1清掃総務費から目3清掃施設費まで。

○環境課長（川口武正君） 項2清掃費についてご説明いたします。

目1清掃総務費でございますが、指定ごみ袋の製造業務委託料、町内会へのごみステーション譲与事業に係るステーション購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金が主なものでございます。

次に、目2ごみ処理施設費でございますが、町内2か所ある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。

次に、目3清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理に係る経費のほか、旧し尿処理施設解体撤去工事業に係る費用が主なものでございます。節12委託料では旧し尿処理施設解体撤去工事施工監理等業務委託料、節14工事請負費では旧し尿処理施設解体撤去工事費を計上しております。資料ナンバー37を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 128ページ中段、目1労働諸費につきましては、季節労働者対策に係る就労前健診業務が主なものでございます。

次に、目2冬期就労対策事業につきましては、冬期就労対策事業に係る委託料が主でございます。資料ナンバー38を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費から目9山村振興施設管理費まで。

○農林課長（寺澤英樹君） 128ページ、129ページ下段から130ページ、131ページ上段にかけての項1農業費、目1農業委員会費につきましては、農業委員15名の報酬、農地台帳システム管理運用に関わる経費が主なものでございます。

130ページ、131ページ上段の目2 農業総務費につきましては、節18負担金補助及び交付金のうち経営所得安定対策に関わる農家直接支払推進事業補助金、有機栽培実施者へ交付する環境保全型農業直接支払交付金及び野生鳥獣の侵入防止柵設置事業補助金が主なものでございます。

次に、132、133ページ中段にかけての目3 農業振興費の主なものにつきましては、森町基幹集落センターに関わる維持管理費、森農業振興地域整備計画の見直しに向けた予備調査費、新たに農業の専門知識を有する専任指導員を雇用するほか、森町営農指導対策協議会へ補助金を交付し、関係機関等とともに支援体制等の構築や研修農場等の事業化構想を検討してまいります。また、引き続き福島大学受託研究、農産物加工振興支援、新規農作物導入支援、荒廃農地再生支援、収入保険加入促進支援及び馬鈴薯共選機への支援を継続し、農業振興に努めてまいります。

次に、132ページ、133ページ中段の目4 畜産業費につきましては、枝肉格付業務員報酬、町営牧場維持管理費及びばんば大会補助金が主なものでございます。

次に、134、135ページ中段にかけての目5 農地費につきましては、濁川地区農地耕作条件改善事業に関わる設計積算業務及び排水路工事費、駒ヶ岳及び濁川地区における多面的機能支払交付金が主なものでございます。資料ナンバー39を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、136、137ページ上段にかけての目6 駒ヶ岳ダム管理費につきましては、駒ヶ岳ダム及び基幹水利施設の維持管理費、一昨年故障した掛漕揚水機場の設備改修に関わる工事費及び老朽化が著しい姫川揚水機場の更新整備に向けた計画策定に関わる道営土地改良事業負担金を新たに計上しております。資料ナンバー40及び41を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、目7 濁川防災ダム管理費につきましては、濁川防災ダムの維持管理及びダム管理機器等の更新に向けた道営土地改良事業負担金を新たに計上しております。資料ナンバー42を提出しておりますので、ご参照ください。

次に、目8 熱水利用園芸施設費につきましては、発電所の地熱水を利用する熱交換施設等の維持管理に関わる費用であり、費用の全額は施設を利用する生産者が負担しております。

最後に、138、139ページ上段にかけての目9 山村振興施設管理費につきましては、駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館の町が負担すべき経費でございますが、新たに指定管理料を計上し、現在の指定管理者による管理運営及び町民サービスの維持を図ろうとするものでございます。資料ナンバー43を提出しておりますので、ご参照ください。

以上です。

○議長（木村俊広君） 項2 林業費、目1 林業総務費から目4 森林環境事業費まで。

○農林課参事（佐藤 司君） 続きまして、項2 林業費、目1 林業総務費についてご説明いたします。エゾシカやヒグマの捕獲頭数が年々増加していることを踏まえ、エゾシカ駆

除報償金及びヒグマ捕獲交付金をそれぞれ増額いたします。また、アライグマの捕獲事例が確認されるようになった現状を受けまして、捕獲活動を強化してまいります。

次に、140ページから141ページ上段にかけての目2林業振興費について主な内容をご説明いたします。地域おこし協力隊制度を活用し、森町の林業、木材産業の就業促進を目的として、学生向けの地域おこしインターン、委託型地域おこし協力隊及び会計年度任用型のスマート林業支援員を募集してまいります。節12委託料につきましては、町有林の造林及び保育工事に関わるものです。資料ナンバー44をご参照ください。節18負担金補助及び交付金の豊かな森づくり推進事業補助金につきましては、民有林の造林事業に対する交付金です。資料ナンバー45をご参照ください。

次に、目3林道事業費につきましては、引き続き林道の簡易修繕に努めてまいります。

続きまして、目4森林環境事業費につきましては、主な内容についてご説明いたします。森林林業の専門知識を有する林業専門支援員を新たに雇用し、森林経営計画の作成業務を補佐してまいります。また、次世代への木育推進プロジェクトとして木育ワーキンググループを立ち上げ、地域おこし協力隊による木育キットの開発と実践を通じた木育プログラムに取り組みます。さらに、若年層の担い手育成施設を活用し、学生のインターンシップ受入れや町内会行事、地域の子供たち等を対象にした物づくり体験の実施に努めてまいります。木造公共施設森町モデル事業では、森町トラスや耐力壁の実践可能性を検討し、地域資源を活用した持続可能な取組を推進してまいります。また、森林管理では標準伐期齢の超過や人工林の天然林化への対応に加え、ナラ枯れの状況把握や資源解析を進めるため北海道立総合研究機構森林研究本部と連携し、計画的な森林管理と安定した木材供給体制の確立に取り組みます。資料ナンバー46をご参照ください。また、国のJークレジット制度に基づくクレジット創出を目指し、現地モニタリング調査を実施し、町有林の炭素固定量の把握に努めてまいります。さらに、森町私有林整備事業につきましては、新たに私有林の間伐等の森林施業に対する補助事業を創設し、さらなる事業推進を図ります。これにより、林業の担い手確保につなげてまいります。資料ナンバー47をご参照ください。

以上です。

○議長（木村俊広君） 2時15分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

項3水産業費、目1水産業総務費から目4排水処理施設費まで。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項3水産業費について主なものをご説明いたします。

目1水産業総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体などに対

します運営負担金が主なものでございます。また、次ページの節27繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計へ森町負担分として繰り出すものでございます。

続きまして、目2水産業振興費の節18負担金補助及び交付金のうち、森、砂原両漁協がそれぞれ取り組む稚ナマコ放流や昆布投石といった資源増大対策事業に対する支援といたしまして、森漁協分として250万円、砂原漁協分として333万円、合わせて583万円を計上してございます。資料ナンバー48、49をご参照ください。続きまして、令和5年度から日本製鉄の協力を得て藻場の再生等に取り組んでおります水産業サステナブルチャレンジ事業について、令和7年度も継続して取り組むための費用といたしまして800万円を計上しております。資料ナンバー50をご参照ください。

続きまして、目3水産施設管理費の節12委託料のうち、ホタテ貝殻処理業務につきましては、水産系副産物再資源化施設で受け入れておりますホタテ貝殻の減量化を図るため6,468万6,000円を計上しております。資料ナンバー51をご参照ください。なお、これら以外の予算につきましては、森町水産系副産物再資源化施設及び森町漁業系廃棄物リサイクル施設の運営に伴う経常経費が主なものでございます。

続きまして、目4排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設の運営に係る経常経費に加えまして、老朽化が著しい各種機械類の修繕費等を計上してございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費から目3ふるさと応援対策費まで。

○商工労働観光課長（白石秀之君） 150ページ中段から152ページ上段までの款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費につきましては、節8旅費では森町担い手確保支援事業に係るフィリピン・ア克兰州への旅費104万円を、節12委託料ではアテンド業務委託料を計上しております。また、節18負担金補助及び交付金では、森町物産協会、森地方中小企業相談所、森商工会議所、森町さわら商工会、楽市楽座もりまち「食KING市」、UIJターン新規就業事業、森町創業支援事業への補助金が主でございます。

続きまして、152ページから154ページ下段までの目2観光費につきましては、町内2か所の道の駅に係る維持管理業務に要する費用を主に節10需用費及び節12委託料で計上してございます。続きまして、節12で主なものについてご説明いたします。平成22年に発行した観光パンフレットの内容変更に合わせて、デジタル機器でも閲覧することができるようデジタル観光パンフレットの制作に要する費用、道の駅リニューアル計画アドバイザー業務委託につきましては令和6年度において実施した調査を基に、令和7年度においてスムーズに検討を進めるため専門家とのアドバイザー契約に係る費用、新町誕生20周年記念事業として森町公式新キャラクターの制作に係る費用、地域観光PR、特産品PRと観光協会との連携強化及び観光振興と森町観光ボランティアガイドの会と連携した観光ガイド育成支援のためそれぞれ1名ずつ地域おこし協力隊制度を活用し、募集しようとするものでござ

います。資料ナンバー52、53、54及び55を提出しておりますので、ご参照願います。続きまして、節14工事請負費では、道の駅つど〜る・プラザ・さわらの送水ポンプの経年劣化が著しいことから、取替え工事を実施しようとするものです。資料ナンバー56を提出しております。次に、節18負担金補助及び交付金につきましては、森観光協会、森町花いっぱい運動推進協議会、環駒ヶ岳広域観光協議会、文化・スポーツ合宿誘致推進事業、地域おこし協力隊活動支援への補助金が主なものでございます。なお、森町観光協会への補助金につきましては、新町誕生20周年記念イベント実施のために要する費用500万円を併せて計上してございます。資料ナンバー58を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、154ページ下段から156ページ中段の目3ふるさと応援対策費につきましては、ふるさと納税に係る事務補助給料、返礼品、通信運搬費、広告料、代理業務委託料、積立金が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費から項3河川海岸費、目1河川海岸費まで。

○建設課長（富原尚史君） 款8土木費、項1土木管理費から項3河川海岸費までをご説明いたします。

156ページ、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、土木管理に係る共通経費で、節2給料、節3職員手当、節4共済費は会計年度任用職員に係る経費で、節18負担金補助及び交付金では北海道治水砂防海岸事業同盟負担金など各種協会への負担金が主なものでございます。

続きまして、目2給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係る経常的経費で、節12委託料の給水施設に係る保守点検業務及び水質分析委託料が主なものでございます。

続きまして、項2道路橋梁費ですが、目1道路橋梁総務費につきましては、節10需用費における光熱水費は道路照明灯及びロードヒーティングに係る電気料、節12委託料の道路台帳の補正に係る整備業務が主なものでございます。

続きまして、目2道路橋梁維持費ですが、道路の補修など維持管理に係る経費ですが、主なものといたしまして節12委託料では濁川地区にあります第一中の川橋の橋梁補修工事に係る廃棄物処理委託、除雪業務や暗渠側溝清掃業務委託料が主なものでございます。節14工事請負費は、町内一円に係る町道のオーバーレイやパッチングなどの舗装補修工事、また降雨、降雪などの気象状況を監視するため町内2か所にカメラを増設する工事請負費及び濁川地区第一中の川橋橋梁補修工事で、資料ナンバー59、60を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金は、高速歩道橋の橋梁点検に係る負担金でございます。

続きまして、目3道路橋梁新設改良費ですが、節14工事請負費の町内一円に係る町道側溝整備工事が主なものでございます。

続きまして、項3河川海岸費、目1河川海岸費ですが、河川海岸の維持管理に係る経費で、主なものといたしまして節12委託料の鳥崎川河川広場維持管理業務、節14工事請負費の尾白内川河川護岸工事及び町内普通河川に係る堆積土砂等の除去工事で、これにつきましては大雨や台風によって堆積された土砂の除去や河川敷地内の立木及び倒木処理のために行うものであります。資料ナンバー61、62を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 項4港湾費、目1港湾管理費。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項4港湾費について主なものをご説明いたします。

目1港湾管理費につきましては、森港湾に係る電気料や修繕料といった経常経費に加えて、節12委託料の森港維持管理点検業務や節18負担金補助及び交付金の森港改修事業管理者負担金が主なものでございます。なお、森港改修事業に係る資料といたしまして、ナンバー63を提出しております。ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項5都市計画費、目1都市計画総務費から項6住宅費、目2空き家対策費まで。

○建設課技術長（伊藤正吾君） 続きまして、項5都市計画費から項6住宅費までをご説明いたします。

164ページです。項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては都市計画費の共通的な経費で、節8旅費及び節18負担金補助及び交付金の全国都市計画協会負担金が主なものでございます。

続きまして、目2公園費は、公園、広場の補修や維持管理に関わる経常的経費で、節12委託料は公園管理業務、公園樹木整枝業務及びハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理業務が主なものでございます。

目3下水道費につきましては、節18負担金補助及び交付金、節23投資及び出資金は、森町公共下水道事業会計への補助金及び出資金でございます。

続きまして、項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に関わる経常的経費でございますが、節10需用費における光熱水費は共用部分や外灯に関わる電気料で、修繕料は日常修繕や退去修繕に関わるものでございます。節12委託料は、消防設備の保守点検、特定建築物定期報告調査、エレベーターや浄化槽の維持管理業務、度杭崎団地の専用水道及び配水設備保守点検、度杭崎団地B棟の町営住宅屋根外壁等改修工事に関わる管理業務委託、上台団地60号棟の電波調査委託などが主なものでございます。節14工事請負費につきましては、みどりヶ丘団地及び度杭崎団地に関わる非常用照明改修工事、度杭崎団地B棟の町営住宅屋根外壁等改修工事、鳥崎団地及び上台団地60号棟における町営住宅通信設備改修工事でございます。資料ナンバー64、65を提出しておりますので、ご参照願います。なお、度杭崎団地B棟の町営住宅屋根外壁等改修工事及び監理業務委託につきましては、令和7年度から2か年の継続事業となり、予算書228、229ページの

支出予定額並びに事業の執行状況等に関する調書を確認願います。

続きまして、目2空家対策費につきまして、節12委託料の所有者照会事務及び不在者財産管理人の事務委託に関わるものでございます。資料ナンバー66を提出しておりますので、ご参照願います。節13使用料及び賃借料は、緊急時対応のための建設機械借り上げ料でございます。節18負担金補助及び交付金は、特定空家等の所有者及び相続人に対し、空家等を解体する事業に補助するものでございます。資料ナンバー67を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款9消防費、項1消防費、目1常備消防費から目3消防施設費まで。

○消防長（松居順一君） 172ページから177ページの款9消防費、項1消防費についてご説明申し上げます。

目1常備消防費でございます。173ページ上段、節8旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校へ初任教育及び専科教育救急科並びに広域応援指揮課程への入校、救急救命士特定行為の資格認定として函館市内病院での気管挿管実習及びビデオ硬性喉頭鏡気管挿管実習でございます。175ページ上段の節17備品購入費でございますが、防火衣及び空気呼吸器並びに空気ボンベ、このほか隊員の安全装備品として携帯警報器、救急用通信機器であります骨伝導イヤホンを購入するものでございます。中段の節18負担金補助及び交付金でございますが、大型消防自動車の効率的運用を図っていくため、運転免許の取得負担金を計上しております。資料ナンバー68を提出しておりますので、ご参照願います。また、鳥崎町に消火栓1基の設置負担金、資料ナンバー69を提出しておりますので、ご参照願います。消防学校負担金は、初任教育及び専科教育救急科並びに広域応援指揮課程、そして救急救命士の気管挿管再認定講習であります。その他につきましては経常的経費でございます。

続きまして、176ページ、目2非常備消防費でございます。177ページ中段の節17備品購入費でございますが、機械器具として消防車用のバッテリーを購入するものでございます。その他につきましては経常的経費でございます。

176ページ、目3消防施設費でございます。177ページ下段の節17備品購入費につきましては、消防車両として森町消防署に配備している水槽付消防ポンプ自動車の更新として小型動力ポンプ付水槽車の購入でございます。資料ナンバー70を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては経常的経費でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目4災害対策費。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目4災害対策費ですが、本科目は災害時の応急対策に要する経費であり、職員の時間外勤務手当や建設機械借り上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款10教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費から項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園費まで。

○学校教育課長（坂田明仁君） 款10教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費でありますが、教育長及び教育委員の活動に伴う経費でございます。

目 2 事務局費でありますが、教育委員会事務局の運営する経費が主なものでございます。181ページ、節 7 報償費は、入学・卒業祝金273名分の支給額が主なものでございます。節12委託料では、I C T支援業務委託料及びセキュリティポリシー策定業務委託料、新たに実施する教職員のストレスチェック支援業務委託料が主なものでございます。節14工事請負費では、森川地区教員住宅の解体撤去工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー71を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金につきましては、森町教育水準向上対策協議会、森町教育振興育英会、森高等学校振興会、静岡県森町友好親善交流事業、北海道森高等学校学生寮運営事業への補助金が主なものでございます。資料ナンバー72、73を提出しておりますので、ご参照願います。

182ページからの項 2 小学校費、目 1 学校管理費でありますが、休校を含んだ小学校 5 校の維持管理経費でございます。185ページ、節11役務費の通信運搬費では、児童 1 人 1 台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。節12委託料の新たなものとしましては、187ページ、教職員の働き方改革に寄与するための音声応答設定業務委託料、機械警備業務委託料、各小学校冷房設備設置工事施工監理業務委託料でございます。節13使用料及び賃借料では、オンラインシステムサーバー使用料及び教育用情報端末ライセンス使用料が主なものでございます。節14工事請負費につきましては、各小学校、森小学校、さわら小学校の冷房設備設置工事でございます。資料ナンバー74を提出しておりますので、ご参照願います。

188ページ、目 2 教育振興費でありますが、各小学校の教育活動に伴う経費でございます。節13使用料及び賃借料では、A I ドリル使用料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金では、小学校 6 年生の修学旅行等児童負担金及び学校の自立度を高め、より特色のある学校づくりを促すため、森町特色ある学校づくり推進事業補助金を計上しております。資料ナンバー75を提出しておりますので、ご参照願います。節19扶助費につきましては、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る児童扶助費でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費でありますが、中学校 2 校の維持管理経費でございます。191ページ、節11役務費の通信運搬費では、小学校費と同様に生徒 1 人 1 台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。節12委託料は、新たなものとしましては小学校費同様、音声応答設定業務委託料、機械警備業務委託料、各中学校冷房設備設置工事施工監理業務委託料でございます。193ページ、節13使用料及び賃借料では、オンラインシステムサーバー使用料及び教育用情報端末ライセンス使用料が主なものでございます。節14工事請負費につきましては、各中学校、砂原中学校の冷房設備設置工事でございます。資料ナンバー74を提出しておりますので、ご参照願います。節17備品購入費では、老朽化し

ているスクールバスを更新しようとするものでございます。資料ナンバー76を提出しておりますので、ご参照願います。

194ページ、目2教育振興費でございますが、各中学校の教育活動に伴う経費でございます。節10需用費の消耗品費では、中学校用教科書が令和7年度から改訂となるため、教師用指導書を購入する経費も含まれております。節13使用料及び賃借料では、A I ドリル使用料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金では、各種競技大会等参加負担金及び小学校費同様、森町特色ある学校づくり推進事業補助金を計上しております。資料ナンバー75を提出しておりますので、ご参照願います。節19扶助費につきましては、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る生徒扶助費でございます。

目3学校建設費、節12委託料では、中学校長寿命化改修工事の基本設計の見直しを行うため、基本設計業務及び基本設計支援業務を委託しようとするものでございます。資料ナンバー77を提出しておりますので、ご参照願います。

項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関する経費でございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項5社会教育費、目1社会教育総務費から目4文化財振興費まで。
○社会教育課文化財保護係長（高橋 毅君） 198ページ、項5社会教育費、目1社会教育総務費についてご説明いたします。

節1報酬では、社会教育委員報酬のほか、青少年問題協議会委員報酬を計上しております。節7報償費では、各種講座、学級、子ども工作展などに係る報償費を計上しております。節12委託料では、施設管理業務や芸術鑑賞事業、新たな取組としまして演劇活動を通し文化芸術活動の醸成を図るため、地域おこし協力隊員の委託費用などを計上しております。資料ナンバー78を提出しておりますので、ご参照願います。節14工事請負費では、指定避難所への冷暖房整備事業としまして、鷲ノ木史跡公園会館、森町郷土館への冷暖房設備、設置に係る費用を計上しております。資料ナンバー79、ナンバー80を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金では、文化協会や女性団体協議会、友好町の静岡県森町との交流事業補助金、文化活動事業補助金、先ほど委託料でも説明しました地域おこし協力隊の活動補助金や各種負担金などを計上しております。資料ナンバー83、ナンバー85の1ページから3ページ目まで及び9ページ目を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、202ページ、目2公民館費についてご説明いたします。節7報償費では、各種講座、学級等に係る講師のほか、令和7年度より取組を始めます町史編さんに伴う委員への謝金を計上しております。節10需用費では森、砂原両公民館の維持管理経費、節11役務費では、森、砂原両公民館で実施する事業を対象とする公民館総合補償制度の保険料、節12委託料では森、砂原両公民館の維持管理経費のほか、町史編さんに向けたアドバイザー業務、新町誕生20周年を記念しての文化講演会などの委託料を計上しております。資料

ナンバー81、ナンバー82、ナンバー85の4ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、204ページ下段、目3図書館費についてご説明いたします。図書館の管理運営に係る経常的な経費が主なものでございます。節2給料、節3職員手当、節4共済費は、図書整理などに係る会計年度任用職員3名の人件費となっております。節12委託料は図書館システムの保守管理費用、節13使用料及び賃借料は図書館システムや建物施設借り上げ料などの図書館の維持管理経費が主なものとなっております。節17備品購入費は、図書の購入費用となっております。なお、資料ナンバー85の5ページ、6ページ目を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目4文化財振興費についてご説明いたします。史跡鷺ノ木遺跡整備事業としまして、鷺ノ木遺跡保存と公開のため、主に環状列石部分とその周辺の工事費用を計上しております。節1報酬は、鷺ノ木遺跡の維持管理費などを行うための作業員の報酬。節2給料、節3職員手当、節4共済費は、会計年度任用職員2名分を計上しております。節7報償費では、猟友会のハンターに見回りを依頼した際の費用を計上しております。節8旅費では、鷺ノ木遺跡整備員の特別旅費を計上しております。節12委託料では、整備工事に係る施工監理業務や令和8年度に実施する工事の実施設計策定業務、修復が必要となる石の保存処理などの業務委託費用を計上しております。節14工事請負費では、鷺ノ木遺跡の整備工事費用を計上しております。節17備品購入費では、森町遺跡発掘調査事務所にて使用するパソコンの費用を計上しております。資料ナンバー84、ナンバー85の3ページを提出しておりますので、ご参照願います。このほかにつきましては、発掘調査事務所などの維持管理に伴う経費が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 項6保健体育費、目1保健体育総務費から目2体育施設費まで。

○体育課長（木村忠公君） それでは、ご説明いたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員、森町スポーツ協会、森町スポーツ少年団の活動経費などが主なものとなっております。節7報償費では、各スポーツ少年団大会時の報償品やスポーツ教室講師謝金などが主なものとなっております。また、節12委託料では地域おこし協力隊隊員に係る経費を計上してございます。節18負担金補助及び交付金では、森町スポーツ協会の活動に係る補助金のほか、協会創立20周年記念誌作成に係る経費を計上してございます。資料ナンバー86を提出しておりますので、ご参照願います。そのほかの補助としまして、森町スポーツ少年団やあったかさわら道南パークゴルフ大会開催に係る補助などが主なものとなっております。資料ナンバー85の7ページから9ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2体育施設費につきましては、森町民体育館、森町ふるさと交流館をはじめといたしました町内各体育施設の管理に係る維持管理経費が主なものとなっております。節12委託料では、各体育施設の保守、点検業務や森町民体育館、サン・ビレッジ森

の日直員業務、森町ふれあいの森指定管理業務などが主なものとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） 目3 学校給食費。

○給食センター長（敦賀靖之君） 目3 学校給食費ですが、調理員に係る人件費のほか、節10需用費は施設の光熱水費や賄い材料費が主なものとなっております。節12委託料につきましては、各種設備の保守点検のほか、給食配送の委託料が主なものでございます。節17備品購入費では、厨房関係備品といたしまして食器食缶洗浄機購入に係る経費を計上してございます。資料ナンバー88をご参照願います。節19扶助費では、学校給食費の無償化の実施に当たり、給食費相当額給付金を計上しております。資料ナンバー87をご参照願います。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） 款11災害復旧費、項1 土木施設災害復旧費、目1 土木災害復旧費。

○建設課長（富原尚史君） 218ページ、款11災害復旧費、項1 土木施設災害復旧費、目1 土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節13使用料及び賃借料の災害復旧時における重機借り上げ料、節18負担金補助及び交付金では北海道防災協会への負担金が主なものでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 款12公債費、項1 公債費、目1 元金から款13予備費、項1 予備費、目1 予備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 款12公債費の元金と利子ですが、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

目3 公債諸費ですが、今後森町葬苑改修工事を実施するに当たり、令和5年度の火葬炉改修工事で借入れを行った過疎債の繰上償還をする必要があることから、その利息補填分を計上するものです。

続いて、款13予備費ですが、前年度同額の500万円を計上しております。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

235ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ24億3,830万7,000円にしようとするものです。国保特別会計における医療費の推計、推移、収支状況及び一般会計繰入金の内訳につきましては、資料ナンバー89をご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについて説明させていただきます。248ページをお開き願います。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税、節1 医療給付費分現年課税分から節3 介護納付金分現年課税分までは、収納率を91%

として算定しております。節4医療給付費分滞納繰越分から節6介護納付金分滞納繰越分までは、収納率を19%として計上しております。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等普通交付金は、町が支払う医療費等の財源として北海道から交付されるものです。節2保険給付費等特別交付金は、医療費適正化事業等の実施に係る交付金です。

250ページ、款5繰入金、項1一般会計繰入金は、法定内のルール分のみを計上しております。

項2基金繰入金は、保険事業の費用に充当するため繰り入れるものです。

258ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明させていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人件費及び事務費等の経常的経費です。

目2連合会負担金は、北海道が運用する国保システムの負担金が主なものです。

260ページ、項2徴税費、目2賦課徴収費、節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金です。

項3運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務費です。

262ページ、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費及び目2医療費適正化特別対策事業費は、収納率向上のための研修会への参加や税を知る週間書道展、税務広報、医療費適正化を図るための柔道整復施術療養費患者調査業務委託料等が主なものとなっております。

264ページ、款2保険給付費、項1療養諸費及び項2高額療養費は過去3か年の給付実績を基に、項3移送費及び266ページの項4出産育児諸費、項5葬祭諸費は前年度決算見込額を勘案し、計上しております。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から268ページ、項3介護納付金分までは、都道府県化により北海道へ納付する事業費納付金です。

270ページ、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、特定健康診査実施等に係る費用で、健診委託料及び特定健診受診率向上支援共同事業負担金等です。

項2保健事業費は、予防接種委託料等です。

272ページ、款9諸支出金、項1償還金及び還付金は、過誤納による保険税還付金や還付加算金等です。

続きまして、議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

279ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ3億21万6,000円にしようとするものです。収支の状況、被保険者数、医療費の推移については、資料ナンバー90をご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明いたします。290ページをお開き願います。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料は、年金から特別徴収される保険料です。

目2 普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で98.9%の収納率を見込み、計上しております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 事務費繰入金は、人件費及び事務費を繰り入れるものです。

目2 保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものです。

292ページ、款5 諸収入、項2 償還金及び還付加算金は、被保険者に対する保険料還付金等を広域連合から受け入れるものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。296ページをお開き願います。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、人件費及び事務費等の経常的経費です。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主なものです。

298ページ、款2 後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料及び保険基盤安定繰入金並びに広域連合事務費の市町村負担分です。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付金は、過誤納による保険料還付金及び還付加算金です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

305ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ22億484万円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ680万円に定めようとするものです。事業の概要につきましては、資料ナンバー91を提出しておりますので、ご参照願います。

保険事業勘定より歳入の主なものについてご説明いたします。324ページをお開き願います。款1 保険料につきましては、特別徴収、普通徴収保険料として被保険者数5,649人、普通徴収の収納率は93%として計上しております。

款2 分担金及び負担金につきましては、共同運営している茅部地区介護認定審査会における鹿部町の負担金です。

款4 国庫支出金から328ページ、款6 道支出金までにつきましては、介護サービス、介護予防サービス等給付費及び地域支援事業費に係る負担金や補助金を各負担割合により計上しております。

328ページ、款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金から目3 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）につきましては、各給付費、地域支援事業費に係る町負担分を計上しております。

目4 低所得者保険料軽減繰入金は低所得被保険者保険料軽減分へ充当する繰入金として、目5 その他繰入金は人件費、事務費分の繰入れです。

項2 特別会計繰入金は、サービス事業勘定からの繰入れです。

330ページ、項3 基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れです。

334ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1 総務費、項1 総務管理費は人件費、介護保険システム電算委託料、項2 徴収費は郵送に係る通信運搬費が主なものです。

336ページ、項3 介護認定審査会費は、介護認定審査会開催に係る委員報酬や人件費及び認定調査に係る事務費が主なものです。

338ページからの款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者の各サービス給付費を計上しております。

342ページからの項2 介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の各サービス給付費を計上しております。

346ページ、項4 高額介護サービス等費は利用者負担額が上限額を超えた場合の給付費として、項5 高額医療合算介護サービス等費は介護保険と医療保険の利用者負担額の合計が上限額を超えた場合の給付費として計上しております。

348ページ、項6 特定入所者介護サービス等費は、施設入所、短期入所に係る食費、居住費の低所得者軽減分を計上しております。

350ページ、款4 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業に係る経費を計上しております。

項2 一般介護予防事業費は、介護予防を目的とした各委託料等を計上しております。

項3 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費及び352ページの目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの人件費が主なものです。

354ページ、目4 任意事業費は、介護用品支給事業に係る経費が主なものです。

目6 生活支援体制整備事業費は、生活支援サポーターの養成事業に係るものです。

目7 認知症総合支援事業費は、認知症カフェや認知症サポーター養成事業に係る経費が主なものです。

358ページ、款6 基金積立金につきましては、基金運用利息分の積立金です。

以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続いて、サービス事業勘定についてご説明いたします。362ページをお開き願います。歳入、款1 サービス収入、項1 予防給付費収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画作成費収入です。

366ページをお開き願います。歳出、款1 事業費、項1 居宅介護支援事業費は介護予防サービス計画作成委託料、款2 諸支出金、項1 繰出金は保険事業勘定への繰出金です。

以上、サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（木村俊広君） 議案第34号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、373ページ、議案第34号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,380万3,000円にしようとするものでございます。

384ページ、385ページの歳入をお開き願います。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入並びに目2 居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの入所、ショートステイの収入でございます。

続きまして、項2 自己負担金収入は、入所者からの自己負担金の収入でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金をもって施設分、事業費分の不足分に充当しようとするものでございます。

続きまして、386ページ、387ページをお開き願います。款5 諸収入、項1 雑入、目1 雑入は、職員の雇用保険料自己負担分及び介護サービス利用者負担軽減事業補助金が主なものでございます。

続きまして、390ページから391ページの歳出をお開き願います。款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費ですが、施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。

次に、394ページ、395ページをお開き願います。款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー92、93を提出しておりますので、ご参照願います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（木村俊広君） 議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算についてご説明いたします。

401ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ51万1,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。412ページ、413ページをお開き願います。歳入の款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料の51万円につきましては、港湾施設用地の貸付使用料でございます。

続きまして、416、417ページについてご説明いたします。歳出の款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の節8 旅費と節10 需用費につきましては、港湾業務に係る事務経費でございます。続きまして、節27 繰出金の22万3,000円につきましては、令和7年度は使用料を充当する町単独事業等を予定しておりませんので、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明いたします。

419ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,804万5,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。430、431ページをお開き願います。歳入の款1分担金及び負担金、項1負担金、目1リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と森、砂原、鹿部の3漁協が担う施設運営に係る費用の負担金でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料ですが、使用料の改定とウロの受入れ数量を3,200トンと見込み、8,000万円を計上しているところでございます。

続きまして、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、収支の均衡を図るためホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金から688万8,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、次ページの款4繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、施設運営に係ります森町の負担分でございます。

次に、436、437ページをお開き願います。歳出の款1項1目1総務事業費、節2給料から節4共済費までにつきましては、施設運営に係る職員2名分の人件費でございます。節10需用費の主なものにつきましては、電気料と施設機器類などの修繕に係る費用が主なものでございます。節12委託料につきましては、ホタテウロの処理に係るものが主なものでございまして、飼料会社向けの乾燥処理業務として3,277万2,000円、セメント会社向けの焼却処理業務として6,210万3,000円をそれぞれ計上しております。次ページに移りまして、節17備品購入費につきましては、ウロなどのホタテ残滓を保管、運搬するためのプラスチックタンクの蓋などを購入するための費用でございます。続きまして、節26公課費につきましては、令和6年度分の収入に対する消費税及び地方消費税として290万9,000円を計上してございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算。

○国保病院事務長（千葉正一君） 議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。

資料ナンバー94、病院事業経営分析一覧表、資料ナンバー95、冷房設備設置工事を提出しておりますので、ご参照願います。

初めに、1ページの業務の予定量ですが、病床数60床、年間患者数は入院1万2,045人、外来2万1,870人、1日平均患者数は入院33人、外来90人を見込みました。

建設改良事業は、ナースコール連動型PHS購入、輸液・シリンジポンプ購入、臨床検査オンラインシステムクライアント導入、電子カルテシステム無線LAN整備、電子カルテ情報共有サービスシステムの導入、FPD装置購入、冷房設備設置工事施工監理業務委託、院内照明LED交換工事設計委託、冷房設備工事を予定しております。

収益的収入及び支出の収入については、病院事業収益は 8 億 9,169 万 7,000 円で、医業収益 6 億 4,195 万 8,000 円、医業外収益 2 億 4,973 万 9,000 円となっております。

支出については、病院事業費用は 12 億 5,711 万 6,000 円で、医業費用 12 億 5,044 万 5,000 円、医業外費用 617 万 1,000 円、予備費 50 万円であり、収支不均衡予算であります。

2 ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入につきましては、資本的収入は 3 億 1,397 万 2,000 円で、企業債 2 億 9,550 万円、出資金 1,847 万 2,000 円となっており、支出につきましては資本的支出は 3 億 3,695 万 5,000 円で、建設改良費 3 億 1 万 2,000 円、企業債償還金 3,694 万 3,000 円であります。

次の企業債から 3 ページの重要な資産の取得及び処分までは記載のとおりとなっております。

予算書 9 ページをお開き願います。以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款 1 病院事業収益、項 1 医業収益、目 1 入院収益は 4 億 953 万円で、診療単価 3 万 4,000 円を見込み、目 2 外来収益は 1 億 6,183 万 8,000 円、診療単価 7,400 円を見込んでおります。

目 3 その他医業収益は、各種検診、予防接種収入や救急医療に対する一般会計からの補助金となっております。

10 ページをお開き願います。項 2 医業外収益、目 2 他会計補助金の 2 億 4,077 万 6,000 円は、説明欄記載のとおり負担区分に基づく一般会計からの繰入れであります。

11 ページをお開き願います。支出、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費は、病院運営に係る人件費であります。

目 2 材料費は、実績等を勘案し、計上しております。

12 ページをお開き願います。目 3 経費は、施設管理、応援医師の謝金、各委託業務を計上しております。

続いて、17 ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、款 1 資本的収入、項 1 企業債、目 1 企業債の 2 億 9,550 万円は、各医療機器及び LED 交換工事施工監理業務委託及び冷房設備設置工事等に係る企業債であります。

項 2 出資金、目 1 出資金 1,847 万 2,000 円は、過去の医療機器等購入に係る企業債償還金に充てるための一般会計からの出資金であります。

18 ページをお開き願います。款 1 資本的支出、項 1 建設改良費 3 億 1 万 2,000 円は、説明欄記載のとおりナースコール連動型 PHS をはじめ、医療機器等の購入設置及び冷房設備設置工事、院内照明 LED 交換工事設計業務委託等であります。

項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金 3,694 万 3,000 円は、過去の医療機器等購入に係る企業債の元金償還支払い分であります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） 議案第 38 号 令和 7 年度森町水道事業会計予算、議案第 39 号 令和 7 年度森町公共下水道事業会計予算。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第38号 令和7年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は4,959戸、年間総配水量は141万1,046立方メートル、1日平均配水量は3,866立方メートルとなっています。主要な建設改良事業の概要については記載のとおりですが、詳細な工事量、予定箇所につきましては説明資料、資料番号96番をご参照ください。

2ページをお開きください。第3条の収益的収入及び支出の予定額について、収入の第1款水道事業収益を2億8,569万8,000円に、支出の第1款水道事業費用を3億2,807万9,000円にしようとするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1款水道事業資本的収入を1,493万7,000円に、支出の第1款水道事業資本的支出を7,574万8,000円にしようとするものです。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が支出額に対し不足する額6,081万1,000円は過年度分損益勘定留保資金6,081万1,000円で補填しようとするものでございます。

第5条の企業債でございますが、起債の借入限度額1,226万2,000円は、更新事業等の財源として借り入れるものでございます。

第6条から第8条については、記載のとおりでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。森町水道事業会計予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億5,997万8,000円で、前年度比263万8,000円の減となっております。

目3その他の営業収益は1,943万6,000円で、前年度比101万5,000円の減となっております。

11ページの款1水道事業収益、項2営業外収益、目2消費税及び地方消費税還付金は、前年度比301万7,000円の減となっております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費1億2,584万9,000円は、原水の取水並びに浄水処理に関わる施設の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比151万5,000円の増となっております。節の修繕費2,460万円は、説明欄記載のとおり各機器の整備保全に要する修繕費でございます。節の委託料7,163万5,000円は、各施設における維持管理及び運転管理に要するものでございます。

13ページ中段、目2配水及び給水費5,379万8,000円は、職員給与費及び配水池、配水管、その他の附属施設並びに給水装置の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比752万円の減となっています。

14ページをお開きください。節の備消耗品費から公課費については、配水施設等における維持管理及び運用に要する費用です。

15ページ、目4業務費5,735万8,000円は、水道料金、下水道使用料の検針及び開始、中

止業務、窓口業務、量水器の維持管理等に要する費用で、前年度比17万2,000円の増となっております。

目5総係費3,250万6,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しており、前年度比976万8,000円の増となっております。以下、16ページまででございます。

16ページ下段、目6減価償却費5,442万8,000円は、有形固定資産減価償却費を計上しています。

17ページ、目7資産減耗費14万7,000円で、前年度比17万円の減となっています。

18ページをお開き願います。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費364万3,000円は、企業債の返済利息と一時借入れの場合の利息を計上しております。

20ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1,226万2,000円は、水道施設の新設、更新事業を実施するために起債を借り受けるものです。

項2負担金、目1負担金267万5,000円は、消火栓設置工事に伴う一般会計からの負担金です。

21ページ、支出について、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費2,959万8,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置に必要な費用、工事請負費の各水道施設の工事を計上しております。委託料は、次年度以降に施工する配水管工事の実施設計委託料551万8,000円を計上しております。

項2企業債償還金、目1企業債償還金4,615万円は、借り入れた起債の償還に必要な費用で、前年度比568万9,000円の増でございます。

水道事業については、以上、ご審議のほどよろしく願います。

続きまして、議案第39号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量について、排水戸数は3,180戸、年間総排水量は63万1,780立方メートル、1日平均排水量は1,731立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、公共下水道管渠新設工事で、工事量として污水管口径が150から250ミリで、延長150メートルの施工を予定しております。工事詳細の予定箇所につきましては、資料番号97番をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額について、収入及び支出それぞれ4億7,714万7,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1款下水道事業資本的収入を1億9,030万円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を3億2,230万9,000円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のおおり、資本的収入額が支出額に対し不足する額1億3,200万9,000円は過年度分損益留保資金で補填しようとするものです。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による水洗便所改造等資金あっせん融資取扱手数料に係る債務負担の設定でございます。

3ページの第6条の企業債でございますが、起債の借入限度額2,640万円は建設工事の財源として借り入れるものでございます。

第7条、第8条については、記載のとおりでございます。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計から公共下水道事業会計への補助金で、企業債利息支払金として4,100万7,000円、経営健全化補助金として1億9,686万6,000円を受け入れようとするものでございます。なお、経営健全化補助金の主な使途は、企業債償還金の財源補填として1億3,200万9,000円と、事業運営費として6,354万4,000円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,558万8,000円で、前年度比51万6,000円の減となっております。

11ページの項2営業外収益、目1他会計補助金2億3,787万3,000円は一般会計よりの補助金で、前年度比847万5,000円の増となっております。

目3長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比643万4,000円の増となっております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費1,591万1,000円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設及び排水設備の管理に要する費用を計上しております。

13ページ、目2処理場費1億1,990万2,000円は、森浄化センターの汚水処理並びに汚泥処理に係る施設の維持管理や運転業務に必要な費用で、前年度比652万4,000円の増となっております。

14ページ下段から16ページ中段にかけての目4総係費3,198万9,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理费用で、前年度比719万5,000円の減となっております。

同じく16ページの目5減価償却費は2億6,713万5,000円で、前年度比1,617万4,000円の増となっております。

17ページの項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は4,160万7,000円で、前年度比339万6,000円の減となっております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債は2,640万円で、前年度比5,220万円の減となっております。

下段の項2国庫補助金、目1国庫補助金は880万円で、前年度比5,800万円の減となっております。

19ページの項3出資金、目1他会計出資金は1億5,400万3,000円で、前年度比187万円の減となっております。

項4受益者負担金、目1受益者負担金は建設費の財源となるもので、本年度は109万7,000円で、前年度比11万3,000円の減となっております。

20ページから21ページに続く支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費は、職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用で、本年度は5,553万4,000円で、前年度比1億1,111万1,000円の減となっております。これは、森浄化センター外機械設備・電気設備改築更新工事が令和5年と6年、2か年で完成したのが主な要因です。

21ページ下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金は2億6,676万5,000円で、前年度比637万5,000円の増となっております。

項3返還金、目1返還金は、令和6年度の森浄化センター外機械設備・電気設備改築更新工事に伴い国庫補助事業で取得した資産を更新するため、発生した鉄くず等を売却して得た収益に対し補助金分を国に返還するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第4に関わる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月5日午前10時開会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時34分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年3月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和7年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

令和7年3月5日（水）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時51分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について
議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町ふれあいの森）
議案第30号 令和7年度森町一般会計予算
議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第34号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第38号 令和7年度森町水道事業会計予算
議案第39号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 6 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 7 議長の常任委員会委員の辞任について
- 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 9 意見書案第1号 インボイス制度の廃止を求める意見書
- 10 議員の派遣について
- 11 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長	14番	木村俊広	君	副議長	1番	伊藤昇	君
	2番	河野文彦	君		3番	高橋邦雄	君
	4番	河野淳	君		5番	山田誠	君
	6番	野口周治	君		7番	斉藤優香	君
	8番	千葉圭一	君		9番	佐々木修	君
	10番	加藤進	君		12番	東隆一	君
	13番	松田兼宗	君				

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岡嶋康輔	君
副町長	長瀬賢一	君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子	君
監査委員	山下英一	君
総務課長	濱野尚史	君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	石岡丈宜	君
監査事務局書記長	小田桐克幸	君
防災交通課長	柴田正哲	君
契約管理課長	山田真人	君
企画振興課長	川村勝幸	君
企画振興課参事	池田恵太	君
税務課長	東克宏	君
保健福祉課長兼 保健センター長	宮崎弘光	君
保健福祉課参事	萩野友章	君
住民生活課長	阿部泰之	君
子育て支援課長	野崎博之	君
環境課長	川口武正	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤英樹	君
農林課技術長	濱野真行	君
農林課参事	佐藤	司君

水産課長	岩井	一	桐	君
商工労働観光課長	白石	秀	之	君
建設課長	富原	尚	史	君
建設課技術長	伊藤	正	吾	君
砂原支所長兼 地域振興課長	落合	浩	昭	君
町民福祉課長	奥山	太	崇	君
教育長	毛利	繁	和	君
学校教育課長	坂田	明	仁	君
学校教育課参事	藤嶋		希	君
学校教育課参事	名生	達	也	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤	智	裕	君
社会教育課長 文化財保護係長	高橋		毅	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村	忠	公	君
給食センター長	敦賀	靖	之	君
国保病院 経営企画総括監兼 さくらの園・園長	柏瀬		茂	君
国保病院事務長	千葉	正	一	君
上下水道課長	水元	良	文	君
消防長	松居	順	一	君
消防次長	佐山	寿	一	君
消防署長	松田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田	桐	克	幸	君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関		孝	憲	君
庶務係	木村	友理	香		君
総務係	近江	篤	市		君
総務係	山内	梨	沙		君
財政係	川本	歩	美		君

行革DX推進係	水	口	祐	太	君
人 事 厚 生 係	山	崎	友	也	君
人 事 厚 生 係	満	間	笑	歩	君

○会議に付した事件

1 一般質問

- 2 議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
 議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
 議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について
 議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町ふれあいの森）
 議案第30号 令和7年度森町一般会計予算
 議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算
 議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算
 議案第34号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算
 議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算
 議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
 議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算
 議案第38号 令和7年度森町水道事業会計予算
 議案第39号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席2番、河野文彦君、議席3番、高橋邦雄君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行についてですが、質問は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、そして当局を含め不適切な発言についても十分注意をされるよう、併せてお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、1、公共施設等未利用地の活用について、議席3番、高橋邦雄君の質問を行います。

○3番（高橋邦雄君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

公共施設等未利用地の活用についてです。森町の公共施設について人口減少による需要の減少と財政逼迫によって公共施設の今後の利活用が大きな問題になっています。過疎化、少子化、市町村合併等の社会情勢の変化によって近年では毎年500校近い廃校や閉校が発生し、さらに増加傾向にあります。活用用途が未定の公共施設や建屋を含め、これらの地域の様々な未利用地の有効活用が地域社会の持続的発展に向けた大きな課題となり、地域が持続的発展を続けるためには、新たな投資の促進が必要不可欠であります。未利用地の有効活用は、新たな生産や付加価値の創造による地域への波及効果を通じて地域振興に資す

と考えられることから、廃校や閉校の未利用地の現状や変化、活用状況等の需要動向についてデータ分析や事例調査を行い、有効に活用推進を行うことが重要であると考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

森町の公共施設について人口減少による需要の減少と財政逼迫によって公共施設の今後の利活用が大きな課題になっている、その点に関しましては私も同意見でございます。町内において閉校した学校施設や公共施設として役目を終えた建物等の現状につきましては、一部災害時の避難所として活用しているケースがありますが、総体的に老朽化が著しい建物が多いため、どのような用途であっても建物自体を活用する場合は耐震化や相応の改修が必要であると判断しております。

また、現時点においてこれらの施設や敷地についての具体的な利用計画などはお示しできない状況でございます。今後の方針といたしましては、個々の建物の老朽化の度合いや付近の環境保全等を総合的に勘案し、危険度、その優先度の高い建物は順次解体を行い、解体後の跡地については可能な限り売却する方向で取り進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） では、再質問します。

一部で避難所等は使用されていることはご理解しております。建物の老朽化も含めて耐震強度もないということも理解しておりますが、一方でこういう公共施設等閉校、廃校に関しまして、初期投資が安くてスピード立地が可能な廃校や閉校、公共施設の跡地、遊休地等への企業誘致を進めることで地域産業による新たな設備投資や新規事業への進出を実現した地域も現状あります。それで、少子化が進む地域において毎年発生する廃校、閉校、空き公共施設等の増加につながるほか、地域のシンボルである施設の廃校、閉校による、さらなる地域全体の活力低下につながる懸念があり、有効活用の観点からも再利用が大きな課題となっております。活用用途が決まらない理由として、町長も申し上げましたとおりに建物の老朽化や地元からの要請がないと。これが全国的に大体48.7%となっております。続いて、施設が老朽化しているが37.5%の順で今推移しております。

そこで、近年こういう公共施設廃校、閉校等もそうですけれども、活用用途として産業系の活用がすごく増えております。その中でもどういう活用をされているかという、サテライト型、地域資源活用型、これは6次産業型です。新規事業発展型、政策支援型、社会福祉型などその他もありますけれども、このような形で跡地も含めですけれども、公共施設、学校等の閉校、廃校も利活用されているということがデータもあります。

その産業系のお話をちょっとしますけれども、産業系の廃校、閉校活用には通常の業務活動の一環として事業所や事務所や工場などを設け居抜きで活用するケースがあります。既存建物が残されているケースがこれは多いのですけれども、このように変化する中で企

業としては時間が企業業務を行う上で最も大きなキーワードの一つです。スピード立地が可能なこういう公共施設廃校、閉校は、今後も企業誘致にとって最も高いニーズがあると考えられますが、町長はどう考えておりますか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり、先ほど最初の答弁でも少しお話しさせていただきました。建物によっては老朽化が進んでいたり、耐震化、耐震等々でまた建物内の様々な基準に合致する、そういった設備等々、その辺が満足にない、またはその利用に適していない、そういった建物もあります。

その一方、議員お話しのとおり実際問題として現在避難所ですとか、一部様々な用途というか、主には避難所です。そういったことにも活用できている旧校舎等々もございます。居抜きというところですがすぐに事業者様に入っていただけるという面では、お話しのとおり非常に有効的な活用に至るのかなというふうに考えておりますし、迅速に話が進むのかなとも思います。実際にとある校内、町内の旧校舎に関して数年前からお問合せをいただいているという、そういう状況もございます。そこで課題になったのは、まず有償か無償か。そういったことに関しても、この町有地で町有建物等々を実際有償で貸し出しているその実態との整合性ですとか、現在例えば避難所として活用していただいている、そういったものとの機能のすみ分けですとか、例えば水回りの改修、設備の修繕、そういったものが企業様が入ると言われたときに、ではどちらがどれだけお金を出して整備を進めるのか、そういうことがすごく課題として浮き彫りになりました。現在その案件に関しては担当課のほうで検討を進めさせていただきながら対象のお話をいただいた、お問合せをいただいた企業様ともお話し合いというか、調整は現在進めているところではありますが、実際問題進捗はしていないというところが現状であります。様々な事案ですとか、いろんなお話も多分議員のほうに直接行っているのかなというの也有ります。我々としては有効な資源として活用していく、基本的には危険なものは壊して更地は売却という方向になるのが一般的ではありますが、民間の企業様が活用をこういうふうにしたいというところがあるのであれば、そこはしっかりと受け止めて適した貸し出しですとか、売却ですとか、プロポーザルなりコンペなり、そういったものをしっかりと取り入れながら調整して進めていけばいいのかなと思います。お話しのとおり様々な旧校舎、そしてまた使っていない施設、土地等がありますので、その辺に関しては有効に使えるものは有効に、使えないものは売却と、そのような2つの方向性でしっかりと考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○3番（高橋邦雄君） 再々質問します。

今後の利用に関して町としてはこういうふうにやっていくのだということは、今確認されて理解したのですが、やはり解体するにもかなりの費用と年数がかかると思われます。その現状建物がある環境、整備もしなくてはいけないということで財政的にもちょ

っと大変なことになると思うのですけれども、地域にある学校もありますので、そこをどういうふうに活用していくのか。企業誘致全てではなくてその地域にどういうふう、例えば校舎が使われないとしてもグラウンドをどのように地域にとって利活用するか。遊具もある程度年数もたっていない場所の学校もありますので、どのように開放できるのかというのも地域ともっと話をしながらその使える部分。

あと1つ、これは私ちょっと考えておることなのではございますけれども、その閉校、廃校の学校に関しまして児童の総合的な避難訓練、実情その校舎は使っていない状況ですから、総合的な子供たちの災害に対する避難訓練を年に1回なり2回なりできるのではないかと。どういう、ケース・バイ・ケースもありますけれども、学校によって立地条件全く違う場面もあるのですけれども、基本的な避難、そういうのを実施できるのではないかと一つ考えているところであります。

そこで、こういう未利用の公共施設、学校等もそうですけれども、放置はその周辺地域の求心力が失われることでさらなる人口の減少や地域経済の停滞につながる懸念があります。未利用公共施設の積極的な活用を進めることが新たな地域の産業拠点となり、地域の再生につながると考えておりますが、町長のお考えをお聞きます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員お話しのとおり地域の声を取り入れてというのは、当然それは行っていかなければならないと思います。直近で残念ながら閉校となったその地域のお話も、この間閉校の運びとなるそういったプロセスの中で本当に地域の方々のお話も聞かせていただきました。確かに長年にわたって学校で運動会等々、人が集まるその拠点、地域のよりどころというか、人のにぎわい、活気を感じれる、精神面においても皆さんが集う、そういったシンボリックな場所であったというのは当然そのとおりでありますし、地域の方々がおっしゃっていたのは、やはり議員お話しのとおりこのまま投げておくのではなくて有効的な活用をしつつ、かつどこまでできるのかというのはなかなか、すごくお金のかかる部分もあるのですけれども、有効活用という意味ではその辺りは検討しなければならない、そういった趣旨で進めていかなければならないというのは町としても考えているところであります。

今後につきましてはそういったご指摘の点もしっかりと考慮に入れ、単純に空いたからすぐ売却という、そうしなければならないところはそうしなければならないのですけれども、ご指摘のそういった町民の地域の方々の思いが集まっているような場所は、なるべく地域の声もいただきながら地域のにぎわいに資する活用を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 公共施設等未利用地の活用についてを終わります。

以上で議席3番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、2、少子化の歯止め対策について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） 私は1点、少子化の歯止め対策についてを質問させていただきます。

す。

厚生労働省の2023年の人口動態統計によりますと、婚姻数47万組とピークだった1972年、昭和47年ですが、110万組の半数以下まで減少しているということでございます。国立社会保障・人口問題研究所が2021年に25歳から34歳までの未婚者に結婚しない理由を尋ねて調査したところ、男女ともに適正な相手に巡り会えないというのが最多であったということでございます。自由や気楽さを失いたくない、まだ必要性を感じていないが続いております。また、男性では結婚資金が足りない。男女問わず異性とうまく上手に付き合えないという回答も増加傾向にあります。現在交際相手がいる人の割合は男性が29.4%、女性が26.7%となっております。

できるだけ早く結婚したいと考えている方の中には、経済的に安定しなければ難しいという現実的な率直な意見も多く見られました。これらの要素を参考に考えますと、森町の現状は過去5年間の出生の平均が51.4人、令和5年は34人です。それから、死亡者数が260人、令和5年は276人、婚姻数が32.6組、令和5年は25組でありました。人口減少と少子化に歯止めをかける状況ではない、そういう数字が出ております。

私見になりますけれども、全国の市町村の少子化対策を検証してもほとんどが金太郎あめ方式で成功事例がほとんどない状態でございます。そこで、森町では思い切った政策を取り入れることを検討してはいかがでしょうか。例えば結婚祝金100万円の制度の創設やことぶき出産奨励金もありますけれども、第1子30万、第2子20万に引き上げて経済的に支援を行うと、その財源は普通交付税を充当すると。これは一般町民1人当たり普通交付税、これ計算しますと年間約25万から30万ぐらいになるわけで、その財源として十分に補填可能と考えます。

さらに、乳幼児から就学前の子供を預かる施設として託児所や認定保育園の充実も不可欠でございます。共働きが可能となり経済的にも有効で、これらの整備を実施することにより少子化の歯止めをかける可能性が高いと想定されます。また、森町の主導で出会いの場を提供して結婚可能な環境を整えることも少子化の歯止めにつながると私は考えております。こういった意味で森町の少子化対策として導入すべきと思料いたしますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

少子化対策を含めた町全体の人口減少対策として森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の下、基本目標に結婚、出産、子育てを掲げ、様々な施策や戦略登載事業のみならず、課題解決に対する事業についても必要性を認識し、進めてきたところでありますが、森町における出生数や婚姻数につきましては減少傾向となっている状況でございます。全国の自治体におきましてもこの人口減少、少子化対策に係る施策について大変苦慮している状況であり、それぞれ工夫、検討された事業を展開しているところです。

人口増加を図る目的で実施していることぶき出産奨励金などの支給金額を増額することにより効果が得られることも想定されるところでございますが、医療費や給食費負担、幼

稚園や保育所等の利用料無償化、入学、卒業祝金支給事業など町単独事業の負担額につきましても年々大きくなっているところでございます。

議員からご提案をいただいた環境整備や婚姻に関する事業の件につきましても今後の森町における人口減少、少子化、子育て支援対策の一つとして捉えさせていただき、森町においての地域課題を見極めつつ、限られた財源を活用しながら効果的な新規事業や内容拡充について協議検討を行い、将来につながる事業の推進について今後とも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 若干前向きな答弁というふうに承りますけれども、森町の2050年の人口推計、これ見ますと約6,300人と言われている。約半分ぐらいになってしまうということになります。これ少子化が進みますと農業、漁業の基幹産業は衰退しまして、後継者不足になって水産加工業、または商店街も消滅しかねないという状況になるかというふうに思います。やっぱりこれらを阻止するためには、先ほども言いましたけれども、思い切った政策を打たなければならないというふうに思っております。安心して子育てができる環境を創作しまして、財政支援も行うべきであろうと、そういうふうに思います。

町長もご存じのように空き家も相当数あるわけですから、それから、これらを有効活用して定住促進を図って農業、漁業者の後継者の育成、推進を実行すべきであろうというふうに思っております。先般の漁協さんとの意見交換でも毎年4経営体ずつ減少しているというようなことでなっております。我が森町は、それらができる要素が十分備えられていると私は思っております。そういう意味で官民一体となって森町の人口減少を阻止し、森町の全ての階層の活性化を図るべきではありませんか。新年度から新しいそういう関係の課も設置される予定でございますので、町民の方々も少子化対策について相当期待をしておるというふうに思っておりますので、再度町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ただいま山田議員から非常に大切なキーワードを何点かいただいたと思っております。今回のご質問に関しては、子育て、出産時におけるそういった経済的なお父さん、お母さんに対するというところのご質問内容ではあったのですがけれども、やはり今いただきました2050年に6,000人台になる、そういったお話。そして、また安心して子育てできる、定住移住の促進、各産業、仕事に対する担い手の確保、官民が一体となってこれは本当にまさに総合戦略、町として様々な点を総合的にどうしていかなければならないのかということをややはり考えていかなければならないと私は考えております。やはり出産に対するそういった費用負担、そして働きやすい、子育てしやすい、また定住移住、担い手、仕組みは行政だけではなくというところに関しましては、本当に各課における共通の課題であると私は捉えております。先般昨年行われた選挙におきましても公約に何点か挙げさせていただいている内容にもその辺は私盛り込ませていただいております。それが全て、それだけで

十分であるとは思っておりませんが、可能な限り地方自治体としてこれはできることは進めていかなければならない。それは、もう政策として実施していかなければならないというのは山田議員ご指摘のとおりでございます。

その一方、国の大きな流れの政策というところも非常にこれは大切であり、今すごく頻繁に報道されている国の新年度予算等々、政策の大きな流れに関しても非常に地方自治体としては注視しているところでございます。非常に国のほうでも議論が活発になっている中で様々なご意見が今出ているところでございます。給食費の無償化、これは来年度から当町でも実施させていただく予定でありますし、様々な教育政策も我々で、当町で実施させていただく予定であります。また、教育の無償化というキーワードも国のほうでは出ている中にありまして、その辺とどのように整合性というか、うまくそれを活用し、当町の産業振興等々にしっかりとつなげ人口減少、そしてまた定住移住に担い手の確保に関してもつなげていけるか、それは本当に大切な要素になると考えておりますので、総合的にその辺は進めていきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、喫緊の課題である人口減少というか、担い手の確保、そしてまた安心、安全の子育て、これは働きながら子育てをできる、2人でも3人でも子育てしてみようって思える、そういった若者を増やしていくということが非常に大事なところだと考えております。しっかりとその辺は関係課だけではなくて全ての課が人口減少、担い手不足の対策に関して共通の課題を持ち、進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○5番（山田 誠君） 国の政策とリンクしてやっていきたいというようなことでございますけれども、先月の26日に森商工会議所さんと意見交換されたわけでございます。その中でやはりこの人口減少、少子化対策について相当、対することについて具体的な対応はどう検討されているかという強い意見が出されておりました。特に会議所さんは地域経済の停滞を相当危惧しているというような意見が出されておりました。会議所さんもそういうことで町の少子化対策の推進に期待しているわけでございますけれども、ぜひ期待に応えられるような政策を実行していただきたいと私は思っております。

それで、町長に力強い決意を持って対応してほしいということでございますので、再度お伺いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

決意というところで、現時点で本当に多くの課題は確かにございます。その中においてもまだまだできること、この1万3,000人の地方自治体でもいっぱいあると思います。官民一体となって、そこは多分というか、行政も町民の皆様も一緒になって課題解決に向けて進んでいくということがこれからは非常に大切な部分になるのかなと思います。これから第3次森町総合開発振興計画を進めていく中で一つのキーワードとしては本当にみんな

で考えて、みんなでいろんな負担を助け合って森町のまちづくりを進めていく、そのような考えを私は打ち出していきたいと思います。正直な話、全てを行政だけで賄っていく、行政サービスを今までと同じように提供していく、同じ形で提供していく。いずれ限界が来ます。そういったところで共に助け合い、自分でできることは自分でして、それで公共のサービスもみんなでもって調和してつくっていく。自助、共助、公助、そういった表現も一部あります。その点に照らし合わせてこの町の皆様のお力を引き出し、そしてまた公共においても効率的なサービスを提供し、みんなでもって幸せになるということはどういうことなのかということをしつかりとみんなでもって共有して政策として打ち出して、町の意味として打ち出してみんなでもってこの森町をつくり上げていく、そのように頑張っていきたいと考えております。

引き続き議会議員をはじめ、町民の皆様には様々なことをご理解していただかなければならない、そしてまたお力添えをいただかなければならないことが多々出てくるとは思いますけれども、しっかりとそこは町長として責任を持って打ち出し進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 少子化の歯止め対策についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、町政運営等について、議席1番、伊藤昇君の質問を行います。

○1番（伊藤 昇君） それでは、一般質問させていただきます。

町政運営等について。町長は本年度の町政執行方針を策定され、2期目の町政運営を推進されようとしておりますが、令和7年1月9日開催の森町議会全員協議会において森町国民健康保険病院に対して令和6年12月19日に国による施設基準等に係る適時調査が実施されたとの説明があり、監査終了後の総評において診療報酬請求における指摘事項について地域包括ケア入院医療管理料、入退院支援加算、看護補助体制充実加算が基準を満たしておらず、結果として診療報酬を多く請求したことによる返還金が発生するとの説明を受けたところであります。その内容は、令和3年7月診療分から返還金は概算で3億7,000万円の見込みであるとの説明を受けました。

そこで、お尋ねします。1、施設基準等に係る適時調査での加算請求等がなぜ基準を満たせない結果となったのか。

2つ目として、国からの正式な返還額は確定したのですか。その返還額は国保病院だけで整理できるのですか。

3つ目として、対象となる対象患者件数は把握できていますか。

4つ目として、各保険者と自己負担分の返還をどのように進めようとしておりますか。社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会など保険者に対しての返還金や患者様の自己負担においても返還することになり、森町国保病院のホームページに掲げている変わります、信頼される病院への言葉の信頼を損ねる事案であると思います。森町長は

森町国民健康保険病院の開設者でありますから、責任は重大であると思いますが、どのように責任を感じられますか。伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まずもって本件につきまして町民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。地域包括ケア病床につきましては、平成28年4月に一般病床のうち14床を在宅復帰へ向けての中心的な役割を果たすことを目的に開設し、平成28年11月に20床、令和2年4月より現在の38床に至っており、施設基準に応じて理学療法士等を配置して運営しております。令和6年12月19日に厚生労働省北海道厚生局による施設基準等に係る適時調査が実施され、次の3項目についての指摘事項があり返還金が生じることとなりました。

1項目めについてですが、入退院支援加算の条件として各病棟に入退院支援及び地域連携業務に専従として従事する看護師、または社会福祉士が配置されていることが必要であります。しかしながら、令和5年1月以降、専従看護師が病棟看護業務を兼務していたことにより施設基準を満たしていないと指摘されました。原因として、兼務していた業務は通常の病棟、一般業務ではなく管理業務であったため専従業務から外れる状態になるという認識がなかったことによるものです。

2項目めについてですが、2点の指摘がございました。1点目は地域包括ケア入院医療管理料の条件として専従の社会福祉士が配置されることが必要であります。令和3年6月から令和4年12月までの間、専従であるべき社会福祉士が患者サポート体制充実加算の相談窓口業務を兼務しており、施設基準を満たしていないと指摘されたものです。

2点目は、地域包括ケア病床を含む病棟に専従の理学療法士が1名以上配置されていることが必要であります。令和5年1月以降は専従であるべき理学療法士が認知症ケア加算に係る業務を兼務しており、施設基準を満たしていないと指摘されたものです。原因として、患者サポート体制充実加算の相談窓口を担当する職員の休日対応をすることが地域包括ケア入院医療管理料の専従要件から外れるという認識がなかったことと、認知症ケアチームの活動が業務としてみなされるとの認識がなかったことによるものです。

3項目めについてですが、看護補助体制充実加算の条件として1日に看護を行う看護補助員の基準値は3名となっておりますが、当院の実績値は2.4から2.7名となっております。基準を満たしていないとの指摘がありました。原因としては、昨年7月に厚生労働省より人員換算の修正の文書が示されておりましたが、見落としていたことによるものです。当町で算定した結果、各保険者に対する返還額は3億348万7,114円に、また患者様に対する返還額については対象者565名で945万9,899円となり、合計で3億1,294万7,013円となる見込みですが、厚生局、北海道、各保険者のおのおので確認がなされることになっており、金額確定までには約5か月から6か月程度要する見込みとなっております。また、地域包括ケア病棟の指定取消しに伴い、適時調査後の今年度末までにおける約4か月分の診療報酬に関しまして概算で二千数百万円程度の指定取消しに伴う減収が見込まれており、先日の補

正予算審議の際にご説明させていただいた一般会計繰り出し分の中にこの金額が含まれております。赤字額内訳が今後確定しましたら、早い段階で議会へ共有させていただきます。

また、各保険者に対する返還分につきましては令和7年度中に一括して返還することとなり、国保病院会計独自の返還を基本とし、返還方法も含め今後検討してまいります。

過去に受領している自己負担分の返還につきましては、各保険者の返還額が確定後速やかに返還したいと考えております。改めて本件につきまして町民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます。病院運営管理の不備を早急に改善し、再発防止に努めるとともに早期の地域包括ケア病床の再認可を目指してまいりたいと考えております。

なお、本件に関する最終責任は病院開設者の私にあるのは当然ながら、各関係部署における原因を深く精査し、今後は新たな組織体制の編成や、必要に応じ懲戒処分の基準に即した対応を考えております。新たな体制において早急に行うべきことは、前段申し上げた地域包括ケア病床の再認可はもちろんですが、他医療機関連携、そして情報共有システムの構築を通じ、森町国保病院の経営改善、医療サービスの向上を迅速に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○1番（伊藤 昇君） それでは、再質問ちょっとさせていただきます。

今の説明で前の3億7,000万とずれているものですから、その辺りだけちょっと数字的に変わる部分をご容赦いただきたいと。3点について再質問させていただきます。まず1点目なのですが、なぜ基準を満たせなかったのかという再質問なのですが、これは町長は病院の組織充実のために令和6年4月に事務長経験者である経営企画統括監という役職を新たに加えて病院運営に当たらせておりましたが、今回の指摘事項であります看護補助体制充実加算分の算定開始が令和6年6月1日に申請をされていて入退院支援加算分、これが6年10月1日開始となっているのです。これは、いずれも開設者の届出によるものなのです。ということは、事務担当がこれを分からないわけないし、届出をしているのです。その書類も町長のところに上がっているはずなのです。それで、なおかつこのような状況になっている。6年4月に町長は病院の組織の充実、強化を図ったにもかかわらずこのような事案が発生したというのはどういう意味なのか、私にはちょっと理解できない。それだけ充実、強化図ったのです。事務長さんいる、統括監もいる、そして病院のその届出をするためにチェック体制というのは必ずあるはずだと私は思うのです。その原因を、なぜ働かなかったのかということをもう一度お願いしたいと思います。

2点目なのですが、返還金なのですが、国保病院の収入だけでやっていくって言いましたけれども、先ほど町長が言いましたが、6年度の補正予算で1億5,660万1,000円、これの中に赤字分は入っているのだと。通常でも赤字なのです。その中で国保病院だけで返還していったら3億、それでプラスしたら幾らになりますか。病院運営できますか。

一般会計から入れざるを得なくなってしまうのではないかと私は思うのです。そうなったときに、職員のお医者さんがミスったわけでもない、看護師さんがミスったわけでもないわけです。この職員のトップである町長がその基準を満たせない届出をしているのです。ですから、その辺りの確認不足としか言えない状況で一般会計からもし繰り出しをしたとなれば、町民の皆様はその分、3億何千万、行政サービスの低下につながりませんか。3億幾らあったら、どれだけの行政サービスできますか。そういうことも町長しっかりと考えていただかなければならないなと私は思います。病院だけでやるって言っているけれども、もし一般会計からの繰り出ししたときに、やはり町民の皆様に十分な説明しなかったらこれは到底納得できませんよと私は思います。その辺りもお願いいたします。

3点目として、各保険者、それから患者様に対して返還という再質問なのですけれども、各保険者からもう返還請求これから来るのだと思うのですけれども、既にどこも決算終わっているのです。たとえ森町の国保会計にしても決算終わっていますよね。そういうことからして各保険者にもかなりご迷惑かけるし、それから患者様に対しても非常に不利益というか、払わなくてもよかったものを払ってしまっているわけですから、それ返還すればいいというだけの話にはならないと思うのです。今回国の適時調査で指摘事項があったから逆に分かったのですけれども、もしこれが分からないですと行った場合に各保険者の皆様にもう患者様にも分からないままで不利益を被ったままになってしまうと。これは重大な責任だと思いますよ、町長、開設者として。事務のどうのこうのという話ではない、私はそう思います。現在も入院だとか、通院だとか、受診されている患者さんもういらっしゃるわけです。その方が毎回自己負担払っているのですよ、窓口で幾らですよって。これ信用できますか、こういう事案があったのに。そして、病院の信頼回復というものをこういうこともしっかりと説明をしながら信頼回復をしなければ信頼されません。さっきの病院の改革ありましたよね。あの言葉に合致しないのではないですか。そのことをこれから病院の信頼回復ということも含めて、そこ3点ばかり再質問させていただきます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり先ほども答弁させていただきました病院開設者、そしてまた事務方、町長部局から事務局のほうに職員を派遣している、そういった人事の責任等々も含めて私は病院運営に関して非常に重い責任を担っていると、そのように認識しております。今回のこの事案の原因に関しましては、さらに詳しくは議員の皆様にも今後ご説明させていただきたいと思いますが、当然町民の皆様、そしてまた信頼、議員ご指摘の窓口でお金を支払う、そういった行為に対して本当にこの金額はこれで合っているのか、そういった疑念を持たれてしまうのではないかと、そのようなことも実際あり得ると私は思います。そういった点につきましても、これが何で起きてしまったのか。今後どのようにしていくのかは議員の皆様もそうですけれども、町民の皆様にもご説明、そしてまた広報広聴もしっかりと行っていくと、そのように考えております。

関係機関に関しましても各保険者、一時お支払いいただいている入院患者様に関しても

本当にご迷惑をおかけし、そしてまた決算が終わっているその次の次年度に対しての余計なこの事務負担を負わせてしまっているというのは、これも非常に申し訳なく思っているところであります。手続に関しましては早急に進めさせていただき、各関係機関の皆様にはできるだけご負担の少ないような、そういった事務の願い事としながらこの事務処理は進めていかなければならないし、そのように進めていきたいと考えているところであります。

そして、また返還分、これを病院単体の会計でどのようにやっていくつもりなのだ、そういったことも含まれてのご質問だったのかなと思っております。当然この金額を全て病院会計の中でこれからやれるのかどうかというのは、非常に正直な話不透明な部分もあると考えております。状況によってはどのような形であれ金額の大小にかかわらず一般会計の繰り出しを上程させていただき、そういったことも可能性としては非常に高いのかなと考えております。しかしながら、やはり今地方自治体にあるこの基幹病院、今までもそうだったと思いますけれども、私も含めて職員の意識、不採算病院なので、ある程度の赤字でもこれは致し方ない、そういった点を私は今回のこういった案件を機にみんなで意識を変えて病院経営を改め、そしてまた医療サービスの向上にも私はつなげていきたいと考えております。ある意味3億円というとても大きな金額的な経営上の課題、これを今回の件で具体的に国保病院は持ちました。それに対して実際の制度としては病院運営における資金繰り、その点に関しては単純にご起債は借りれない、そういった法律にもなっております。新年度から国のほうの制度で病院事業債というもの新たに予算措置される予定であります。そういったものも活用させていただきながら、まずは病院単体で資金繰り、そしてまた資金の準備をしながら経営改善に向けて私はまず一步はそのように進めさせていただきたいと考えております。その中で具体的に進めなければならないこと、まだまだ様々ございます。先ほどの議員のご指摘にもありました令和6年から経営統括監というポストを新設して病院内に送っております。統括監の行ったこと、実施してきたこと、その点に関しても今後議会の皆様に対して、そしてまた町民の皆様に対してのご説明の必要があるのかなと考えております。実際問題、正直な話3年度、令和4年度、コロナの対応で非常に病院としてはすごく先行きの見えない、そういった状況でございました。そして、またコロナが少し明けて令和5年度、コロナ控えというのもあって外来のお客様の減少、そしてまた職員の不足等々で本当に病院の中の人員配置というのも満足なものが町長部局のほうから準備できなかった、そういったことも原因の一つかなと考えております。

しかしながら、統括監をはじめ、院長をはじめ、職員は本当にこの病院、質の向上と経営の改善に向けて頑張っています。今回の責任に関して本来起きてはならない、起きるべきではないミスが起きてしまった。こういった具体的な3億という大きな負担を町民の皆様にご負担いただく、そういった可能性が非常に含まれている。そういう事案が起きてしまったことに関しては非常に私も責任を痛感しておりますし、申し訳ないと思っておりますし、本当に残念であると思っております。しかしながら、何よりその現場で働く院長をは

はじめ統括監もそうですけれども、看護部、コメディカル、事務局、本当みんなが一番私は悔しい思いをしているのかなというふうにも思っております。こういったことを落ち込むのではなくて糧にして、具体的な目標を到達できるように地域の不採算病院だからということではなくて、民間経営のそういった要素も入れて経営改善をして、そしてまたそれを町民サービス、医療サービスの質の向上にしっかりとつなげていく、それをちゃんとお示しすることも私は重大な私の責任でもあり、統括監はじめ、院長はじめ現場の人間の責任でもあるのかなと思っております。その辺は進めさせていただきますし、町民の皆様に分かるように、議会の皆様に分かるように見える化もしっかり進めさせていただきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○1番（伊藤 昇君） 頑張っていくという気持ちはすごく伝わったのですけれども、町長のその執行方針の中に国保病院の内容もあるのですけれども、森町国民健康保険病院経営強化プランを基に経営の効率化に取り組み、地域の中核的医療機関としての使命を果たしてまいりますと記述されているのですけれども、このような状況で中核的医療機関になれるのですか。それをまず1点お聞きしたいと思います。

それと、いろいろどこも悪くないのだ、これから改善していきたいのだというお話を先ほどもされているのですけれども、町長の開設者としての自らの責任、その明確化というのが全く見えてきていないです。職員の懲戒の部分とかというお話ありましたけれども、まず先に町長から自ら責任の明確化をしなければいけないのではないのですか。3億円です。それで病院の開設者です。これ森町国保病院ですから。そして、なおかつ一般会計からの繰入れしなければならない事案にもなるかもしれない。起債も借りなければいけない。みんなそれ経営状況になりますよね。一般会計でさっきも言ったのですけれども、一般町民皆さんでその分負担をしなければいけない、こうなるわけです。ですから、まず私は再発防止というのは当然なのです。これは、指摘されているわけですから。まず、町長の責任を明確化、その気持ちというのどこにあるのですか。その辺りもう一回聞きたいなと思っています。この2点について、よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

2点ご質問いただきまして、地域の基幹病院になり続けられるのか、そしてまた私の責任、それをまず優先的に示すべきではないか、ご質問いただきました。私の責任を先にお示しするというのは当然でございます。もちろんそのとおりだと思いますし、そのようにしなければならないと考えております。その点につきましては、しっかりとタイミングを見て議会のほうにお示しさせていただきます。

そして、また今経営強化プランを基に地域の基幹病院としてあり続けられるのか、そのようなご質問に対しましては、当然これは南渡島というその2次医療圏に対して、森町にあるこの病院が今までもこれからもそうですけれども、責任をやっぱり負っております。具体的なお話をこの場でご説明するというのはなかなかちょっとあれですけれども、やは

りこの基幹病院としては町内の皆様、近隣町内外の皆様が町外の医療機関、そしてまた町内の関係、医療介護機関とのハブ、結節点としてこの基幹病院は存在しておりますし、その責任を持っていると思います。そういう面では救急医療、それを町外の大きな病院につないで、そしてまた回復期に戻ってきて在宅に回帰させる、そういった役割を持つ重要な基幹病院であります。そういった責任を医療サービスの向上と経営の改善に向けて具体的に院内の体制を整えるために私は経営統括監を登用させていただきました。彼が令和6年度の中で行ってきたこと、その様々に関してもこれから議会の中でご説明させていただく機会をいただけるのであれば、それは説明させていただきますが、様々な課題を解決しながら町外の医療機関との連携、そしてまた介護機関との連携を進めるための素地をこの1年間通じて統括監の下、院長の下でもございますけれども、しっかりとつくってまいりました。そういったこともこれからの病院の在り方、様々な町民の皆様からの不安、そしてまた不信につながらないような説明の内容としてしっかりとお示ししていかなければならないと考えております。改めまして、私の責任の在り方、それをどういったもので示すのかということに関しては考えておりますし、それは曖昧にせずしっかりと議会の皆様、町民の皆様にお示ししてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 町政運営等についてを終わります。

以上で議席1番、伊藤昇君の質問は終わりました。

11時20分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4、小中学校において地域課題への取組について、森町の今後の教育について、議席8番、千葉圭一君の質問を行います。

初めに、小中学校において地域課題への取組についてを行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

小中学校において地域課題への取組についてお伺いします。文部科学省より全国学力・学習状況調査の分析において、総合的な学習の時間で探求のプロセスを意識した学習活動に取り組んでいる児童生徒ほど各教科の正答率が高い傾向にあり、探求的な学習活動に取り組んでいる児童生徒の割合が増えていることなどが明らかになっています。森町でも総合的な学習時間には各小中学校で主体的に取り組んでおられると聞いております。さらに、A Iドリル教材が導入され、教科の学習面ではいつでも、どこでも予習、復習ができ、学習した情報が担任の先生にも分かる仕組みなど、すばらしい機能がプラスされ、活用の仕方すばらしいと聞いております。

一方で、急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じています。そこで、各教科の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見、解決や社会的な価値の創造に結びつけられる資質、能力の育成が求められていると思います。森町としてどのように取り組んでおられるのかお聞かせください。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

議員ご質問のとおり、森町でも各小中学校において各地域の実情や児童生徒の実態に応じた総合的な学習の時間が展開されています。総合的な学習の時間では、教科の学びを基礎とする横断的な学びが行われます。例えば一例を示すと、社会科で学んだ知識とアイパッドを活用したＩＣＴの技能、これらを組み合わせ訪れた事業所で自らの疑問に基づいたインタビューを行い、得た学びを整理し、発表するなど、より深い理解や新しい視点を獲得する事業が行われています。森町の各学校において発達段階や児童生徒の実態に合わせ、狙いを持った教科横断的な学びや探求的な学びを通じて資質、能力の育成が行われていると把握しています。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○８番（千葉圭一君） 今の小学校６年生の年齢って12歳だと分かります。中学校３年生でいくと15歳です。皆さんのこの自治体に関わる年齢が18歳ですよね。では、小学校６年生の12歳で８年後には選挙権を持つのです。15歳の中学生は、３年生は３年後には選挙権を持つのです。私は、今の児童生徒たちにも自分たちの未来の森町を考える機会が必要だというふうに考えております。それには先ほど教育長がおっしゃったように今まで授業で学んだ知識とか情報、そしてＩＣＴですか、というようなものを情報収集などの仕方を利用して地域の課題は何なのか、その原因は何なのか、解決するためにはどうしたらいいのかなど児童生徒同士の話合いの活動を通して自分たちで地域課題を明らかにして解決するための考えを表現していく機会が必要だと考えます。教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

確かに例えば10年後、20年後、この時代において今の学校で目の前にしている子供たちというのがまさに社会の担い手ということになります。いずれ社会の担い手になる意識というのは、私も研修等で触れている、触れるようにしております、その子供たちのアイデアとか、それを生かすべきだというようなご質問と思います。地域の実情について、例えば高校生がグループワーク等で課題を見つけたりする取組は既に行われているかと思いますが、中学生、小学生の段階で、では地域の課題は何かという全体的なテーマではなくて、現在行われている範囲とえば、先ほど申し上げた総合的な学習の時間等を使って、あるいは道徳の時間と関連させて地域と直接つながるということが過去から見ると増えているところです。したがって、その中で学習の一環として先ほど申し述べたように整理、発表する中でこういうことが分かった、こういうふうにすればいいということが具体的にもう提案として中学生から聞かれたりしています。ただ、それがまだ一般的に表さ

れているかという、その授業の範囲内で終わっているというのが現状かと思います。議員ご指摘の点については、今後非常に大切な点だと思いますし、もちろんまだ選挙権がない子供に責任を持たせるということもまだできませんので、ただ授業の中でそういう地域の課題なんかを洗い出すということについては、今後も授業の中として当然あってしかるべきだと思いますし、そういうことについて学校にも啓発していきたいと思います。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 教育長も既にご存じだとは思いますが、ここ数年で渡島、檜山とか道南地域、または全国にわたって児童生徒の自らが地域課題を考えて、その解決等の考えを表現する機会が増えてきているというふうには私は感じます。そういった事例は北斗市とか函館市とか、いろんな道南の各自治体でも既にそういう児童たちの発表の場、表現する場が増えてきている。主役は、やっぱり子供たちなのです。別に責任を押しつけるわけではなくて、そういった子供たちの発表の場を聞ける、大人がその夢を実現できるかどうかともまた私たちの仕事ではないかなというふうには思っております。

教育長がおっしゃっていた森高は既に取り組んでいますよね。地域社会の未来をつくる、主体的に課題を発見する力、多様な他者と協働して解決する力をつける、そんな学校づくりを目指していると森高はうたっています。ですから、その高校に行く段階で中学校、小学校、児童生徒たちにもそういった継続した力をつけさせるという意味ではぜひ、今教育長がおっしゃったようにその授業の中で取り組んでいくというのは、それは大事です。取り組んでいくことで先生方にとっても貴重な経験にもなりますし、それをさらに表現する力、学校の中で発表する、教室の中で発表するというよりももう一歩進んで地域の皆さんに発表する。地域の皆さんは、子供たちってこういう未来を考えているのだな、こういう解決方法を考えているのだなということを認識して、それで一体となれるのではないかなというふうには私は考えております。もちろん各小中学校で学習時間とかというのはどういうふうに取り組むかは学校長、各学校で任されているというのは存じ上げていますけれども、改めて教育長からそういった地域課題に取り組める総合授業に取り組んでいただけるようにご提案してみる価値があると思いますが、再度教育長のお考えをお聞きします。

○教育長（毛利繁和君） ただいま議員から貴重なご意見頂戴したと思っています。

まず、最後におっしゃっていた、もちろん学校長の権限で教育課程というものが出来上がりますので、その時間の範囲内でできるかどうかというのは、これは学校長に委ねたいなというふうに思います。その教育課程外の時間、任意ということになりますけれども、例えばおっしゃるように各地で子供と議員さんの交流があったりということは随分最近見られるようになりました。本町でもそういう機会が創出できれば、それは興味深い取組になるのではないかなと思います。それから、既に今年度行った事例としては、町P連の取組で町のPTA会長さんとか、高校の校長さんとか、町長さんとかと中学生がパネルディスカッションを通して直接質問したり、受けたりというような、そんな機会も既に創出されています。いろんなアイデアの中で具体的に町民の皆さんとこういう意見交換ができる

場というのは、これからも引き続き機会を捉えてやっていただきたいという気持ちは持っていますので、校長先生の考え一つというところもありますけれども、そういう話はしていきたいと今後も思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 小中学校において地域課題への取組についてを終わります。

次に、森町の今後の教育についてを行います。

○8番（千葉圭一君） それでは、続きまして森町の今後の教育についてお尋ねいたします。

令和7年度教育行政執行方針の冒頭の中にいろいろな場で異なる価値観を持つ多様な人たちと対話を行い、互いの発想や新たな発想を受け入れ、協働の姿勢で課題を解決する体験を重視し、人々が成長し、潤いのあるまちづくりを目指すことが大切ですよと書いてありました。令和6年度にはなかった対話、協働、体験などの言葉が入っていました。私自身は、とても新鮮さを感じました。

そこで、今後の森町の教育についてお尋ねいたします。1つ目として、砂原地区についてさわら小学校及び砂原中学校の義務教育学校化を検討していくとの方針ですが、何年度の開校をお考えなのか、校舎をどちらにするのか、また残された校舎の使い方はどのようにするお考えなのか、分かる範囲で結構ですので、お聞かせください。

2つ目、森町特色ある学校づくり推進事業についてですが、この事業とは学校長の裁量による予算執行により学校の自立度を高め、より特色ある学校づくりを促すと書いてありますが、5つの対象事業の内容を具体的にお聞かせください。また、内容は各学校でお決めるのでしょうか、そのテーマや活動内容や成果などを町民が知る機会をどのようにお考えなのかお聞かせください。

3つ目、森高等学校への支援体制についてですが、森高に魅力化を図る事業に対し支援していくとありますが、町長が発信している特色ある森の高等学校魅力化プロジェクトに関わっていると思いますが、具体的にどのようなプロジェクトになるのでしょうか。お聞かせください。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

具体的に3点の質問いただきましたので、1点ずつお答えします。まず、1点目に関しですが、砂原地区の小学校、中学校を義務教育学校化していくかどうかについてです。このことは今後地域の意見をお聞きしながら検討していくという形式を取りたいと思っていますので、現時点で想定している点はございません。

2点目ですが、森町特色ある学校づくり推進事業についてです。このご質問にある5つの対象事業というのは、児童生徒の教育活動の充実に資する事業、地学協働の推進に資する事業、教職員の研修、研究等に資する事業、保護者の研修、研究等に資する事業、学校長の経営ビジョンの実現に資する事業としております。具体的な事業や内容については、各学校で決定いたします。なお、事業を実施した学校の活動内容等につきましては、年度

末までに町民の皆様にもご参加いただいた中で報告会を実施したいと考えております。

3点目の森高等学校への支援については、北海道森高等学校振興会へ補助金を交付し、森高校の魅力をアップするために様々な事業を実施しております。高性能パソコンを導入したり、通販サイトを運営するヤフーが講師を務め、地域の資源を使いD Xを活用した商品開発と販売戦略を指導する人材育成プログラムを実施しているほか、本年度はもりまち桜まつりで生徒が作成した木製コースターの販売、食K I N G市や札幌のオータムフェストで生徒が商品開発したカボチャワッフル、トマトジャムの試食会を実施し、森高校生の活躍を広くPRできたことから、令和7年度予算では町行事への協力や商品開発費などの対外活動費を増額しております。また、北海道森高等学校振興会補助金以外では、元プロ野球選手の地域おこし協力隊が森高等学校の野球部復活に向けて取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） さわら小学校、砂原中学校の義務教育学校化は、今後地域の皆さん方の意見を聞きながら進めていくというお話がございました。ぜひもし進められるのであれば、既に義務教育学校になっている学校からも情報収集したり、改善点があるなら改善をして工夫していったどの義務教育学校にも負けない教育を実現できるような環境を取り組んでいただきたい。児童生徒はもちろんそうですけれども、保護者や現場で働く先生方、教諭の皆さん方にもぜひ不安のない進め方をしていただきたいなというふうに考えております。

さて、先ほどの森町特色ある学校づくり推進事業で文言というのですか、どちらが正しいのかちょっと確認をさせていただきたいと思います。全員協議会資料では、児童生徒に応じた教育課題への対応が目的になっています。でも、執行方針では児童生徒の関心を高める教育課程の編成となっております。これって本来はどちらが正しいのかちょっとお聞かせください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

1点目、砂原地区の義務教育学校化の検討の点ですけれども、議員のご意見参考にしながら視察、あるいは情報収集、こちらについては既に始めているところです。それから、どこにも負けない学校というよりは砂原地区にふさわしい、そんな義務教育学校を考えることができるかどうか、これを地域の皆さんと話ししたいと思っています。

2点目、児童の関心を高めるという文言と、それからもう一つが……

○8番（千葉圭一君） 児童生徒に応じた課題の……

○教育長（毛利繁和君） これには正しい、間違いはちょっと私のほうでは捉えていません。関心を高めることという方向の話もございますし、応ずるというのは一人一人に応じたというようなことに結びついていきますので、実態に応じてさらに児童生徒が関心を高めるというようなことと捉えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○8番（千葉圭一君） 言葉のやり取りというのはすごく難しいのですが、教育課題への対応というのと教育課程の編成という文言では、やっぱりその5つの事業に対してどう進めるかが全然違う方向で見えてしまうのです。最後には、この特色ある学校づくり推進事業って子供たちにとって当然いい影響というか、いい事業というか、そういういい教育になるべきものだと私は考えています。だから、あの5つの事業が今後年度末に発表、報告されると聞いておりますけれども、結果子供たちがどうだったのかということも必ず付け加えておいていただきたいなというふうに私は思っております。改めて、そうしますとその5つの事業が授業に反映されるとしたら、具体的にどのような授業に反映されていくのか。5つあるので、1つずつ例えばこういうのがこういう事業だよというふうにご説明願えれば今町民の皆さん方にも、また保護者の方々もご理解できるのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（毛利繁和君） まず、文言の整理のところですが、教育課題の対応と教育課程の編成というのは同じレベルにならないのではないかとということで、もちろん違う意味合いだとは思いますが、教育課題の対応を含んで今必要なことを具体的な形に表すのが教育課程です。ですので、この向かう方向というのは決して相たがわぬものというふうに捉えていただければ幸いです。

それから、議員が途中おっしゃったとおりで最後子供たちにとってという、このキーワードは絶対必要です。そもそもが5つ目に挙げた学校経営ビジョンの実現に資する事業とありますが、この経営ビジョンについては各学校の校長が最終の目的を子供の姿として捉えて学校のデザインをしている、そういう状況に今森町はあります。したがって、その子供の姿に向かってどんな目標で、どんなことをしていくのかということが校長先生方それぞれ描いたものがありますので、そこに合致するものについては基本この事業を使ってより充実させていただきたいというふうに思っています。したがって、そのビジョンに登場する、最初の4つありますが、これについてはちょっと今私が例えばというと、それがそういうことというふうではなくて、もっと幅広く校長のアイデアを募りたいというふうに思っています。こちらで枠をはめるというか、そういうことをせずに子供の成長を願ってどんなことをするために、どうお金を使いますかということをもまずは校長先生方に示したいというのが私の考えです。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 森町の今後の教育についてを終わります。

以上で議席8番、千葉圭一君の質問は終わりました。

昼食のため、午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、5、地域の人口減少と農業政策について、議席12番、東隆一君の質問を行います。

○12番（東 隆一君） 通告に従いまして質問させていただきます。

地域の人口減少と農業政策について。昨年10月、町長選において2期目の岡嶋町政も早くも5か月になろうとしています。当町においても人口減少、高齢化社会は避けられません。財政の土台となる1次産業、2次産業にも影響が出ています。一部地域においても人口減、高齢化、後継者の成り手不足で持続可能な農業が大変になろうとしているのではないかと。町長は選挙でマニフェスト2024（新たな挑戦）、また決意2.0の中で森町の未来について記載していましたが、農業について3点ほど伺います。

1、濁川地区を新規就農指導特区とありますが、どのような内容なのか。

2、旧濁川小学校校舎の活用について。

3、H A C C P対応の屠畜場誘致について。

以上、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

私の新たな挑戦、決意として2期目の農林業につきましては、自律協生、エンパワーメント、町民主役日本一のまちづくりを念頭に置き、農林行政を取り進めてまいります。農協政策の1点目につきましては、濁川地区に営農指導、就農体験、6次産業化、適地適作試験などを指導する営農指導対策センターを官民連携で設立し、新規就農等のトータルサポート体制の構築を実現するため表明したものでございます。

2点目は、先日の新規就農者等のトータルサポート支援だけではなく、共に地域の未来を支える集落の一員として迎え入れる環境整備も重要と捉えています。このため、休校している濁川小学校の活用を含め検討してまいります。

3点目は、官民連携のスキームを活用しながらH A C C P対応の屠畜場を誘致し、肉牛も含めた森町畜産ブランドのさらなる確立と宣伝、町内生産農家の事業拡大と収益増を後押ししたいと考え表明したものでございます。

いずれも地域の特性やニーズ、課題に対しても町独自の施策を提案し、取組を推進するほか、企業の参入や新たなビジネスモデル、未来への投資を促進させて地域経済の活性化、好循環を図ってまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○12番（東 隆一君） 再質問させていただきます。

今町長おっしゃったことよく分かりました。それについて濁川地区におきましては町長もご存じのとおり保育所、小学校と地域においては交流の、また希望の光が立て続けに閉所、閉校になっております。人口はこの10年間で濁川地区は90人弱の減少、また高齢化も著しく持続可能な農業も危ぶまれています。2期目の町長の強い思いが感じられるマニフェスト2024、また決意2.0です。森町の未来についてということで記しておられます。この地区におきましては、多分大変タフな場面がたくさん出てくると思いますが、全国的に成功例を見ても地域に丁寧に説明をして一体感が欠かせないと考えます。心強い決意が地域へのメッセージになると思いますが、スピード感を持って進めていっていただきたいと思いますが、もう一度そのところ決意を。

それともう一つ、実際に濁川地区の新規就農指導特別区というのをもっと具体的に地域の方に分かるように発信していただければ地域に強いメッセージになるのかなと。地域のメッセージになるというか、地域の方にアピールができるのかなと。そのところ一応私が今言ったのは、町長のマニフェストの中に書かれたQRコードの中に入っていた部分を私が今質問しているのですけれども、実際に紙媒体しか見ていない方もいらっしゃいますし、そのところを今質問していたのですけれども、もうちょっと詳しく説明していただければ。よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員のご質問の中で特区という表現でご質問いただきました。特区というところは、国の政策特区という位置づけ、制度等もございますけれども、地方自治体のこの森町において特別な区域ということで私は位置づけ表現させていただきました。当然地方自治体における様々な権限の中で国の特区レベルのそういった政策というのはなかなか難しいものがあるのかなとは思いますが、やっぱりこの地域の現状に即した、例えば先ほどの濁川小学校の活用ですとか、営農指導対策協議会をもととしたそういった新規就農、試験圃場等々を濁川地区に政策的に、これは当然議会議員の皆様の予算を必要とするものであればこれは上程をし、ご審議いただいて、そしてまた承認いただくというプロセスは必要になるのですけれども、そのような政策的な予算資金を重点的に農業政策に対して濁川地区に入れていく方向性であるということを特別区ということで表現させていただきました。具体的な政策としては、これからはそうですけれども、以前からやはり濁川地区に関しましては、あそこは地熱発電所の副次熱というか、そういった熱を使ったハウス、施設園芸のトマト、キュウリ等の生産農家さんもいらっしゃいますし、トマトに関して言えばこの渡島管内では非常に生産量に対してたくさん大部分を占めている、そういった地域でもあります。様々なことを勘案しながら、濁川地区だけということではないのですけれども、農業政策、新規就農、様々な課題に関してはほかの地域、当然森町全土に対して、砂原も駒ヶ岳も全部含めて同じ課題がございます。そういったところにまず試験的な政策を

実施して、そしてロールモデルを活用して森町地域全体の農業政策として広げていくと、そのような内容というか、そういった政策これから展開していくと、そのように考えております。

地域への説明というところでもあるのですが、これもこれからという話ではなくて以前からとある農業団体の集まり1年に1回、2年間くらいにわたって濁川の地域で実施させていただきました。地域の農業者さん集まってみんなで囲いあってこれからの農業どうしていったほうがいい、こうしていったほうがいいという座談会をやらせていただきました。その中でも濁川小学校の活用というところは、私は発信というか、表現させていただきましたし、濁川地域の町内会の皆様に対しても、これは町内会長を通じてではありませんけれども、しっかりとこういう意思で廃校、閉校になった休校状態にある今の濁川小学校の活用に関しては積極的に考えているというところは今までも説明させてきていただいております。今後、私も担当課と農業政策、新規就農、様々なことに関して一緒に取り組んできました。その中でやはり一番課題になっているところというのが営農指導体制が私は一番の課題、そしてまた一番最優先で構築していかなければならない部分だなと思っています。現に農業士、指導農業士という資格を持った皆さんもたくさんおられます。しかしながら、実態というか、実際一度皆さんに集まってもらったこともあるのです。そうしたら、同じ資格を持っているのだけれども、今日初めて会ったみたい、そういう方々も結構いらっしゃったのです。ですから、農業士、指導農業士の皆さんのお力添えもいただきながら、しっかりと彼らの経験、そしてまた今までやってきた農業、営農に関してのそういった経験、知識もいただきながら営農指導体制には反映していく。そして、また10年、20年くらい前になるのですか、濁川地域には本当町外の方でハウス、施設園芸に関して非常に尽力された方もいらっしゃいます。そういった方々が今町外、道内ですけれども、活躍されている方々をもう一度何かの機会に町内に来ていただいて、それもそういった方々、先生方のお力添え、そしてまたお知恵もお借りして営農指導体制というのはしっかりとつくっていききたいと、そのように考えております。

地域への説明、決意というところでもありますけれども、これは当然濁川だけというところではなくて森町の営農指導体制、農業生産量の維持、さらにはその単価を高めて農業に携わる方々のやはり収益アップというか、収入を高めていって、そしてまたそれを後世につないでいける、継がせたいって思ってもらえるような、そういった産業振興につなげていくことが非常に大切なのかなと思っています。

何か形あるものをつくった、制度をつくったからというだけでうまくいくというふうには思ってもおりませんで、行政もそうですけれども、地元の農業に携わる方々、そしてみんながやっぱり力を合わせてこの営農体制、新規就農者の受入れ、地域として外部から来る方をどう受け入れていくかということも含めて、これは総合的に力を合わせてやっていかなければならないと思っていますので、決意というか、森町全体の農業の未来をしっかりとつくっていくと、そういった決意で今回の公約に上げさせていただいております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○12番（東 隆一君） 再々質問になりますが、地域の方にしてみれば何かもっという頃から、どういう形でやるのかと、可視化みたいなのはです。2.0というのは2.0が最終章、今が1でしたら2.0ということが最終目的だとなればそのところ1.5、1.6と、そういうふうに順番に上がっていくのだと思いますが、そういうところ幾らか可視化というか、スピード感を持ってやっていただければ、地元の方も取り組み方が変化してくるのではないのかなと。そうしたときにやっぱり一体化になるのではないかなと、そこが一番大事だと思いますので、そのところ具体的にこういうふうにするのだというのはまだ時間的にはちょっと今すぐには答えられないと思いますけれども、スピード感を持って迅速というか、そういうふうに向かってやっていただきたいというふうに思いますので、もう一度地元のほうにアピールするみたいな形で言っていただければ、地元の方たちもそれなりの心積もりが出てくるのではないのかなというふうに思いますので、もう一度そのところ力強くお答えいただければありがたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

いつ頃から具体的なものはどうなのかというお話、ご質問でございました。認識としては、まずやはり人です。先ほどお話しさせていただいた指導農業士、農業士の皆さんの件もそうですけれども、今実際来年度上程させていただいております予算の中で外部からの人材を招聘して地域で活躍、活動していただけるための予算を上程させていただく予定であります。その中でも今この場で具体的なお名前というのはちょっと挙げるのは差し控えるのですけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり地域になじみのある、そういった方に来ていただけるのかどうかというところは、まだこれからの話でもあるのですけれども、そこ実際交渉で進めております。地域おこし協力隊制度等も活用し、今外部から本当に国のお金を活用させていただいて、人材を招聘、確保する、そういった方策もたくさんございます。人をまず呼んで、それで地域に対してその人が活躍する、活動する場をこういうふうにつくっていくというところを地域の皆さんと一緒にお話しさせていただきながら進めていければいいのかなと考えております。なかなか具体的なお話はできないのはちょっと心苦しいのはあるのですけれども、まずは人というところから進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 地域の人口減少と農業政策についてを終わります。

以上で議席12番、東隆一君の質問は終わりました。

次に、6、市町村マスタープラン作成を、奨学金支援の拡充を、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

初めに、市町村マスタープラン作成を行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして質問させていただきます。

多岐にわたる建物において将来の在り方が問われております。再建、再編、統合などの諸問題に対し、町の展望や将来像が見えないまま都市計画を推進していくべきではないと考えます。

市町村マスタープランはおおむね20年の都市計画を策定したのですが、平成14年に作成し、令和4年には終了しております。合併後20年たち、新たな森町の形をつくるためにも町の考えを町民に示す必要があります。

まちづくりの理念や都市計画の目標の提示を行い、全体構想の中で目指すべき姿と実現のための主要課題の洗い出しをし、整備方針の決定をしていくことが必要と考えますが、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

森町の都市計画につきましては、昭和25年に策定され、今日まで市街地の形成、良好な町並みの形成を担ってきております。森町都市計画マスタープランの改定については、現在進行している複合施設の建設、ＪＲの並行在来線の動向、道の駅の再建の動向等々を踏まえ、必要に応じてマスタープランの改定を検討しているところであります。今後人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世帯にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。こうした中、医療、福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、立地適正化計画の考えで進めていくことが重要であると考えております。森町都市計画マスタープランの改定に合わせて立地適正化計画の策定を検討し、より住みやすい快適な生活が送れるまちづくりをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） まず、都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2に定められた都市区町村の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画書であり、おおむね20年後の将来を見据え、長期的な展望に立って都市の将来像を実現するためのまちづくりの方針を示すものであるとなっております。そして、市町村が創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来像を確立する基本的な方針です。そこで、この合併前の森町が作成をして、令和4年で終了しているマスタープランが生きているで、2年前に1度これ質問させていただいているのですけれども、そのときにはそういうお答えが返ってきていました。その行政の姿勢に問題があると考えます。このたびの複合施設整備の基本構想策定に当たり、基本方針の中で上位関連計画との整合の整理をしますとなっておりますが、その中でこの令和4年終了の市町村マスタープランも上位関連計画で位置づけられております。当然旧砂原の町民は知りません。旧森町町民も知らない、もしくは忘れた町民も多いと思います。新町誕生20年を記念するのであれば、イベントばかりではなく新町のこれからの20年について官民協働で町の将来像をつくり上げていくこそが、そしてマ

マスタープランとしてまちづくりを町民に浸透していくことが必要だと思います。

例えばこれから多くの公共施設の再建、再編、統合においても目指すべき将来像も決まらないまま、そして町長の執行方針の中でも基本としている第2次森町総合開発振興計画の中の人口目標は2027年に1万5,000人です。このままでまちづくりをするのか、また森町まち・ひと・しごと創生推進計画で2020年度に作成された森町人口ビジョンにおいて国立社会保障・人口問題研究所は、今から15年後の2040年の推計人口は7,970人としております。さらに、2060年には3,853人に減少すると推計しております。何を見据えながらまちづくりをするのかでかなり違ってくると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今回の一般質問でご質問いただいた都市計画マスタープランのお話を皮切りにお話を聞かせていただきまして、いろいろと聞きながら考えさせていただいておりました。複合施設というキーワードも出てきまして、これからほかの議員さんからも一般質問の中でご質問いただいて答えていく内容と少し重複してしまう部分もあるのかもしれないですが、議員おっしゃるとおり行政ですので、計画にのっとって進めていくというところにおいては一応というか、令和4年度で区切られている都市計画マスタープランを参照にして今これから建てるものを計画する、それは正しいのかどうかという多分投げかけであるのかなと思います。現状としては確かに令和4年度で都市計画マスタープラン、これから、2028年度から開始する第3次森町総合開発振興計画策定に向けても本当に様々な計画の見直し、そしてまた人口ビジョンのお話もございました。認識としては、当時の人口ビジョンより数段早いレベルで人口減少が進んでいると私は思っております。そういった中においても今複合施設のその計画の在り方、どのようにやっていくべきものなのか、そしてこういうやり方はいかなものかという投げかけもたくさん議員の皆様からもいただいているところでございます。今現状としては前に進むべきところまでは前に進め、それと併せて第3次森町総合開発振興計画、その計画に合わせて様々なことを見直していく、そういうタイミングにあるのかなと思います。しかしながら、これは複合施設だけではないのですけれども、やはり現状として耐震性がなく、非常に利用に適さない、そういった危険なところを現状でも使い続けているという、そういった現状も併せてできるところまで時間を短縮して進めていかなければならない、そういった現実もございます。そういった点も含めまして、繰り返しになりますけれども、進めれるべきところまでは進め、当然いろいろなご意見はあると思います。議会議員の皆様のご意見もそうでございますし、町民の皆様からの意見交換も当然そうでありますけれども、そういった要素に関してはしっかりとこれからも進めて、その要素を取り入れながら進めていきたいと考えているところであります。

今後ご説明の段階で本当にいろんなご意見をいただくと考えております。その点で踏みとどまるべきところは踏みとどまり、しっかりとご意見を反映させていただくべきところはいただくべきところで、当然これは私たちからもこういった現状がある、こういったと

ころで進めさせていただきたいという主張、また意見等は発信させていただきたいと思
います。そういったものを総合的に考えながら進めていくのが現状では大事なのかなと思
っております。ご指摘の点もそのとおりであると重々考えますので、その辺の内部的な補正
もしながらしっかりと進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問はありますか。

○7番（斉藤優香君） 再々質問させていただきます。

私先ほども言ったように、これ2年前に1度質問させていただいているのですけれども、
そのときはちょっと前向きなのかなと思ったのですけれども、結局策定されぬままこの基
本構想にいつているのです。町の考え方や計画策定について疑問があるので、やはりこの
市町村マスタープランの質問を今回もさせていただきました。このたび先ほど町長からも
お話があったように、複合施設整備の基本構想策定において市町村マスタープランは上位
関連計画に位置づけされておりますので、その整合性を複合施設調査特別委員会、議会で
やっているものなののですけれども、そこにおいてお尋ねしましたところ、森町複合施設整
備基本構想は町が策定している様々な、いわゆる計画とは異なり本構想の位置づけや上位
計画などの相関関係は現段階ではありませんとの回答をいただきました。では、何を基に
この基本構想はつくられたのか。無論、委託業者が作成したとしても町が各計画を踏まえ
て依頼し、内容を精査し、それに基づいての基本構想であるはずで。そして、これから
基本計画に移る、つくるときには基本構想がもともになるはずだと私は思うのです。町の上
位関連計画と関係なくつくられたということになるのでしょうか。そして、さらに新たな
マスタープランを作成し、その計画にのっとったまちづくりが必要ではないかとお尋ねし
たところ、公共施設を集約化したいと考えているので、第1候補の森川民地の取得がより
具体化となった段階で改めて検討していきたいとの回答でした。基本構想の中での施設規
模は大変大きなものでした。現施設の床面積、これから人口は先ほども言ったように減っ
ていくだろう、現状維持は可能かもしれないのですけれども、これ以上増えていくとい
うことはないのではないかなって思うのですが、現施設の床面積よりも4,000平米ほど大きい。
何かちょっと調べたらスーパーにすると4店舗ぐらい、コンビニにすると40店舗ぐらい大
きい。それを、基本構想の中のをそのまま建てるということはないのですけれども、町民
説明会の中でもその規模であそこの森川民地の中に、町民説明会の中にも地図に載って
いました。なので、そのまま進めていくとなると建物を建ててから将来像を考えるとい
うことになるのでしょうか。まちづくりの理念や都市計画の目標のないまま再建、再編、統合
を進めていくのでしょうか。市町村マスタープランを町の魅力発信に使い、町内外にアピ
ールしている町もあります。町長はいかがお考えでしょうか。所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今後の森町の方向性、今森町の置かれているまちづくりの現状、またこの公共施設等も
含めて集落、そして町なかに何が、どのように配置されていて、それが課題が今後どのよ

うに動いていくのかというところに関しては非常に複雑なものが絡み合っている、そういう状況であると私は認識しております。議員お話しのとおりマスタープランをまちづくりの魅力として外部に対する宣伝として使っている町もあると、私もそのように認識しております。現状としてはこのまちづくり、森町として現状とても広く、ご承知のことだとは思いますが、部落がいろんなところに点在していて非常に幅広く町並みがまちづくりとして展開されている、そのように捉えております。先ほど適地適性というところのお話もさせていただきました。マスタープランを活用して町内にそういった魅力を発信していくという、その前段階に私は、まずこの老朽化したインフラ、公共交通網、そして上下水道、本当に様々な老朽化しているものをこれからどうやって再編、集約していかねばならないか、そういったことも非常に考えていかねばならないと思っております。そういった面では、非常にこの計画をつくる上でいろんな方々のご意見を聞かなければなりませんし、町並みがどうあるべきかということだけにとどまらず、本当にこれからまちづくりどうやっていくのだ。学校の在り方から子育て政策、高齢者政策、本当幅広くいろんなこの政策を町民の皆様と一緒に膝を突き合わせながらつくっていかねばならない。それは当然100%町民の皆様が満足のいく、そういったもの、満足のいくという言い方はちょっと語弊がありますけれども、いろんなところを我慢しなければならない。だからこそ新たな面に打っていける、そういったやり取りを町民の皆様としていかねばならない、そういう現状であると思います。それを検討していく上では、やはり様々な計画ございます。マスタープランもそうですし、まち・ひと・しごとそうです。その最上位計画にある総合開発振興計画、私はその策定の中で同時に様々な計画の整合性を図って、総合開発振興計画の中で、町民の皆様と一緒に最上位計画をつくり上げる中で方向性を見いだしていくのが現時点のスケジュールとしては非常に正しいところなのかなって思っています。そういった中で先走って、では公共施設をどうする、こうするということをどこまで進められるのかというのは、これは本当に議員の皆様もはじめ町民の皆様からのご意見、そして我々が持っている行政としての課題というものをいい、悪いではなくてしっかりと突き合わせて進むべきところまでは進めるべきであると私は考えております。

今回ご指摘いただいた整合性を必要とするその計画に関しましては、確かに委員会のほうで答弁させていただいたと思いますが、ある程度の差分というか、不整合な部分というものもご指摘される可能性がこれからあるのかもしれませんが、そういったものも可能な限り修正させていただきながら、どの辺までやれるかというのを同時に進めていく必要が私はあるのかなと思っています。今お話しさせていただきました2つの必要点、それはご理解いただいて、一方的に進めるという話ではございませんので、それはしっかりと皆様方からのご意見をいただいて、進めれるべきところまでは進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 市町村マスタープラン作成をを終わります。

次に、奨学金支援の拡充を行います。

○7番（斉藤優香君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

奨学金支援の拡充を。現在森町では森町教育振興育英会奨学金を借りた生徒に対し、条件を満たした場合に奨学金返還免除を受けることができるため、故郷に戻り働いている人もおります。Uターン対策としての効果はあると考えますが、まだまだ深刻な人材不足、後継者不足で困っている声を聞きます。

そこで、Iターン対策として奨学金返還支援制度の導入が有効であると考えます。広く人材確保をするため、対象者、補助金と補助期間などの条件を設定して奨学金返還支援をしてはいかがでしょうか。定住対策、空き家対策、担い手対策など町の活性化にもつながると考えます。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

奨学金返還支援制度は、Iターン促進に向けた施策として活用されることにより担い手対策、そして定住対策につながる手段であると捉えております。しかしながら、制度導入には既存施策との相乗効果や連携をどのように図るのか、また森町在住で森町に就業される方や、奨学金を借りずに森町に移住される方との公平性について十分に検討をする必要があると考えております。町では現在北海道と連携してU I Jターン新規就業支援事業を実施しており、北海道の制度に合わせて制度を拡充してきております。今後も北海道の取組と連携しつつU I Jターンの推進に努め、当制度の活用を即してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問。

○7番（斉藤優香君） 再質問します。

令和6年6月1日の時点で47都道府県816市区町村が奨学金返還支援に取り組んでおります。その中でも総務省において就職等による地域に定着する人材を確保するため、内閣官房及び文部科学省と連携し、奨学金を活用した若者の地域定着促進を図るものがあります。それは、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられるもので、そして基金を設置し、しなくてもいいのですけれども、必須ではないのですけれども、当該基金に出捐する場合にはその額については財政措置の対象になります。森町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、先ほども町長がおっしゃいましたU I Jターンなどのその事業の中に当てはまるのではないかと思います。ぜひ基金を設置してしっかりとまちづくりを進めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

国の制度を活用して交付税措置ですとか、財源の裏づけがある様々な制度を活用して当町の施策に織り交ぜていく、その考えは私も議員と同じでございます。今後様々ないろいろな政策を考えていく上では、まち・ひと・しごと掲載の対象事業となるというお話もありました。有効であると私も考えております。そういった中で、これは本当に非常に考え

方としては難しいところでもあるのですけれども、まずは財政措置がある、そしてまたこの当町において働く、生活していくというところをしっかりとどういう形で提供できるのか。若者、もしくは移住者、そういった方々にどのように提供していけるのかというのが私は非常に課題となるのかなと思っております。担い手の確保という点では非常に、例えば資格を取るために奨学金を借りて学校に行って、それのお礼参りに何年間は地元に戻ってきなさいというような、そういった制度というか、仕組みもあったりもします。前向きに活用はさせていただきたいと思いつつも、現状はその3年間のお礼参りというか、そういったものになってしまっているという現状もお聞きしております。3年間、5年間取りあえずいて、あとはまた違うところに行く、そういった現状も多々聞いているところがありますので、非常に議員のお話の点に関しては有効な政策として今後考えていきたいとは思いつつも、併せてその裏側としてこの地で暮らし、生活し、働く、まさに町、人、仕事です。その点を当町の政策もそうですけれども、これも地域の方々とというキーワードが出てきます。そういったことを地域にどうやってつくっていくかというところを今後検討して、併せて行っていかなければならないと考えております。決して後ろ向きには考えておらず、今後はそういった要素も考えていかなければならないと思っております。

当然先日行ってまいりましたフィリピンア克兰州の研修の件についてもそうでありまして、やはり要素としては単純にその収入の面だけではなくて、この地で暮らすことが今後継続的にどう評価していただけるのかというところをしっかりとつくっていかなければならないと思います。その両軸で検討して進めていければと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） ちょっと町長は勘違いされているかと思うのですけれども、先ほど町長がおっしゃった3年間とか5年間とかというのは、返還免除ということだと思うのです。私が言っているのは返還支援なので、本人もお金は払います。返していく、けれども町もそこで援助をしてあげるという政策であります。企業と連携を取ったりもしている町村もあります。近隣自治体でも人材確保のために様々な施策を行っております。

調べてもらったら分かると思うのですけれども、先ほど言ったようにいろんな町がこれに取りかかっております。例えば函館市でも、函館市は登録企業に関して正職員として新規就労する人に奨学金返還支援を行っております。それも日本学生支援機構学資貸与金とか、例えば森町で借りたとかという、この地方公共団体等の貸与資金などを助成金や期間を決めて定めて支援をしています。また、違うまちでは慢性的に人材不足である医療、介護、福祉職場に就職する方に限った支援など本当にいろんなことを取り入れて、そのまちの実情に合った取組をしています。

この奨学金というのは、先ほど町長もおっしゃられたように本当にその後の人生を左右するような、若者にとっては大きな問題で、自分の子供を育てる頃までも返還し続けなければならないようなことも起こっております。そうすると、当然賃金水準の高いところに

流れていくというのは、働き口を探すというのはもう仕方がないことだと思います。そこで、こういう地方は少しでもその手を差し伸べてあげる。そこで、別に受け入れるとかではなくて就職してもらうので、住むところを探してあげればいいのですけれども、用意してあげるとか、そういうことではない。普通に働いてもらうということなのです。

先ほど町長もおっしゃいましたけれども、フィリピンとの連携で働き対策はこれからなるかもしれませんけれども、まずは日本の若者たちに、先ほど山田議員もおっしゃっていましたけれども、若者がいないということは町の存続に関わると思うのです。いかに若者に少しでも戻ってきてもらうか、ここで働いてもらうか、ここを選んでもらうかということ、その選択を少しでも広くしてあげないと、若者たちは戻ってくる選択に森町は入らない。ほかのまちはどうやっています。八雲でもやっています、函館でもやっています。では、そっちに行ってしまうだろうなって私は思ってしまうのです。そこで、日本の若者に手を差し伸べて、そこを町の課題である担い手不足の対策、担い手対策、そして定住してもらう、住みよい町にして少しでも長く定住していただく、結婚して子供も育てていただく、そしてそれは空き家対策にもつながると思います。これは町の問題解決の一つになるのではないかなと思うので、ぜひこの奨学金返還支援制度の拡充をしていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

申し訳ありません。前提として既にうちで、今育英会でやらせていただいているその返還免除というのを前提に今回全て私考えておりました。非常にほかの自治体でも行われていると。返還支援、一部を支援するという話であるのかなと思います。後ろ向きに考えているわけではなく、前向きに考えたいというところであるのを前提として聞いていただきたいのですけれども、やはりそうであっても例えば同じ制度、全部渡島、北海道地域でやりますよって話になったときに、では最終的に何が残るか、何が原因で若者はこの町を選ぶかということが私は本当に非常に大切になってくるのかなと思います。この政策的に経済支援というのは本当様々なことを今までもやってきておりますけれども、私が町長になってから一番最初に始めさせていただいた入学・卒業祝金事業に関しても、もう結構大分いろんな市町で開始されてきております。そして、また保健福祉の課のほうで行っている介護人材確保の政策事業に関しては、もう既にうちが初めにやった事業であるにもかかわらず、それよりさらに規模を大きくして周りの自治体で実施しているところもあります。考えていかなければならないし、制度として負けるわけにはいかないという表現はちょっと適さないのかもしれないのですけれども、考えていかなければならない中で、では最終的に何が残るのか。

何で先ほど私がフィリピンの話をちょっと出したかというと、私が向こうの大学生、大学にお邪魔して会いに行ったときに学生からも単刀直入に言われました。私たち森町に行って何のメリットがあるのですか。私たちフィリピンで学んで世界中に働きに出る予定ではありますけれども、収入のいい国いっぱいあるのです。特に円安ですし、日本国は。何

のメリットがあるのですかということを通訳の方が訳せなくて困っていたのです。何回も学生とやり取りして、英語だったので、私も何をやり取りしていたのかはよく分からないのですけれども、本当に選ばれる立場なのだなというふうにも痛感しました。

重ねてお話ししますけれども、後ろ向きに考えているわけではなく検討していかなければならない政策だと思います。ですが、それと同じくらい大事なものは、彼らに町として経済的なものではなくて、彼らがこの町で若者が活躍、そういったものを発揮するために今いる町民、我々も含めて町民が何を彼らに与えて、どのようにこの門を広げてあげられるか、彼らをどのように認めてあげられるか。町民の意識、我々も含めてみんなが意識をどう変えられるかというのが根本的にはこの問題は非常に大切な点は私は含まれているのかなと思っております。

先ほどの答弁と少し重なるのですけれども、両軸で進めていかなければ、どんどん制度のかぶせ合いに私はなっていくのかなと思います。例えば国がそれを一括して、もう均等な制度として全て国が面倒を見ます、全部国が財源措置しますというのであればまた別ですけれども、今は少なからずともそういう状況にはありません。財源を確保しながら、当然特交措置等々でいろんな制度はあります。ですから、検討するに値するものではありませんけれども、本質的な解決しなければならない課題はもっともっと深いところにあると私は考えております。両方併せて検討していかなければならないというところは私は考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 奨学金支援の拡充を終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

2時5分まで暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7、複合施設に関わる検討事項について、森消防のパワーハラスメント等について、議席6番、野口周治君の質問を行います。

初めに、複合施設に関わる検討事項についてを行います。

○6番（野口周治君） それでは、お尋ねします。

まず、1問目です。複合庁舎の建設は来年度までに基本計画、その後順を追って進めて令和11年ないし12年度に完成させる予定です。

以下伺います。1、複合施設は前提条件次第で例えば必要なサイズが大きく変わります。そうなれば立地や費用も変わります。今町の中核産業である水産業、水産加工業は苦境にあり、働く人たち、関連産業、さらに町内での消費、町の税収、人口などの将来について

不透明感が増しています。一般的に言われる少子化、高齢化や人口の社会増減とは異なるモードでの変動が起きる可能性があるのではないかと考えます。そのような状況なので、複合施設の検討は例えば3年程度休止して町の今後が極端に心配な状況ではないことを見定めてから再開してはどうかと考えますが、いかがか。

ここから2、3、4とありますが、以下3つは今第1候補の民有地と言っている消防とさくらの園の間の民地、畑を中心に幾つかの論点についてお尋ねするものです。これそのものを議論したいというよりも、こういう点について考えることが今の問題を深めることになるという見地からです。このテーマでどんどん掘り下げたいということではありませんので、あらかじめお断りしておきます。

2、建設予定地のうち第1候補の民有地、以下第1候補地と言いますが、について評価額が示されました。ただし、立地を決定するには具体的な費用や時間軸を踏まえてほかの候補地のケースと具体的に比較する必要があります。それらが済むまで土地所有者との交渉は始めるべきではないと考えますが、いかがか。

以下はそのさらに一部になるのですが、3、第1候補地については環境整備に要する想定費用を織り込んで評価するのか。例えば基本構想の50ページに庁舎建設事業と並行してアクセス関係道路の整備も計画的に進めてまいりますとありますが、周辺の道路と下水管路を整備するだけで10億円単位のお金が必要になるのではないのでしょうか。それらも示すのですか。また、現在の役場周辺で整備する場合の手順、これは玉突きが必要になる、仮庁舎が必要になるといういろんなことが考えられる、そういうことです。そういう場合の手順や費用、所要期間も具体的に想定して評価するのか。要は、どうやって比較しようとしているかということについてのお尋ねです。

4、町のにぎわいとの関係で例えば全国で行われている図書館運動、町に立派な図書館をと、子供たちに本を、社会資産としての資料を残していこうと、こういう運動ですが、この運動の中では図書館は独立してにぎわいに近い場所とするべきとの考え方が主流です。人々の生活に近いところ、アクセスが容易なところとの趣旨です。公民館も図書館もカフェスペースも、シャトルバスを運行するなどの対策のそれ以前に第1候補地として現在の町のにぎわいから離れてしまうことそのものについてどうやって評価しようとしているのかお答えください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

第1の候補地として選定した民地に複合施設を建設することについては、現在の中心地から離れることや費用の面など様々なご意見があるため、基本計画を作成するに当たっては第1の候補地で建設した場合と、そして現在地で建て替えした場合を比較できる材料として造成費用や道路改良及びインフラの整備に要する費用の比較資料をお示ししたいと考えております。

あわせて、建物についても予算規模に応じて実現可能な機能などについて比較できるような資料を作成した上で令和7年度中に基本計画のたたき台をお示ししたいと考えており

ます。その上で議会議員の皆様や町民の皆様からご意見をいただきながら最終的な基本計画を取りまとめていきたいと考えております。

町の将来の状況について、不透明感が増しているため3年程度検討を休止してはどうかとのご意見をいただきましたが、町としましては今の状態ですぐに検討を休止するのではなく、基本計画を策定するところまではひとまず進めさせていただきたいと考えております。今後の経済状況や町の財政状況によっては議員のご意見のとおり一旦検討を休止することを考えなければならない状況となる場合があるかもしれませんが、その時々で都度判断させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 柔軟なところに立って考えるという答弁だったと思いますし、かみ合っていると感じますが、公債の話ですが、例えば令和5年度の末から今現在で20億強言わば借金は増えている。その増えた要因というのは保育所もありますし、し尿処理施設の撤去もありますし、各所の冷房の整備もあります。これから先さらに中学校の長寿命化もありますし、ちゃっぷ林館や5号線沿いの道の駅の話もある。それぞれに大きなお金が必要ですし、さらに上水道、下水道をどうするのという話もある。そういう中にありますので、これから町が大きな借金をしょっていく中の話であることが一つ。要は私が言っているのは、リスクテキングのリスクが大きいよねという話です。通常の施策をAかBか決める話と、こういう大きなものをしょうときでは時間軸、選び方が私は変わらなと思っていまして、間違ったときにダメージの大きいものは本当に慎重にやらないと後々困る。早い話が後世の人たちに大変な迷惑をかけてしまうことになる。

現に今現在ここの例えば公債費比率が1割を切るかのところまで持ってくるまでどれだけ苦労したか。これは、過去大量の投資をしたからだとは私は思っています。同じことを今度は町の規模が小さくなっていく中でやるというのは、さらに怖いことだと思うのです。そういう中でどうするのですか。例えば平らな土地は私もあったほうがいいと思うのです。今の畑の土地、ああいうものがあつたら何かあつたときに、例えば大きな津波が来て町を再建しましょう、どこにつくりますかというときにはさすがに必要になる。それはそれで必要でしょうけれども、それとこれは切り離して考えておく必要があると。では、小さくつくることを考えたらどうなるのだろうと。今日答弁の中に恐らく含まれていますが、公民館を持ちたいですが、大きなホールを持つのか、大きな会議室までにとどめて、例えば砂原の公民館も使えるよね、民間の施設もあるよね、どうしても足りなければ外で借りることも含めて考えよう。町としては残念だけれども、我慢しよう、そういうこともあると思うのですが、そういうどのくらい絞り込むことも含めて考えようとしているのかが今の答弁の恐らく抽象的な表現の中にあると思うのですが、片方で先日から報道されている北見のような、まちの財政が破綻して本当にみんなが困るようなことになるのは避けなければならないので、そのトリガーはどこにあるかという、この意思決定のタイミング

にあると思うのです。中身もですけれども、いつ決めるか、どうやって決めるかだと思うのです。改めて答弁お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの答弁で今第2質めをいただきまして、どこがすごく大事なのかというところが非常に絞られたのかなって私も思っています。意思決定のタイミング、これが誰が、どのようなことを条件を判断して決めるのかというところが非常に私は大切なかなと思っています。当然ながら今までもそうでしたけれども、先ほどの答弁でも少しお話しさせていただきましたけれども、ある一定程度のたたき台、私たちは今この段階では基本計画のたたき台という表現をさせていただきました。それを使って当然まだまだお示ししなければならない参考資料、そういったものが必要になってくると思います。その中で今野口議員のほうから財政の話も出ました。公債費と税収のバランスで反比例的に増えていく、そのバランスをどのように取っていくのか。それはまさに非常に大切な観点でもありますし、観点であるというか、そこが一番大事だと私も考えています。その中で政策的な価値、そしてまた抑えるべき経費、そのバランスを誰が、どのように最終的に判断するのかというところにおいては、やはり最終的には私が判断して進めていくということになってしまいうのかもしれませんが、しかしそのプロセスの中においてはしっかりと町民の皆様にお示しする必要があると思います。例えばこれだけのお金がかかれば今後財政はこういうふうに変動していったら、そうなるかとほかに我慢していただかなければならない部分も出てきます。そういった、分かりやすく言えば我慢していただかなければならない行政サービスと引換えにこういったものを得れる。それを町民の皆様がご自身のてんびんの中でどのように考えるか。それをやり方は本当に考えなければならぬのですけれども、町民の皆さんに考えていただくというプロセスは、必ずこれは必要であると思います。しかしながら、非常に難しい問題でもありますし、いや、これでいいというのを町民の皆様が意思の疎通、こうだというふうにはっきり出てくるかどうかというのも正直なところなかなか難しい点もあるのかなと思います。そういった中で、我々も含め議員の皆さん、政治家がこれは責任を持って判断しなければならないというところがこれから出てくるのかなと私は思います。当然ながら、このままでいいわけはありません。耐震もありません。公民館、では要らないのかという話にもなりません。役場庁舎もいろんなご意見はあるのですけれども、耐震性もないし、何かあったときにあそこで働いている状況のままあそこが使えなくなるということがどれだけこの森町にとって最悪な状態になるか、そういったことも想像力を膨らませて町民の皆さんに考えていただかなければなりませんし、そのプロセスを得て政治家である私たちが何かしらの判断をこれからもしていかなければならない、そういったことが生じてくるのかなと思います。現時点では非常に抽象的な表現でしかお話できないというところもあるのですけれども、プロセスとしてなし崩し的に何かこうなりました、ではこうやっていきますということではなくて、しっかりとそこは合意形成、時には賛成、反対が拮抗する場合もあると思います。しかしながら、そういったとこ

ろはこの森町の最終的な意思決定、合意形成の場としてしっかりと意見を組み合わせて議論していかなければならないと私は思っています。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 論点が絞られてきたと思います。3つお尋ねします。

1つ目は、この畑の土地です。これの交渉を今始めるわけにはいかないよねということについては同じ意見、同じ考え方かどうか。つまり複合庁舎用地としてこの土地を買う交渉はまだありませんよねということです。これが1つ目です。

それから、2つ目、もちろん建物が潰れては困るし、そういうことで働く人、町民が巻き込まれるようなことは絶対にあってはなりません。同じように、例えば同じ水準で今の役場下、もっと言うと公民館よりも下のエリアというのは津波の到達地域、これは基準水位と言うのでしたっけ、水面下に入る土地ということに今なっています。今想定している規模の津波のときの話ですけれども。ここは使えないよねということを含めて、やはり安全第一、人命第一で考えていくのかどうか。2つ目。この今の土地を除くというあたりは非常に微妙な問題を含むと私も理解をしていますので、お答えの仕方は委ねますが、物の考え方としてそうであるよねということをお尋ねしたい。

それから、3つ目、にぎわいの場所を離れることへの評価の仕方をどう考えているのか、これについて非常に難しいことを尋ねているという自覚はありますが、今お考えになっていることを教えてください。お願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時23分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず1点、野口議員がご指摘いただいている交渉というところが何を指すのかということ、もしかしたら私の答弁とはちょっと違う部分があるのかもしれませんが、その売買に関わる実際の交渉を進めては今いない状況でございます。ただ、必要最低限な情報交換というか、そういったやり取りはさせていただいておりますけれども、直接買う、買わないというところの交渉に関しては今現在行っていないというのが現状でございます。

そして、また現在の公民館の位置、津波の関係で人命第一に考えなければならない。それはもう当然そのとおりでありますし、今後の公共施設の整備の方針といたしましては、一番に安全、安心、当然その浸水区域にはあってはなりませんし、これから起こり得る、起こる可能性がある、そういったものを想定した防災機能に資するそういったものとして

やはり整備していかなければならないというのは、それは当然のことであると認識しております。

そして、これはにぎわいというところのお話であります。これに関しては本当に私も直接町内の町民の皆様からご意見というか、お話というか、いただいております。今のこの場所に役場があるからこそ、例えばですけれども、用事があって外からお客さんが来たときに、この位置に役場があらからこそ下の大通りにお客さんが御飯を食べに行ってくれるのだよですか、あとやっぱりこの距離に公民館なり役場があるからこそ、その方は来やすいのだという表現をされていました。そういったご意見があるというのは、本当に重々承知しております。先ほどの答弁というか、一つのてんびんがあるとして我慢しなければならないところ、それと引換えに得れるもの、それをどのように判断しなければならないかというのは、私は臆することなく町民に投げかけていきたいと考えています。本当に多くのご意見をいただいておりますし、具体的な答弁にはならないのかもしれないですけども、現状としては私はそのように考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 複合施設に関わる検討事項についてを終わります。

次に、森消防のパワーハラスメント等についてを行います。

○6番（野口周治君） 2問目お尋ねします。

以下、お答えください。大きな1つ目の中です。森消防で一部上司により激しいパワーハラスメントが行われてきたのではありませんか。

2、一部上司が現場の判断や先遣隊、通信員などの進言をはねのけ、またドクターヘリの運用基準をねじ曲げてきたのではありませんか。

3番、業務に必要な被服等を基準どおりに貸与せず、私費で購入させているのではない。業務に必要な大型自動車運転免許を個人の判断と費用で取得させた上、この部分は今回の予算で既に織り込まれているということを確認しました。ですが、提出した質問ですので、そのまま読ませていただきます。取得者の一部に必要な訓練を受けさせなかったのではない。

4、整備業務を不当に低く見てきたのではない。整備の責任者が1人ではなく退職されているという事実に基づくものです。

5、ハラスメントアンケートを行ってきたが、職場環境は改善されてこなかったのではありませんか。耐えられずに退職した方もいらっしゃるのではないですか。

6、これ消防と書いたのは私の誤りだと分かったので、専門学校、救急救命士か何かだったと思いますけれども、同乗訓練の要請を断っているのではありませんか。

7、一部の上司が職場規律を自ら壊しているのではありませんか。

大きな2番です。消防を離れて森町として消防の職場環境をどう捉えて、どう取り組んできたのか、町として。これからどうするのか。

2、パワーハラスメントは森町役場のほかの職場でもあると聞きます。これについてど

う考えていますか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

初めに、消防の部分についてお答えします。議員ご質問の森町消防組織内におけるパワーハラスメント等の実態に関して、今後対象職員への聞き取り調査を行ってまいります。また、令和6年度に消防組織内で行われたハラスメントアンケート調査につきましても回答内容の全てを確認いたしました。アンケート回答内容には、職場環境の改善、業務工程の見直し、上司、部下間のコミュニケーション不足や課ごとの連携の必要性など様々なことを指摘、要望する内容がありました。特に上司の強い言動に関しては、回答内容を確認する限り根本的な問題解決にはつながっておらず、消防行政の運営に支障を来す可能性が高い現状は今後早急な改善を行っていく必要があると認識しております。

ドクターヘリの搬送要請基準の認識につきましては、責任を委ねられている上席としての判断からドクターヘリ運用基準と照らし合わせ、搬送要請継続の有無に関する指示を行っているものと確認しておりますが、外部関係機関から現場の救急救命士の判断で搬送要請の中断を行ってもらいたい旨の進言があったにもかかわらず、その検討がなされていない現状は今後対外関係機関との連携、協働体制の維持継続に支障が生じる懸念があると認識しております。

また、消防職員の被服の状態や業務に必要な資格に関しては、消防職務に携わるために必要なものであり、個人の費用負担を前提とした組織運営は改めるべきものと認識しております。森町消防では職員被服貸与に関する規則を定めている状況ではありましたが、過去に貸与規定どおりに貸与できていないこともあり、傷みが早い常時着用活動服については個人購入していた職員がおりました。先ほど野口議員からご質問の前にご指摘もありましたけれども、改善のため令和6年度公費により職員全員に活動服を貸与しており、今後も切れ目なく継続してまいります。

また、大型自動車運転免許取得についても今までは職員が自費で取得していた現状がございましたが、令和7年度からは公費取得の実施と併せて同等の補助制度の創出を検討してまいります。また、森町消防入隊後に大型自動車運転免許を取得した現職員に対しては一定条件を設け、その費用を遡って負担することも検討します。訓練につきましては、緊急自動車機関員養成訓練マニュアルを定めており、このマニュアルにのっとり免許を取得した職員は訓練を実施することとしております。

6点目のご質問の件については、令和5年に救急救命士要請専門学校で森消防での救急車同乗実習を希望する学生がいたことから、森消防に電話で相談がありました。消防からは個人情報保護、守秘義務違反等があった場合の双方の責任範囲が明確にできなかったことから、リスクを考慮し、一旦お断りをした現状がございましたが、これらについては今後受入れを進めていきたいと考えております。

7点目のご質問にある職場規律に関してですが、職員聞き取り調査の中から一部の職員に職務専念義務違反の疑いがあることを確認しております。消防長が対象職員と面談し、

内容確認と事実確認を行っており、今後しかるべき対処をしてまいります。

次に、森町の部分についてお答えします。職員のパワーハラスメントの防止対策としては、令和2年7月に森町職員のパワーハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、指針と併せて職員へ周知してきたところであります。また、要綱の制定に伴い森町職員の懲戒処分の基準及び審査に関する規定についても改正を行い、ハラスメント行為をした職員に対する懲戒処分の基準を規定しております。これらの要綱等を基にパワーハラスメントの苦情相談を受ける職員を総務課に配置し、相談体制を整えており、要綱制定後には数件の相談がありました。相談があった際には要綱、指針、懲戒処分の基準にのっとり必要な措置を行っております。

また、令和4年度には全職員に対してハラスメント研修を実施し、ハラスメントについての理解と職員が認識すべき事項等の確認をしてきております。

今後については、改めて要綱等の周知徹底を行い、ハラスメントの防止に努めるとともにハラスメントに当たるおそれがある言動が見受けられる場合は、問題を1人で抱え込むことのないような環境構築を進め、全職員が業務遂行の上でのストレスと適正に向かい合える職場環境を整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） この場であまり具体的なことを言うべきではないと考えているので、それは差し控えますが、言い訳が多いと思います。例えば個人情報の保護が云々という話がありました。これは同乗訓練の話ですが、であればそのときに話をすべきです。専門学校の生徒を受け入れないということは何を意味するか。子供の、卒業生の推薦先のリストから落ちます。今幾らでも採用できる状況なんかではないはずです。まして社会に対する責任があるはずです。優秀な救急救命士を育てるという責任が。それを個人情報の問題にかこつけて断ったというのは、私は言い訳だと思います。使命の捉え方がおかしい。

それから、次に窓口もあるし、システムもある。周知もしてきた、具体的な相談もあったということですが、私のような昨日、今日やってきた人間、外から来た人間の耳にまで入るような話が1つ、2つではないです。具体的な名前までくっつけて言ってくれる人もいるし、それを町の担当している部門が知らないはずがない。であるのに、なぜそれが続いているのだという問題だと思いませんか。これは、町の組織として本当に正そうと思っているかどうかだと思うのです。例えば長時間にわたって罵倒する、部屋に連れ込んで1時間どころではない、叱りつけている。課題を与えるけれども、駄目だと言って突き返す。何度でもやり直させる。本来なら指導すべきですよ、上司が。ここはこう考えるのだ。それを部下の責任にしてやり直させるのが自分の仕事なんてあり得ない。こう考えなさいと指導ができないのだったら、それは上司の責任です。できない部下ではありません。そういうことがはっきりしていないのではないかと私は恐れます。さらに、部下が仕事をして、例えば書類でもいいです。その仕事を進めていた結果うまくいかなかったとしましょう。

何が起きるか、おまえのせいだ。冗談ではないです。その書類を持って一緒に仕事をした上司の責任です。私の指導が足りなかったからこんなことになった、ごめんねです。一緒に考えるのです。そういう組織習慣がない部門や人があるのではありませんか。そこを真面目にえぐらない限り、この問題はなくならない。ハラスメントは決して上位者から下位者へだけではありません。管理職からほかの人へだけでもありません。逆だってあります。あるいは、男性だけがするものでもありません。皆さん思い当たると思いますが、そういう問題がたくさんある。別に私は町がその色一色に染まっていると言っているわけではありません。だけれども、これは病気です。治さなければいけません。それを恐れていると、どこまで行っても被害者が出ます。本当に強い組織は生まれません。消防は縦の組織だという言い訳が、これは全国的にあります。だから、労働組合だっけつくらなくなっている。日本がおかしいのです。ILOは勧告しています。警察も消防も労働組合つくりなさい。だけれども、日本の政府はやらないだけ。アメリカやドイツではストライキだっけやっています、警官が。それが当たり前。そうやって自分たちの職場を自分たちで守るし、仕事をよくするのです。自分たちでいい職場をつくろうとしているのをどやしつけて、おまえが言うなみたいなことをやっていたら、それはいい職場なんかできません。そういうことを変えなければいけないと思いませんか。組織としてワーカーを守る、これは人権の問題が片面、もう一面は町民を守ることです。町民の大事な財産です。例えば消防です。消防は町民、私たちの暮らし、命を守ってくれる大事な部門です。それを守ってくれなければ困るのです。

私自身が火災現場で活躍している隊員の方を間近で見たことがあります、森に来てから。本当に一生懸命献身的に。リーダーはちゃんと安全管理をしていることも私は見ていて、なるほど、やっていると思い、救急隊で活動している人も間近で見ました。頭が下がる思いでした。ですが、そういう部門でこんなことが起きているなんてあり得ないです。これは消防だけではありません、繰り返しますけれども。こういうことをきちんとしない限り、強い組織にはならないと私は思います。もう一度答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり強い組織を目指すためには、そういった部下、上司、その関係性において非常にこの大切な絆、信頼感を維持していかなければならないと思います。特に消防組織に関しては町民の生命、財産、そしてまた救急、消火活動と自身の生命、安全を投げ打ってでも時には挑んでいかなければならない自然災害、水災害、そのようなものと対峙する非常に重要な職業だと思っております。当然消防長をはじめ、町長としてもそうですけれども、現状把握した段階では今後この消防組織を維持するために必要なもの、現状それが今後維持しづらくなる、していけなくなる、そのような危機的な状況にあると私は認識しております。議員ご指摘のとおりこの内部のパワーハラスメント、上司、部下の信頼、そしてまた部下、一番最前線で働いているそういった職員の思いや考え等がしっかりと組織運営に反映される、そのような行政運営、組織運営に努めていきたいと思ひますし、

今後それは町民の皆様に対し見えるようにお示ししていく必要がある。また、その責任が私にはあると思います。

現在町長部局による対象職員に対する聞き取り調査を進めさせていただいております。その結果をもって町長として対処、判断すべきことはしっかりと判断させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 大変重い話ですが、大事な話だと思うので、しつこくもう少し尋ねます。

恐らく今の懲戒に関する基準、人事院の規則に基づいたものではないかと考えます。1度懲戒を受けた人が2度目があつたらどうなるかというのも恐らくそうだと思います。厳正にぜひ行っていただきたいですし、そういうルールにもとるようなことが決してないようにはしていただきたいのだが、どうかというのが一つです。

それからもう一つ、たとえ有能でどれほど組織内の地位が高い人であっても、極端なことを言えば副町長であっても、あるいは町長自らであってもこれについては決して許されない、パワハラは決して許されないということを確認したいので、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、パワハラは当然これは許されるべきものではないと考えております。

また、議員お話しのとおりこれは一方的な方向性ではなくて、いろんな方向性の関係性の中で起こり得る事象であるという認識も私は持っております。職員全員という中には、私はもう本当に全ての職員を対象に考えております。当然課長職、係長職、全ての職員を含んだ上での自身のストレスと適正に向かい合える、そういった職場環境を構築していくことがこのハラスメントの防止につながるのではないかと私は考えております。そういう意味では、その辺が至らぬ点であつたのかなと改めて私は反省もさせていただきたいと思っております。しっかりと当然今回は町民の生命、財産を預かる消防組織というお話でご指摘いただきました。しかしながら、行政、様々な課においての持ち得る仕事は、この町の未来、将来、そして安心、安全、産業、子育て、全てにおいて根幹になるものを決定、運営している組織であります。そういったものを維持、そしてまた持続していくためには根本的にいろいろなことを見直していかなければならないと改めて考えさせていただいております。しっかりと進めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森消防のパワーハラスメント等についてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

午後3時まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、8、森町複合施設建設について、議席13番、松田兼宗君の質問を行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

森町複合施設建設について。現在森町複合施設建設の基本計画策定に向け、町民の意見を基に既存施設の状況を踏まえ、森町公民館、役場庁舎、森町図書館、森町遺跡発掘調査事務所、飲食カフェスペースの5つの施設の機能を想定し、またその他の施設の機能についても複合の是非を含め詳細な検討が進められているところであります。

町政執行方針の中で人口減少、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や老朽化した施設の維持管理、さらには近年の物価高騰による経常的経費の増大により財政運営は一段と厳しさを増しておりますという認識を持っていながら、役場庁舎を含めた複合施設建設が含まない場合の2倍は必要なことからすれば矛盾していると考えますが、いかがでしょうか。

また、物価高騰に伴う建設費の増加、人口減少から町税や地方交付税の減少、気候変動に伴う農水産業の衰退と経済の低迷などからの財政の悪化が考えられ、そのつけを次世代へ押しつけることを避けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そもそも森町複合施設整備基本構想における基本理念、基本方針において役場庁舎に求められている機能について触れられていないことからすれば、役場庁舎を含めない複合施設を建設すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、庁内職員を対象としたワークショップを令和4年度に実施しているとされていますが、議論を深める必要からその内容を公表すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

現在物価高騰が続いており、特にエネルギー価格や資材価格の上昇が建設費の増加に大きな影響を与えております。建築費指数の推移を見ますと今後も上昇を続ける見込みであり、議員ご指摘のとおり複合施設の建設は町民サービスの向上に寄与する一方で、財政的な負担を増大させる要因にもなります。財政運営が厳しさを増している現状を踏まえた上で次世代への負担を軽減するためには、財源の効果的かつ効率的な活用が必要であり、施設の更新に当たっては単純更新ありきではなく集約化や複合化などの統廃合を検討し、更新費用及び維持管理経費の削減に努めることが重要であると考えております。

複合施設建設に当たっては、利用者の利便性を考慮し、必要な機能を確保しつつ集約化や複合化を進めることで設備の共用を図り、将来に過度な負担を残さぬよう財政負担を考慮した施設整備を行いたいと考えております。

次に、基本構想における基本理念、基本方針において役場庁舎に求められている機能について触れられていないため、役場庁舎を含めない複合施設を建設すべきであるのご意見についてですが、役場庁舎につきましては大部分が職員の執務スペースであり、町民の

皆様が利用されるのは主に窓口業務に関するスペースのみとなっているため、町民アンケートや町民ワークショップにおいて役場庁舎に求める機能についてのご意見が少なく、利用頻度の高い公民館や図書館部分についてのご意見が多く出されております。

また、役場庁舎につきましては施設規模について起債許可標準面積が定められているなど建設に対しての自由度が高い施設ではないため、防災拠点としての機能の起債にとどめているところではありますが、耐震基準を満たしておらず、安全性に課題があることを考えると、役場庁舎につきましても複合施設に含めて更新する必要があると考えております。

最後に、職員を対象としたワークショップについては、町としての方向性や基本構想の骨格を検討する際の参考とするため各職員から予算的な制限は考えず、法律に違反しない限りにおいてとにかく自由に意見を出してもらうことを目的として実施したものであり、現段階では公表は考えておりません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） まず、役場庁舎の部分のことが書かれていないという指摘をしていますが、それは基本構想に書いていない、触れられていないということになるのですが、普通であればどういう基本理念、新庁舎と新しい役場を建てる、どういうことが言われるかと一般的な話になろうかと思えますけれども、町民の安全と安心を守り、町民が利用しやすいまちづくりの拠点なのです。一般に言われることは、町民の安全、安心な暮らしを支える拠点となる庁舎、町民が親しみ利用しやすい開かれた庁舎、さらに行政サービスの向上を目指し多機能な庁舎であることなのです。さらに、高度情報を加え対応した機能性の高い庁舎であるべきだし、そして環境に配慮した経済性に優れた庁舎ということと言われるわけです。一般的に新しい役場だけを建てる場合の理念的なことを今言ったのですが、そういうことが一切書かれていないわけですね、今回の基本構想の中には。だから、私に言わせると、どうもそういうことがないということは公民館のイメージの話ししか書いてなくて、だから景色がいいところとか、場所があるとか、そういうようなところではないわけですよ、本来であれば。今後考える上で庁舎を除いた複合施設であっても別に構わないのではないのかという、だからこれだけ経済状況が悪化する中で真っ先に取り組まなければならないのは公民館のはずなのですよ、今の。浸水域にある、それを最優先して考えるべきなのだと私は思うわけです。とすれば、別々な場所に立ったとしても別に問題ないのではないかって私は思うわけです。

そして、先般2月26日、商工会議所と森町議会との懇談会、意見交換会というものが行われました。その中で商工会議所のほうから空き店舗、空き家対策の部分の意見が、何とか対策講じていかなければならないのではないかという話が出ています。その中でむしろそれを利用して役場のいろんな公共スペースをつくりながら利用することによって空き店舗対策というよりも大通りの商店街の活性化につなげていくのではないかと。

さらに、公民館についてもそうなのです。どこの部分もそうなのだろうと思って聞い

ていたのですが、渡島信金の中に大ホール、400人入るスペース、100人できる会議室があるとかという話まで持ち出されたわけですが、確かにそれはそういうのを利用するという手はあるだろうなって話は聞いてそのとき私思っていたのですが、そういうことを考えれば本当に必要な複合庁舎、庁舎を除いた複合庁舎を考えていいのではないかというふうに私思うわけです。

さらに、デジタル化の進展、町民によって町民の行政サービスを受けるために庁舎に行き、職員はそこで行政サービスを提供するために庁舎で働いているというのが今の状況なわけです。それがそういう状況からネット上でいつでも行政サービスを受けられることになるわけです。さらに、職員もテレワークできるようになるわけです。とすれば、一つの庁舎の中にいる必要もないし、在宅でできる、さらに庁舎自体も大幅に縮小できるのではないですか。ということを考えれば、ますます複合庁舎の在り方というか、面積も含めて大小はありますでしょうけれども、少ないスペースでやっていける時代になってくるわけです。というのは、今建てた場合に20年、30年後借金するわけです。私たちこの場にいる人たちというのはいないですよ、もう。とすれば、もう時代がすっかり変わっている、先取りした中での公共施設の在り方を考えるべきであって、デジタル化が進展していくというのそういうことなのだと私は理解しているのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

役場庁舎を別々にというお考え、現時点ではそこまでいろんなことを判断する、技術革新の進捗度も含めて判断できる材料はなかなか少ないのかなと思いつつも、可能性としては別にするどうのこうのではなくて、職員が働く執務スペースというものを当然今以上に縮小しなければならないと思いますし、窓口業務に関してはちょっと別ですけども、物理的な場所を特定しない。しかも、物理的なスペースをあまり必要としないというところの方針を計画に盛り込んでいける可能性というのは非常に考える余地としてはあるのかなって思います。実際すごく方向性としては考えなければならない、完全に別にするという要素ではなくて、極力私たちの執務スペース当然、ちょっと別な話になりますけれども、私町長室もなくていいって思っているのですよ、基本的には。それは何でかということ、執務室を必要と実際しないのです。どこにいても仕事できるし、職員とは違って別に時間に拘束されていませんし、いつ来て、いつ帰ったとしても全然それは問題なく、どちらかというと庁内にいるよりかは庁外にいることのほうが非常に多くて、それにプラステレワークの仕事のこのシステムが入りますと、本当に執務室にいる必要ってなくなってしまいます。そういった要素、今はちょっと特別職の私というところの観点が全部の職員に当てはまるとは思いませんけれども、そういった要素というのはこれから議論の中で深めていけるのかなという可能性は非常に考えています。そのことによって総床面積が縮むのであれば、それは建設コストにじかに反映されると思いますので、どこまでできるのかというのはなかなか、やってみて駄目でしたという話にはなりませんので、本当に熟慮しているんなシミュレーションをしなければならないと思うのですけれども、そこはある一定程

度考えております。それとは別に極論として役場庁舎の中に含めないで公民館だけ先に立ててしまうというのは、私は極論になってしまうのかなってちょっと思います。結果として今の役場庁舎、この議会棟も含めてこのままでは絶対いけませんし、仮に極論このままにいるということに対してもすさまじい費用をかけて改修、耐震等々をしていかなければならないって必ずコストの問題は出てきます。そういう様々な問題を今後テーブルにのっけていろんな方々のご意見を聞いていく要素の一つとしては検討しなければならないところだなと思います。しかしながら、全く別にして公民館だけ先に建ててしまうというのは、ちょっとなかなかその先どうなるかというのも非常に難しい観点が生まれてスピード感を持って進められなくなる原因の一つになるのかなって思います。その点に関しては貴重なご意見をいただいたというところで今回は答弁とさせていただきますし、要素としてはこの現構想においてもいかにして執務スペースを縮めていくかというところは検討しているところでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 先ほどの野口議員の一般質問の中での答えて、町長のほうからの答えの中に基本計画まではつくりたいのだという話言いましたよね。それで、それまでに結構、そこまでいくまでにお金もかかるわけですけども、その先はまだ見通せない、そういう状況になっているのは確かなのです。例えば月形町で新聞の、最近の道新の記事だけ見ても月形町とかがいろんな公共物を建てる上で町民の理解が得られないから25年の着工を見送るとか、ここら辺では江差町の道の駅の問題も出ています。さらに、滝川市においては市立病院経営悪化で市財政見直しのために駅周辺の整備事業を一時停止させるとかというふうな部分が、相当各町村、森町だけではなくて同じ状況だとは思っています。その中で基本計画までやりたいというか、そこまでの、実際に調べてみないと分からないことがいっぱいまだあるのだと思うし、実際これから確実に言えるのは建設のコストが下手すると倍になる。私が知っているのは今森町の公共下水道、説明したときに私が耳にしているのは、当時65億かそのぐらいというのが多分その中で、町民とのやり取りの中で倍になるだろうって言われたって言うのですよ、町民その説明の中で。実際に建てる、造り終えるまで。同じことが言えるのではないですか、今の複合施設を建てるというまでに。そういう経済状況であるということを考えれば、そして人口が半分に減るわけです。とすれば、職員の数も必要なくなるし、必要なくなるというよりも雇ってられないですよ、そんな財政規模ではなくなっていくわけですから。当然職員だって半分にしなければならぬという問題が出てくるわけです。それを見通した場合に役場の庁舎というのは、そんなに急いでやる必要があるのかというふうな私の考え方なのです。それは多くの町民がそう思っているのではないかなって思っていて、それで2つ目の公表する予定はないって言っていた町職員の間でどういう議論がされているのかって。私が言いました令和4年度に実施したと言われている以降もやっていますよね。だから、そういうのを含めて役場の職

員自体がどう考えているのか。それを町民にぶつける中で議論していかないと、進んでいかないのではないですか。どういうふうに考えているか分からないのですから、実際に使っている人たちが。だから、それも含めて今後それを再度考え直してどのような考えで議論がされているのかということを持ち出さないと、町長は常々町民等の意見を聞きたいのだみたいなことを言っていますけれども、実際にはその仕組みというのは公民館でこういう説明会やる、集まってくださいというだけの話ですよね。座談会的にはいろんな場所に行っているのでしょうか、各種団体を含め、町内会を含めいろんな組織にある中での議論をしていかないと、本当の町民の意見というの聞いたことにならないと私は思うのですけれども。最後その辺再度確認して、今後の進める上で町長側の姿勢というか、意見を酌み上げるシステムというか、その辺をきちっと考え直さないと、もう1年ないのですよ、基本計画つくるまでの立地場所の問題もでしょうけれども。その辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当に非常にいろんなご意見をいただいている状況の中で最終的にというか、どのような方法を使って町民の意見を吸い上げていくかということに関しては、ある意味正直なところ物理的な限界というのは、当然これは出てくると思います。それを集約しながら進めていく中においては基本計画というものを、さっきたたき台って表現させていただきましたが、それを7年度、来年度かけてやらせていただくという中においては、さらに今より非常に、たたき台ですので、いろんな検討をしやすいような材料がいっぱい出てくるのかなって思います。

プラス、先ほど財政の話ですとか、様々な資料等も付け加えてどんどん、どんどん判断しやすいような、そういった情報というのはこれからも出していきたいと考えております。役場職員内で今も行われているワーキンググループというか、その検討に関しては例えば法律の整理だったり、今行政内における課題の整理というところについて進捗に合わせて検討をそれぞれの課を交えて行っているというところであります。それを役場職員がどう考えているかというところを、好きなように考えてくれって初めのスタートの段階では言いましたので、本当にいろんな意見が出ました。立場も切り替えながら、一町民としての意見でもあったり、働く立場でもあったり、例えば公民館を利用する、自分の趣味の立場であったり、いろんなそういう立場を変えての意見を聞かせていただいた、そういった内容になります。ですから、今後の計画を進める上での参考にさせていただけるような内容ではあんまりないのかなというのが正直なところであります。その中でもそれがもし必要であれば、公開していくというところも検討させていただきたいとは思っているのですけれども、現時点においてはあまり時間のないところではありますけれども、たたき台と様々な資料を提示させていただきながら、いろんな町民の皆様にご意見を聞かせていただきたいというふうに考えております。現段階では、そのようなお答えしかできないのが現状ではありますけれども、いずれにいたしてもまだまだ参考にさせていただくための資料というのはも

っと必要なものがあるのかなと考えておりますので、引き続きご提示させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町複合施設建設についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、9、放置船舶対策について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

○2番（河野文彦君） 通告に従いまして質問させていただきます。

放置船舶対策についてです。森町の基幹産業の一つである漁業は地域経済を支えており、水産加工業や運送業など裾野の広い経済構造の源となっております。前浜で水揚げされる新鮮な魚介類は日本の食を支えていると言っても過言ではなく、盛んに行われているホタテ養殖では海外への輸出も盛んに行われており、食品輸出戦略の要となっております。町内には漁業に欠かすことのできないインフラとして地方港湾1港と漁港6港が設置されており、その多さからも漁業がいかに盛んかがうことができますが、放置されているのではと思われる船舶を目にすることがあります。特に係留したまま放置された船舶は十分な管理もされないことから、浸水による沈没、油の流出、係留索切断による他船との衝突など多くのリスクを抱えています。上架したまま放置された船舶であっても同様に多くのリスクがあります。放置に至った経緯は様々ですが、漁業従事者の中でも高齢化や後継者不足で廃業や事業譲渡を余儀なくされるケースが散見され、その高額な処理費用も大きな要因となっています。本来であれば船主が最終処分まで責任を持って行わなければなりませんが、放置船舶を減らし、港湾としての機能を維持することと他船への影響を低減するためにも行政として取組が必要であると思っておりますので、質問いたします。

1つ目、放置されている船舶の現状は。隻数、管理状態などです。

2つ目、放置された原因をどのように分析しているか。

3つ目、新たな放置船舶を出さないための取組が必要と考えるが、いかがか。

以上、質問いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目の放置の現状ですが、渡島総合振興局で漁港区域内の放置船調査を行っており、令和6年3月末現在で森地区では22隻、砂原地区では55隻が陸上で放置されている状況であります。また、森港湾につきましては、漁船の管理を委託している森漁業協同組合が昨年4月に調査した時点で陸上で18隻、水域では8隻の放置を確認しているところであります。

2点目の放置された原因でありますけれども、最大の要因は議員のおっしゃるとおり本来であれば船主が最終処分まで責任を持って行わなければならないといった意識の欠如によるところが大きいと考えております。最終処分まで至らなかった背景は人それぞれあるにせよ、事業を営む者は廃業の在り方も勘案した上で経営すべきであり、事業者の責任であると考えます。

3点目の取組につきまして、港湾であれば管理者である町と漁業協同組合、漁港に関しては管理者である北海道と漁業協同組合が所有者の判明しているものについては撤去、処分の指導を強化してまいります。また、所有者不明、もしくは所有者に負担能力がない場合の対策については全道、全国的な課題でもありますので、関係機関による今後の検討事項であると考えます。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 今実際の隻数ですか、私もそこまで調査したことはなかったのですが、私が認識している数よりも相当多いなという印象でした。正直びっくりしました。そういった中でちょっと前段に、私この質問のタイトルに放置船舶というような書き方したのですよ、放置漁船ではなくて。船舶という書き方をした理由に港湾施設、特に森港ですか、漁船だけではなくてプレジャーボートなんかもあり得るのです。今はあんまり数がないかなという気はしますが、なのであえて漁船ということではなくて船舶というようなタイトルにさせていただきました。ただ、私この取組が必要という部分で、正直漁船とプレジャーはちょっと分けて考えなければならないのかなって思う部分があるのです。というのは、プレジャーボートの場合は完全に趣味の船といいますか、遊びの船といいますか、そういう要素が大きいですから、それこそ自分で責任を持って処理しなければならないという部分がありますけれども、では今回の一番のメインの漁船という部分でちょっと掘り下げて今再質問していきたいと思うのですけれども、実際例えば今森港に放置されている船舶、もとは漁船だったかなと思うのですけれども、正直言ってエンジンとか金目な部分は抜き取って売却して、FRPの船体だけ放置しているというようなケースもあるみたいで、大変見たくも悪いですし、時間がたつほど所有者っていいですか、そこ遡るのが難しくなってしまうのかなというふうに思うのです。なので、こういう対策というのも早くやるべきだなというふうに思って聞いていました。

先ほどの町長の答弁の中でやはり最終的には船主といいますか、事業者の責任であるところでは私もそう感じる場所もあります。やはり漁船にしてもプレジャーにしても所有者が最後まで責任を持って、漁船というところであれば商売の道具で、今まで使ってきたものに関して廃業である場合はその最後の後始末といいますか、そういうところまでしっかり責任を持たなければならないなというふうには思うのですけれども、先ほどおっしゃったように廃業の原因が高齢化であったり、従業員不足であったりという部分でなかなかきつく指導するのも大変なのではないかなという思いの中で、今回町長の執行方針の中で水産関係の部分に記載されていたもので、生産能力の維持と事業継承の意欲が今後の課題。事業を続けてもらう意欲を持ってもらうのは、もちろん大事だと思います。では、この意欲を持ってもらう中の一つとして、この意欲を持ってもらうにはいろんな手法があると思うのですけれども、いろんな要因あると思うのですけれども、その一つとして例えば最後に船舶を処分する際に町として全額とか、もちろんそこまで言わないです。多少な

りとも船舶の処理に対して何か一部助成なり支援なりという形でその処理するための呼び水といたしますか、きっかけをつくるためのそういう助成的なもの、こういうものがあってもよろしいのではないのかなというふうに思いました。

では、全国で実際どうなのかなというところと確かに少なかったです。僕もネットで調べれる範囲でしたけれども、全国いろいろ見たら少ないのですけれども、ないわけではないのです。やっぱりこういう漁業が盛んな自治体では、こういった廃船に当たる支援という事業は行われているところもありました。中身見ますと、それほど大きな支援ではないかなというふうには思って見ていました。金額でいえば10万円とか5万円とか、そういうレベルの支援でしたけれども、漁業者の方からしてみればそういう支援を町がしてくれるのであれば、廃業の際にはそういう支援を活用して船舶を放置することなく、残りは自分でしっかり手当てして処理をしていくと。そして、廃業するというきっかけになるのではないかなと思うのです。町が支援するということは、やはり町民全体が応援しているということと同じだと思いますので、私は今後放置船舶を出さないための取組としてそういった支援があってもよろしいのではないかなと思いますけれども、いかがか再質問させていただきます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員の今のご質問の中に何点か非常に要素が含まれているなってちょっと思って聞かせていただいていたいました。最初の答弁でもお話しさせていただきましたとおり、基本方針としては、やはり自身の事業を畳むときには自分たちで責任を持ってというところは訴えかけていきたいというところは基本的にはございます。しかしながら、それを例えばこの事業継承で事業承継における誰かにお譲りする際のそういったものに対する建設的というか、生産的な支援というところではちょっと検討のしがいがあるのかなというふうに考えておりました。本当に私も聞いた話ではありますけれども、やっぱりまだまだ漁業のそういった産業の資材、漁業資材に関しては使えるのだけれども、そういうものを誰も引取り手がいないというところにおいては、そういった放置というところになる可能性もあるのかなというふうに思います。当然まだまだ使える、目新しいそういう資材に関しては購入したいという人もいるのかもしれないですけれども、何分使い込まれて年季の入ったものというところになると、やはり買取り手もつかないのかなということもあり得るのかなと思います。成果としてそれがどのように売却先につながるのかというのは、なかなかちょっと検討しなければならないですし、いろんなシミュレーションや実態ももうちょっと調べなければならぬとは思っておりますけれども、事業が続いていく、その事業者の承継のためにこの資材が移るというところに関して助成する制度というのは検討する余地があるのかなと思いますので、その点に関しては漁業の担い手育成に対する助成という方向性でちょっと検討させてもらえればなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 今ほど町長から売却だとか、事業継承に向けての支援はありかな

というようなご答弁だったと思うのですが、今回の質問のメインとしては船舶を例えば事業継承で船舶ごと譲渡してとかというケースではなくて、最後に廃船、解体、もう廃棄するときのお話をぜひ進めてほしいなという部分だったものですから。先ほど継承だとか、そういう部分に対する支援ももちろん大事な部分かなと思うのですが、今回のテーマとしては最後にもう使い終わって、言ってしまうと廃棄する。その廃棄のコストがかかるものですから、そこに対する支援はいかがかという部分に絞っていただけたらなというふうに思います。

最後にその船が捨てられるとき、まだ価値があって使える船だったら中古艇市場というのがあるようですので、言ってしまうと海外に売られていくというのがあるみたいですが、やっぱり使い込まれてFRPのプラスチックなんかですと大分プラスチックの性がなくなるといいますか、もう廃船というようなケースの船も多いみたいなのですが、私今回の件で産廃関連の業者さんでそういう最後のFRP船を引き取って処分しているというような業者さんにちょっと調査に伺ったのですが、サイズにもよりますが、100万以上かかるものもあるそうです。ですので、廃棄するという方にそこでプラス100万円以上の処理代というのは相当な負担だろうなというふうに思うものですから、そこで100万のうちの半分出せとか、8割出せとかではないです。そういう、では町で応援してくれるのなら処理しようという、さっきも言いましたけれども、動機づけになればいいのかなというふうに思ったものですから、今回質問させていただきました。

ですので、また町長のほうからの執行方針の中の文章で、これちょっと漁業とはまた別な部分なのだけれども、空き家対策の部分の記載で所有者の自発的な除却を促進するため、費用の一部を助成する。まさにこれかなと思うのです。空き家対策はまた別な国の考え方もあると進んでいるところなのなのですが、なのでまさにこれを今の船舶の話に当てはめれば、最後に廃棄して解体される船舶を自発的に処理してもらうためにも、きっかけをつくるためにも費用の一部を助成するというのは、同じ考え方で合うのではないかなと思って今あえて抜き出させてもらったのですが、そういった中で先ほど再質問の答弁の中で売却とか事業継承という部分に、町長そっち行ってしまったものですから、改めて解体、廃棄、本当に最終処分に対する助成。さっきも紹介したように、ほかの自治体でやっているところもあります。なので、できないとかということではない。やるか、やらないかだと思うのです。よそのまちでもう既に導入しているところありますから、漁業が盛んなところは。なので、その辺私はそういう支援が必要なのではないかというふうに思って今回は質問させていただきましたので、ぜひ再々質問としてもう一度改めて町長の前向きな意見を伺えたらと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

空き家の除却に関してのお話も今河野議員からしていただきました。今回放置されている船舶に関してです。私も港湾、森港へ行行って放置されている船舶を見て、このままにしておいても多分朽ちていくだけで、一つ行政として判断しなければいけない懸念として思っ

ているところ、それはそれがその後そのまま放置されていることによる危険性です。まさに、空き家に関しても今やはり放置されている、持ち主が誰か分からないで危険空き家になる可能性が高いと。そうなる前に除却を促すための補助金という制度の趣旨がございます。ですから、検討の一つとして廃業の際にその費用の負担が足かせになって放置してしまうというようなことにつながるのであれば、そういった現状は危険空き家にならないための除却の制度と少しかぶる部分もあるのかなって考えています。その辺は制度設計をする際に追求というか、調べるなり検討しなければならない部分ではあると思うのですけれども、そういった面では実際の課題として担当課は今後抱えていくと思いますので、それを増やさないための趣旨としての制度として検討する余地は少しあるのかなと思います。そういった面で調査等々させていただきながら検証、検討はちょっとしてみたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 放置船舶対策についてを終わります。

以上で議席２番、河野文彦君の質問は終わりました。

◎日程第４ 議案第２４号ないし議案第３９号

○議長（木村俊広君） 日程第４、議案第24号から議案第39号まで16件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第24号から議案第39号については、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く12人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。併せて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき議案１件ごとに取り扱うものしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第４、議案第24号から議案第39号については、議長を除く12人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第１項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時50分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました選任に関わる協議の結果、予算等審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に伊藤昇君、副委員長に加藤進君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、3月6日から3月12日まで休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

3月6日から3月12日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（木村俊広君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月13日午前10時開会とします。

延会 午後 3時51分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年3月5日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和7年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

令和7年3月13日（木）

開議 午前10時00分

休会 午前10時59分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和7年第1回 議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
制
森町議会3月 定について
会議付託議件 議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について
議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町ふれあいの森）
議案第30号 令和7年度森町一般会計予算
議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第34号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第38号 令和7年度森町水道事業会計予算
議案第39号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算
- 4 議案第40号 公の施設の利用に関する協議について
- 5 議案第41号 令和6年度森町一般会計補正予算（第13号）
- 6 同意第2号 副町長の選任について

- 7 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 8 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について
- 9 議長の常任委員会委員の辞任について
- 10 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 11 意見書案第 1 号 インボイス制度の廃止を求める意見書
- 12 議員の派遣について
- 13 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長 14 番	木 村 俊 広 君	副議長 1 番	伊 藤 昇 君
2 番	河 野 文 彦 君	3 番	高 橋 邦 雄 君
4 番	河 野 淳 君	5 番	山 田 誠 君
6 番	野 口 周 治 君	7 番	斉 藤 優 香 君
8 番	千 葉 圭 一 君	9 番	佐々木 修 君
10 番	加 藤 進 君	12 番	東 隆 一 君
13 番	松 田 兼 宗 君		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	山 下 英 一 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総務課参事併 選挙管理委員会 書 記 長	石 岡 丈 宜 君
監査事務局書記長	小 田 桐 克 幸 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
企画振興課参事	池 田 恵 太 君
税 務 課 長	東 克 宏 君
保健福祉課長兼 保健センター長	宮 崎 弘 光 君

保健福祉課参事	萩	野	友	章	君
住民生活課長	阿	部	泰	之	君
子育て支援課長	野	崎	博	之	君
環境課長	川	口	武	正	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農林課技術長	濱	野	真	行	君
農林課参事	佐	藤		司	君
水産課長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	白	石	秀	之	君
建設課長	富	原	尚	史	君
建設課技術長	伊	藤	正	吾	君
砂原支所長兼 地域振興課長	落	合	浩	昭	君
町民福祉課長	奥	山	太	崇	君
教 育 長	毛	利	繁	和	君
学校教育課長	坂	田	明	仁	君
学校教育課参事	藤	嶋		希	君
学校教育課参事	名	生	達	也	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
社会教育課 文化財保護係長	高	橋		毅	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	敦	賀	靖	之	君
国保病院 経営企画総括監兼 さくらの園・園長	柏	浏		茂	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	松	居	順	一	君
消 防 次 長	佐	山	寿	一	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長 小 田 桐 克 幸 君

次 議 庶	長 事 務	兼 長 係		関		孝 憲	君
庶	務	係	木	村	友	理	香
総	務	係	近	江	篤	市	君
総	務	係	山	内	梨	沙	君
財	政	係	川	本	歩	美	君
行革D X推進係			水	口	祐	太	君
人 事 厚生係			山	崎	友	也	君
人 事 厚生係			満	間	笑	歩	君

○会議に付した事件

- 1 議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について
議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について
議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について（森町ふれあいの森）
議案第30号 令和7年度森町一般会計予算
議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第34号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第38号 令和7年度森町水道事業会計予算
議案第39号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第40号 公の施設の利用に関する協議について
- 3 議案第41号 令和6年度森町一般会計補正予算（第13号）
- 4 同意第2号 副町長の選任について
- 5 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 6 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 7 議長の常任委員会委員の辞任について

- 8 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 9 意見書案第 1 号 インボイス制度の廃止を求める意見書
- 10 議員の派遣について
- 11 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席4番、河野淳君、議席5番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第24号ないし議案第39号

○議長（木村俊広君） 日程第3、令和7年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第24号から議案第39号まで16件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うこととします。

予算等審査特別委員会委員長報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（伊藤 昇君） 予算等審査特別委員会審査報告を行います。

令和7年3月5日、令和7年第1回森町議会3月会議において、本委員会に付託されました議件16件を審査した結果、次のとおり議決したので報告いたします。

付託議件名と議決結果。議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定について、原案可決。

議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、原案可決。

議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について、原案可決。

議案第30号 令和7年度森町一般会計予算、原案可決。

議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。
議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。
議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。
議案第34号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。
議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。
議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。
議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。
議案第38号 令和7年度森町水道事業会計予算、原案可決。
議案第39号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

審査の経過。3月6日、出席委員12名。議案第24号から29号までの質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第30号、一般会計予算、歳入、款1町税から歳出、款4衛生費まで及び款12公債費、款13予備費について事項別明細書により質疑を行いました。

3月7日、出席委員12名。議案第30号、一般会計予算の歳出、款5労働費から款7商工費について事項別明細書により質疑を行いました。

3月10日、出席委員12名。議案第30号、一般会計予算の歳出、款8土木費から款11災害復旧費について事項別明細書により質疑を行い、討論の後、採決を行いました。また、議案第31号から議案第36号までの特別会計6予算及び議案第37号から議案第39号までの事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

審査の結果。令和7年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第24号から議案第39号までの16件については、3月6日、7日及び10日の3日間にわたり各委員の熱心な審議の下に審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、今後森町を取り巻く経済状況が不透明な中、本委員会の審議過程において各委員から提言のあった事項等を慎重に検討の上、住民に周知徹底し、行政執行に十分反映されるよう願うものであります。また、国際情勢の混乱等による物価高や原油高の影響により町民の暮らしは大きな影響を受けております。町においては、経済をはじめとする各種対策について積極的に取り組むとともに、財政状況にも十分留意しながら力強いまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上を申し上げて委員長の報告といたします。

○議長（木村俊広君）これから令和7年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。

議案第24号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 ホタテ未利用資源リサイクル施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 森町水産系副産物再資源化施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 森町副町長の定数の特例に関する条例制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

議案第28号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第28号については、可決することに決定しました。

議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数です。

議案第29号については、可決することに決定しました。

議案第30号 令和7年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論ですね。

○13番（松田兼宗君） それでは、議案第30号 令和7年度森町一般会計予算に対して反対すべきものとして討論させていただきます。

このたびの予算委員会ほど議会、すなわち町民に対する行政の説明責任が大きく欠落していると感じたことはありません。3回の質疑を乗り越えれば、全ての事業計画が認知されるという誤った認識があるとすれば、町民不在の行政執行を推進することを意味します。

また、事業計画が一時的な課題を解決するだけで、長期的な視点が不足している点や現行の事業や将来の事業計画が赤字や無理な借入れを伴うものであれば、長期的な財政悪化の心配を持たざるを得ないのは私だけでしょうか。

事業計画、それに伴うあらゆる情報は、行政の占有物ではありません。行政は、町民の事務局でしかありません。あらゆる事業計画は、何を実現しようとしているかを明確にしなければなりません。単に事業計画を実行することが目的ではありません。事業計画をつくることが目的ではないのです。

この場では、具体的な事業計画については触れません。あなたたち議会が賛成したからという責任転嫁をさせないために、議案第30号 令和7年度森町一般会計予算に反対いたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○3番（高橋邦雄君） 議案第30号 令和7年度森町一般会計予算に対して賛成するものでございます。

本予算は、高齢者福祉、医療、保険、教育、農林水産業等バランスよく編成された予算であり、森町にふさわしく、町民の暮らしに密着した予算だと思われます。また、文化、スポーツ、遺跡事業など森町の特性を生かした豊かな地域づくりができるものと期待しております。

質疑の中で様々なご意見もありましたが、それらをもってこの予算案そのものに大きな瑕疵があるとは言えません。ただ、施設基準に関わる返還金が生じることとなりますが、国からの返還金確定がされていない状況です。関係各課において知識の向上や情報等の共有に努められ、適切な管理の下、体制の強化を構築し、再発防止に全力で努められることを改めて強く要望いたします。

各施策を推し進める町長の意気込みを高く評価し、さきに述べたように、森町で暮らす町民にとっても重要な予算ですので、議員各位のご賛同をお願いしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 次に、反対討論を許します。

○7番（斉藤優香君） 議案第30号 令和7年度森町一般会計予算の反対の立場で討論いたします。

このたびの予算編成におきまして、各課、各機関との連携不足のために適切な予算となっていないと思います。6年度の道の駅リニューアル調査計画策定業務において、議会は附帯決議を議決しております。これは、町民の声です。今年度は、調査された計画を基に町内関係部署の検討委員会を立ち上げて検討するためにアドバイザー委託料として290万4,000円が計上されました。調査の結果を基に基本構想として作成された計画がご報告されるのであれば、次は基本計画の中で町内関係者検討委員会と関係団体検討委員会を立ち上げて進めていかないと、お金と時間ばかりが費やされてしまいます。町民は、以前にも道の駅について意見を出し合い、検討してきました。庁舎内での情報共有できていないために、別の課の出来事になっているようですが、町民は町で行われたことで区別できる人は少ない。そのときの情報も含めて道の駅は基本計画に進めていくべきと考えます。

また、このたび29人乗りのマイクロバスを企画振興課で1,500万円、教育委員会で1,340万円の2台購入するとなっています。町民目線では、このように考えてしまいますが、1台は火曜と金曜の砂原線の公共交通バスに、もう一台は老朽化したスクールバスの交換のために、町はそれぞれに用途が違ふとの説明でした。しかしながら、国土交通省は児童生徒等及び地域住民の移動手段の確保に向けたスクールバスと地域交通の効果的な活用を推進するとして、スクールバス空き時間の利用、スクールバスの地域住民の混乗など、地域全体で効率的な運送体系を構築する観点から、各関係部署は連携の下、推進されたいとなっております。スクールバスは、1台入れ替えたとして森中学校は現在7台、さわら小学

校に3台あります。支援制度もあり、少子化している現状の中で町は知恵を絞り、最少の経費で最大の効果に努めなければならないなどの観点から、2台購入は必要ないと考えます。

その他においても、役場は全然で連携し、情報を収集、共有し、各計画に基づいて事業を進めていると思われなため、地方自治法第2条第14項の観点から反対の立場で討論いたしました。

皆さん、ご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） 次に、賛成討論を許します。

○5番（山田 誠君） 令和7年度の議案第30号 森町一般会計予算に賛成するものでございます。

令和7年度の予算は、第2次森町総合開発振興計画を基本としており、各分野の個別計画に基づいた予算案であり、特に子育て支援、高齢者福祉対策に力点を置き、農林水産業は国、道の補助の導入を図り、水産業、農業の振興を図る予算となっております。

また、商工業につきましても地域経済対策に力を入れ、町内経済の活性化を図るべく、特にさくら商品券等の発行に支援をしております。

ごみ処理関係につきましても、衛生環境の充実が図られており、さらには定住対策、空き家対策については地域おこし協力隊の積極的な活用も図られております。

防災、消防等についても、それぞれの地域の防災力の強化、充実が図られ、町民の防災意識の高揚が図られております。

地域公共交通についても、森町地域公共交通バス運行の充実、さらなる利便性の向上が図られる予算となっており、また教育関係についても幼小中、社会教育等、各階層の町全体の教育底上げが図られる予算となっております。

各種対策に積極的に取り組む姿勢と財政運営に十分留意しながら、力強いまちづくりを進めていただきたいものと思っております。

よって、私は原案に賛成するものでございます。

議員皆様方の賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（木村俊広君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

議案第31号 令和7年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

議案第31号については、可決することに決定しました。

議案第32号 令和7年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

議案第32号については、可決することに決定しました。

議案第33号 令和7年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第33号については、可決することに決定しました。

議案第34号 令和7年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第34号については、可決することに決定しました。

議案第35号 令和7年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第35号については、可決することに決定しました。

議案第36号 令和7年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第36号については、可決することに決定しました。

議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論。

○13番（松田兼宗君） それでは、議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算に対して反対とすべきものとして討論させていただきます。

昨年12月19日に国厚生労働省、北海道厚生局による施設基準等に係る適時調査が実施され、診療報酬請求について加算請求の人員基準を満たしていないことが原因で、地域包括ケア病床が取消しとなり、診療報酬の返還金が発生することとなりました。

当初概算で返還金として3億7,000万円ほどになると見込みがあるとされていきました。しかし、このたび令和7年度予算は3億円を超える返還金が発生することや、地域包括ケア病床の取消しによる患者への影響、病院運営への影響、地域医療の連携への影響、医療スタッフの負担の増加、地域社会への影響など、多方面へ負の影響の可能性が指摘されているにもかかわらず、それらを考慮した予算編成になっておりません。さらに、13年もの間、病院事業の在り方を検討するためにある附属機関である森町国民健康保険病院運営委員会が組織されず、条例、規則に違反しているという違法状態の中、新たにこの第三者委員会的な性格を持ち、今回の不祥事の調査をし、責任の所在を明らかにする運営委員会の組織の再開の日程すら明確にされていません。

よって、このたびの議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算に対して反対すべきものと考えます。

皆様のご賛同をお願いし、反対討論といたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 次に、賛成討論を許します。

○3番（高橋邦雄君） 議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算に賛成するものでございます。

施設基準に関わる返還金が生じることとなりましたが、現在厚生労働省、厚生局において返還金が確定されていない状況にあります。知識的な問題でコミュニケーション、情報共有がなされていなかった結果でございますが、まだ国からの確定というものが現在町のほうには来ておらない状況でありますので、この会計予算自体を今現在で判断して反対するというのはいかななものかと思われます。

よって、議案第37号 令和7年度森町国民健康保険病院事業会計予算に対して賛成するものでございます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第37号については、可決することに決定しました。

議案第38号 令和7年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

議案第38号については、可決することに決定しました。

議案第39号 令和7年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

議案第39号については、可決することに決定しました。

◎日程第4 議案第40号

○議長(木村俊広君) 日程第4、議案第40号 公の施設の利用に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長(水元良文君) それでは、議案第40号 公の施設の利用に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の3第2項の規定により、七飯町の公の施設を森町の住民の利用に供することについて七飯町と協議するため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

1、公の施設の名称及び利用区域。名称、七飯町特定環境保全公共下水道(接続幹線)。利用区域、大沼下水浄化センター(大沼町826—2)からすずらんゲートボール場付近(本町2—141—1)まで。名称、七飯町流域関連公共下水道、七飯13号幹線。利用区域、すずらんゲートボール場付近(本町2—141—1)から函館湾1号幹線ナンバー1接続点(字緑町)まででございます。

資料番号18番を提出しておりますので、ご参照願います。

提案理由でございますが、森町特定環境保全公共下水道(赤井川処理区)からの汚水は、現在七飯町の大沼下水浄化センターで処理しています。七飯町が大沼下水浄化センターを廃止し、七飯町特定環境保全公共下水道(大沼処理区)を七飯町流域関連公共下水道に接続することに伴い、新たに森町の住民が七飯町の下水道施設を利用することになることから、公の施設の利用について七飯町と協議するためです。

主たる内容については、利用施設の内容となります。

新たに利用する施設として、1つ目、七飯町特定環境保全公共下水道（接続幹線）。予定区間は資料記載のとおりで、計画概要、接続距離、約11キロメートル、計画期間、令和8年度から令和15年度まで。供用開始は、令和14年度の予定です。

2つ目として、七飯町流域関連公共下水道。予定区間は資料記載のとおりで、施設概要、幹線名、七飯13号幹線、接続距離1.2キロメートル。接続開始は、令和14年度の予定です。

関連図面を提出していますので、併せてご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第41号

○議長（木村俊広君） 日程第5、議案第41号 令和6年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第41号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町一般会計補正予算の第13回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,500万円を追加し、歳入歳出それぞれ144億3,480万3,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について説明いたします。款19繰入金は、補正財源として計上するものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出について説明いたします。款8土木費の3,500万円ですが、除雪業務委託料については令和6年度一般会計補正予算の第12号で補正予算を計上し、議決いただいたところではありますが、補正予算取りまとめ以降の降雪により、さらなる予算不足が見込まれるため補正しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから議案第41号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
日程第5、議案第41号は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

◎日程第6 同意第2号

○議長（木村俊広君） 日程第6、同意第2号 副町長の選任についてを議題とします。
本件について提出者の説明を求めます。
○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第2号 副町長の選任についてご説明申し上げます。

先ほど可決いただきました森町副町長の定数の特例に関する条例による特命担当の副町長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

特命担当の副町長につきましては、柏渕茂氏を選任したいと思います。

同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー19を提出しておりますので、詳細につきましては省略させていただきますが、医療に関わる民間企業から森町に奉職し、医療及び介護分野における豊富な経験を有しております。また、民間企業に勤めていた際に築き上げた外部の人材に対する人脈や過去に在籍していた組織との良好な関係を現在も有しており、医療、介護、保健福祉行政において直面する諸課題に対し行政の重責の一端を担っていただくのに適任であると思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、このたびの副町長選任について、不同意という形で、反対という立場で討論いたします。

森町健康保険病院の地域包括ケア病床の取消しにより診療報酬3億円余りの返還金が発生するという不祥事の大きな責任の一端を担う立場で、最終的な調査、報告が終了していない中で副町長任命の人事案件を提出すること自体、理解できません。議会、町民の心情を逆なですることになります。

よって、この時点でのこの人事、副町長選任に対しては、不同意として反対いたします。以上です。

○議長（木村俊広君） 賛成討論の発言を許します。賛成討論ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） そのほか討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、これで討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。この採決は、起立により行います。

同意第2号に賛成の方は起立願います。

（起立可否同数）

○議長（木村俊広君） 以上のとおり、起立採決の結果……。

念のため、原案に反対の方、起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 原案に反対の方ですよ。先ほどは、原案に賛成の方、起立願いました。6名でした。数合わないですね。

もう一度起立してください。

原案に対し賛成の方、起立願います。

（起立可否同数）

○議長（木村俊広君） 6名ですね。

念のため、原案に反対の方、起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 東議員、両方起立しているけれども……

暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

もう一度採決をやり直したいと思います。

原案に対し賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長（木村俊広君） 念のため、原案に反対の方、起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

したがって、日程第6、同意第2号は、否決されました。

◎日程第7 選挙第1号

○議長（木村俊広君） 日程第7、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと考えますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員は、堺要夫さん、岡田康帆さん、吉崎潤美さん、青山雅洋さん、以上の方を指名いたします。

選挙管理委員補充員には、第1順位、島津孝男さん、第2順位、金谷義範さん、第3順位、対馬光弘さん、第4順位、谷内絢子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました堺要夫さん、岡田康帆さん、吉崎潤美さん、青山雅洋さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

島津孝男さん、金谷義範さん、対馬光弘さん、谷内絢子さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第8 選任第1号

○議長（木村俊広君） 日程第8、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを行います。

す。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました選任第1号議案名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配りました選任第1号議案名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

（議長、副議長と交代）

再開 午前10時54分

○副議長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第9 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（伊藤 昇君） 日程第9、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

総務経済常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務経済常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○副議長（伊藤 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務経済常任委員会委員の辞任については許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

（副議長、議長と交代）

再開 午前10時55分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第10 選任第2号

○議長（木村俊広君） 日程第10、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、森町議会委員会条例第6条第4項の規定により、お手元にお配りしました選任第2号議案名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員はお手元に配りました選任第2号議案名簿のとおり選任することに決定しました。

◎日程第11 意見書案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第11、意見書案第1号 インボイス制度の廃止を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（木村俊広君） 起立少数であります。

よって、日程第11、意見書案第1号は、否決されました。

◎日程第12 議員の派遣について

○議長（木村俊広君） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員の派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において

必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第 13 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（木村俊広君） 日程第13、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第 6 条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） これをもちまして本 3 月会議に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、令和 7 年第 1 回森町議会 3 月会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

休会 午前 10 時 59 分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年3月13日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員